池田町福祉計画

令和３年度～令和５年度

池田町地域福祉計画

池田町成年後見制度利用促進計画

池田町高齢者福祉計画

池田町障害者計画

池田町障害福祉計画・障害児福祉計画

長野県北安曇郡池田町

令和３年３月

目　次

第１章　序章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　池田町地域福祉計画　・・・・・・・・・・・・　７

第３章　池田町成年後見制度利用促進計画　・・・・　２１

第４章　池田町高齢者福祉計画　・・・・・・・・・・　３４

第５章　池田町障害者計画　・・・・・・・・・・・・・　５９

第６章　池田町障害福祉計画・障害児福祉計画　・・　９４

第１章　序章

1-1　計画策定の背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。これらは、対象者別・機能別に整備された単一の制度のみでは解決が困難であり、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。

一方、少子高齢化・人口減少は、地域での社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えているといえます。
これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。
また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

1-2　地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が必要です。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

1-３　計画の趣旨

地域共生社会実現のため、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換が求められています。（図１）
令和 3 年度は、“福祉の総合計画”と言われる「地域福祉計画」、分野ごとの計画である「高齢者福祉計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定年度でもあります。

このような背景から、池田町の福祉全体が、包括的に、調和を持って推進されるよう、これまで 5 年としていた地域福祉計画の策定期間を 3 年に改め、なおかつ、分野横断的に関わる「成年後見制度利用促進計画」、高齢者・障がい者分野の各計画を一体的にまとめた、本計画「池田町福祉計画」を策定しました。
一方、それぞれの計画は根拠とする法に則り作成し、行政として果たすべき役割を全うできるよう努めます。

図１　地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程図）【概要】

１-4　各種計画との関係と策定期間

本誌「池田町福祉計画」は、「池田町成年後見制度利用促進計画」「地域福祉計画」「高齢者計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」から構成されています。

なお、「地域福祉計画」は、「池田町第6次総合計画」を上位計画とし、福祉に関する分野別の計画（以下各個別計画）と、地域福祉の理念を共有し、方向性を示す総論的な計画として策定します。（図2）また、各個別計画の中にある、地域福祉の理念に基づいた具体的施策については、本計画の一部と位置づけます。

さらに、他分野で策定されている「男女共同参画プラン」「地域防災計画」、その他生活関連分野におけるプランや施策等とも連携し、整合性を図るものとします。

1-5　計画の期間

地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画・成年後見制度利用促進計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を策定期間とします。

障害者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。（図３）

1-6　計画推進と評価

本計画の進捗状況、数値目標への達成度および事業の効果を把握し、PDCAサイクルにより「計画（Plan）→　実施（Do）→　評価・検証（Check）→　改革・改善（Action）→「計画（Plan）」を繰り返し、見直しを行いながら、効率的・効果的で着実な計画の推進を図ります。

各種計画との関係（図２）

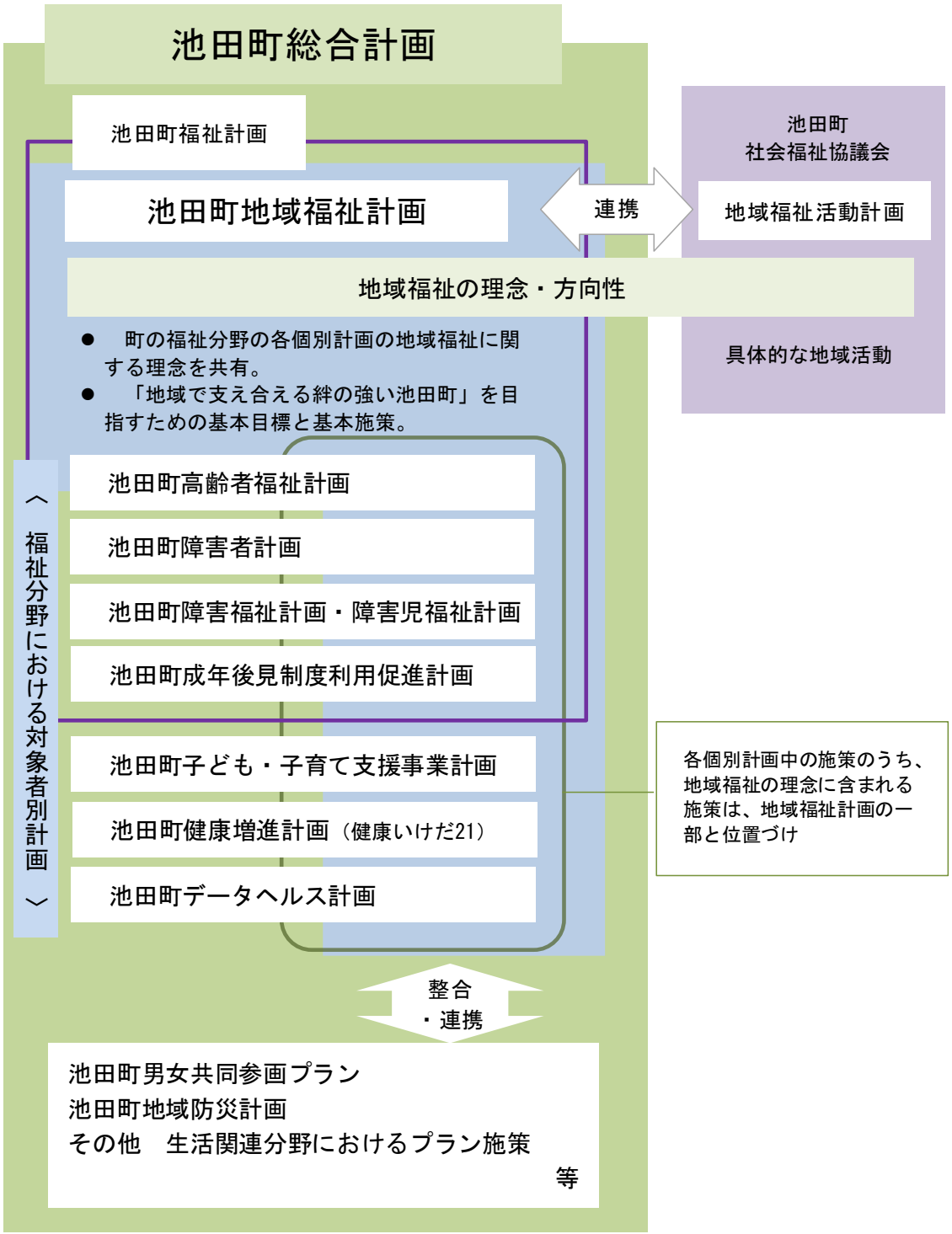
池田町総合計画
池田町福祉計画
池田町地域福祉計画
連携
池田町
社会福祉協議会
地域福祉活動計画
地域福祉の理念・方向性
具体的な地域活動
● 町の福祉分野の各個別計画の地域福祉に関する理念を共有。
● 「地域で支え合える絆の強い池田町」を目指すための基本目標と基本施策。
〈 福祉分野における対象者別計画 〉
池田町高齢者福祉計画
池田町障害者計画
池田町障害福祉計画・障害児福祉計画
池田町成年後見制度利用促進計画
池田町子ども・子育て支援事業計画
池田町健康増進計画（健康いけだ21）
池田町データヘルス計画
各個別計画中の施策のうち、地域福祉の理念に含まれる施策は、地域福祉計画の一部と位置づけ
整合
・連携
池田町男女共同参画プラン
池田町地域防災計画
その他　生活関連分野におけるプラン施策
等

本計画と関連する計画の策定期間（図３）

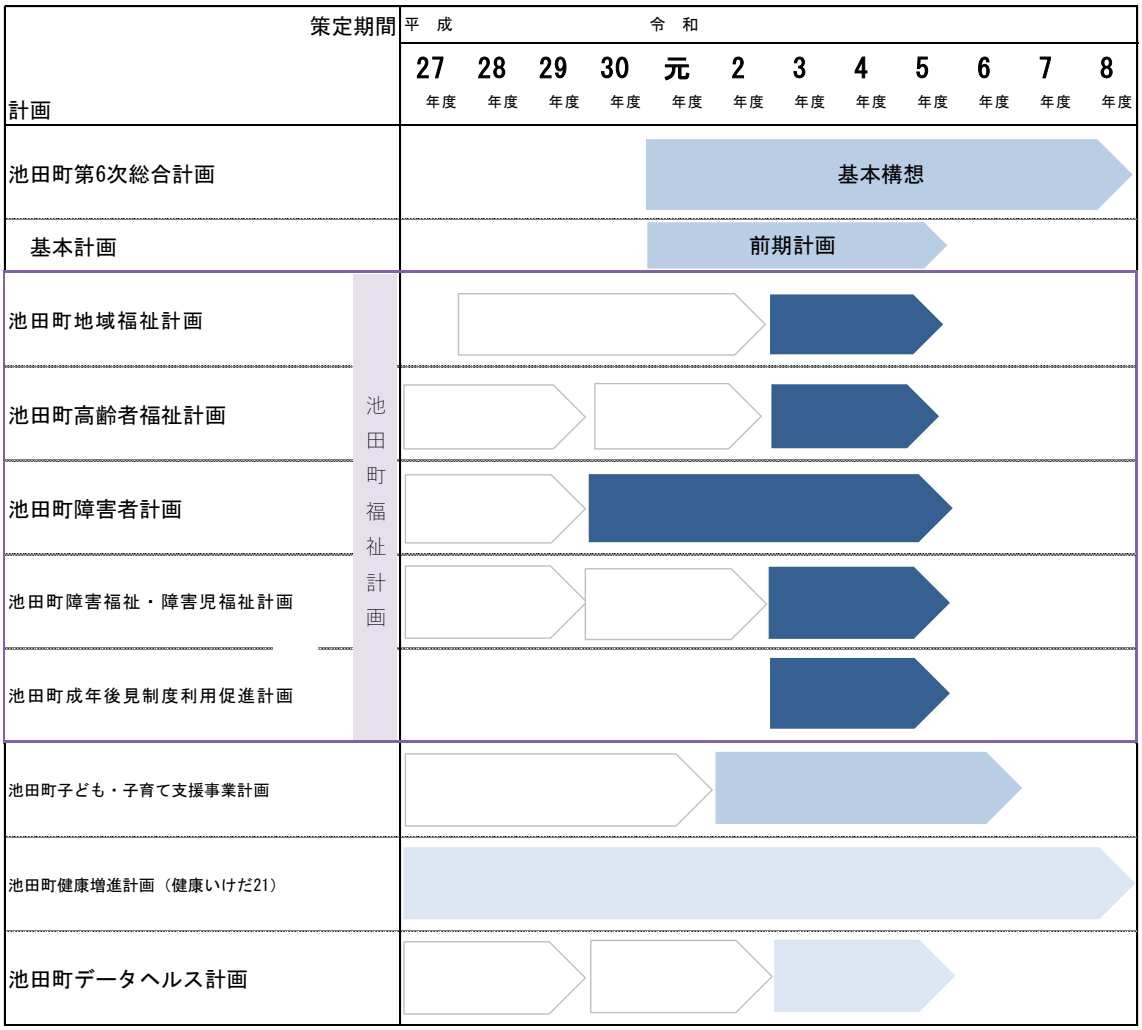

第２章　池田町地域福祉計画

目　次

第１節　地域福祉計画とは
　　1-1　法的位置づけ
　　1-2　池田町社会福祉協議会との連携

第２節　前計画の評価
　　2-1　評価総括
　　2-2　目標を超過した事業
　　2-3　目標を達成できなかった事業

第３節　基本理念および基本目標の設定
　　3-1　基本理念と基本目標

第４節　施策の推進
　　4-1　施策の体系
　　4-2　施策の推進

第１節　地域福祉計画とは

1-1　法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法（平成 30 年一部改正）第 3 条(基本理念)、第 4 条（地域福祉の推進）、第 6 条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）、第 106 条の 2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）、第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）、第 107 条（市町村地域福祉計画）及び厚生労働省および長野県の「策定指針」の地域福祉推進の理念を踏まえて策定するものです。

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野の「上位計画」として位置付け、各分野に共通的な事項を記載します。

1-2　池田町社会福祉協議会との連携

池田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき設置されている民間組織で、地域の人々の「住み慣れた町で安心して生活したい」という願いの実現を目指して様々な活動を行っています。

各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金への協力など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社協は町全体の地域福祉推進のために今後も継続して中心的な役割を担っていく事となるため、当町が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社協の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」とは、両輪のように機能する一体的なものであることが必要です。

これからも町と社協は常に緊密な相互連携をとり、地域福祉に関する理念や方向性を共有し、地域福祉推進のための各種事業を協働して進めていきます。

第 2 節　前計画の評価

池田町地域福祉計画（策定期間：平成 28 年～令和 2 年）では、（１）いつまでも元気でいられ、地域で支え合うための意識づくり、（２）地域で支え合うための担い手の掘り起し、（３）地域で支え合うための体制づくり　という３つの基本施策を定め、その下に 37 項目の施策や事業を定めました。ここに掲げた施策や事業等の実施状況を点検し、目標に対する達成状況を評価します。評価は、下表のとおり A～D の 4 段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断する様にしました。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

2-1　評価総括

評価の結果を基本施策別にみると、（２）（３）では A 評価（目標を超過している）と B 評価（目標を達成している）の合計が 70%以上となりました。一方（１）では 33.3%と達成率は低くなり、D 評価（目標を達成していない）事業が 3 つありました。計画全体としては、課題の残る結果となりました。

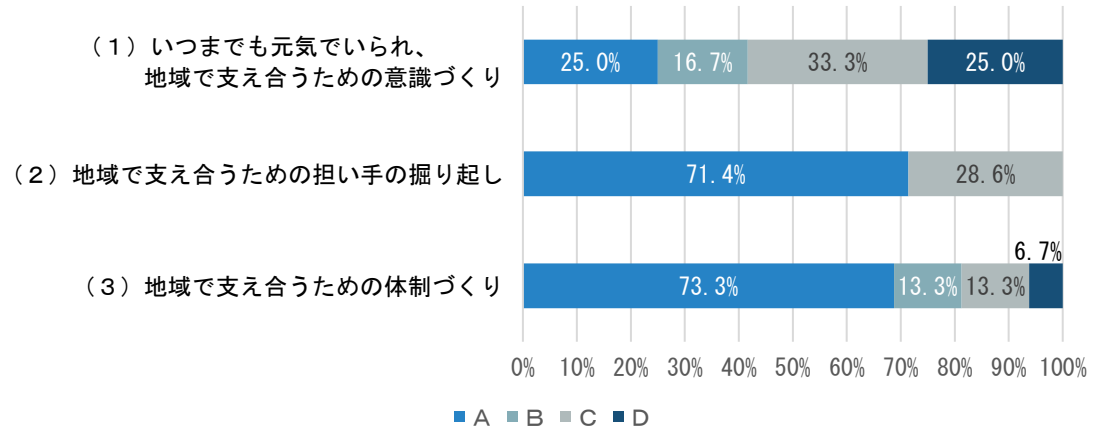

2-2　目標を超過した事業

施策「地域福祉に関する情報発信」と「支え合いの体制づくり」は掲載したほぼすべての事業でA評価となり、目標を超過する結果となりました。

その理由として、情報発信については、社会福祉活動に取り組む組織やボランティアの情報収集/発信・マッチング等、連携して事業を行う社会福祉協議会による取り組みによるところが大きいことがあげられます。

「支え合いの体制づくり」では、高齢者の通いの場「のびのびゴム体操」の新規事業立ちあげ、住民主体の活動としての定着の成果を評価しました。

また、地域における支え合い・助け合い活動を「地域住民の視点で広げていく」という取り組みである、生活支援体制整備事業では、地域で住民が主体となり活動しているメンバーが集まる「池田町支え合い・助け合いを広げる協議体」にて、町を良くしていくために必要なことなどを話し合いました。

ニーズ調査等を経て、買い物に行きたいという意欲や能力がありながらも、心身の状況で困難さを感じている高齢者に向けて、買い物支援と移動支援を掛け合わせたサービス「ぶらり おでかけ 乗りましょカ～」が誕生しました。これは、介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業として位置づけとすることで、北アルプス広域連合の実施する生活支援サービス事業従事者等養成研修を受講・修了した方の活躍の場にもつながっています。

2-3　目標を達成できなかった事業

最も評価の低かった基本施策（１）に含まれる「地域福祉を考え、重要性を理解する大会、研修会の開催」ではD評価（目標を達成していない）事業が3つありました。一般企業や事業者等に対する働きかけが十分にできませんでした。

その理由として、「地域福祉」や「助け合い」をテーマとした比較的大きな大会等を企画しても、限られた地域住民のみの参加に偏ってしまい、本来届けたい地域共生社会の担い手である多様な住民への意識づけにつながりにくいことがあげられます。一方で、顔の見える関係の中、比較的少人数に対して、地域性を持たせた小さな講座では、誰しもが「我が事」として地域の「担い手」として捉えることができた事例もあります。目標を達成しなかった一方で、その方法について学ぶことができました。

第 3 節　基本理念および基本目標の設定

3-1　基本理念と基本目標

基本理念

その人らしく　いきいきと暮らすことができ、
地域で支え合える　絆の強いふるさと池田町

基本目標

いつまでも元気※でいられ、地域で支え合うことの重要性を理解し、住民・地域・民間・行政が協働して地域づくりをすすめる

※　元気…健康体でいられることの「身体的元気」の意味と、病気や障がいがあってもその人らしくいられることの「精神的な気持ちの元気」の両方の意味が含まれます。

池田町第 6 次総合計画の基本理念「温かい心・豊かな文化・活力ある産業が育ち 魅力あふれる美しいまち」の実現に向け、地域福祉の取り組みを推進していく上で指針とする、基本的な考え方を次のように定めます。

【基本的考え方】

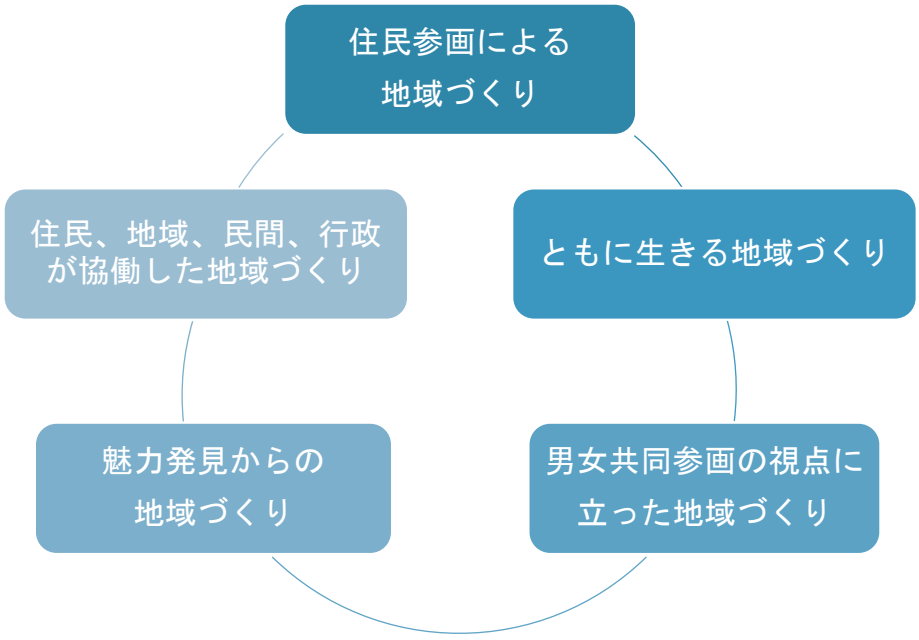

3-1-1　住民参画※による地域づくり

個人の尊厳やその人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、全ての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加※する機会が保障されなければなりません。また、地域福祉は地域住民の主体的参加による取り組みが重要です。

自らが地域活動に参画し、自分の地域をつくっていきましょう。

3-1-2 ともに生きる地域づくり

障がい者はもちろんのこと、貧困者や失業者等社会的に孤立する可能性のある人々も地域社会のつながりの中に包み込み再び社会の構成員として支え合うというソーシャル・インクルージョン※の考え方が重要です。

同じ地域に暮らす地域住民は、お互いに認め合い、支え合い地域活動に参画していきましょう。

3-1-3 男女共同参画の視点に立った地域づくり

地域福祉を推進する活動は、男女共同参画の視点ですすめられる必要があります。

すべての人が、自分の生き方を自ら選び、誰もがいきいきと暮らせる社会づくりを目指すという視点に立ち、地域社会の生活課題に目を向け、その解決のため、地域での意思決定の場や地域活動に参画していきましょう。

3-1-4 魅力発見からの地域づくり

地域には、地域の文化、風土、資源、地理的条件、人口規模など様々な違いがあります。

各地域で、地域の魅力を発見することから始め、地域の特徴を生かした地域づくりをすすめましょう。

3-1-5　住民、地域、民間、行政が協働した地域づくり

地域福祉の推進は、住民、地域、民間、行政がそれぞれの責任と役割を分担し、協働で地域づくりをしていくことが大切です。

行政や地域の民間事業者は、地域住民とともに地域づくりに取り組んでいきます。

※ 参加・・・会や団体などある目的をもつ集まりに一員として加わり、行動をともにすること
※ 参画・・・政策や事業などの計画に加わること
※ ソーシャル・インクルージョン・・・「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念のこと

3-1-6　地域の考え方

本計画での「地域」の単位は、「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識をもち、具体的な行動を起こしやすい範囲」とします。

町全域、小学校区、自治会単位、生活コミュニティー単位（隣組・班等）など様々な単位が「地域」と考えられます。

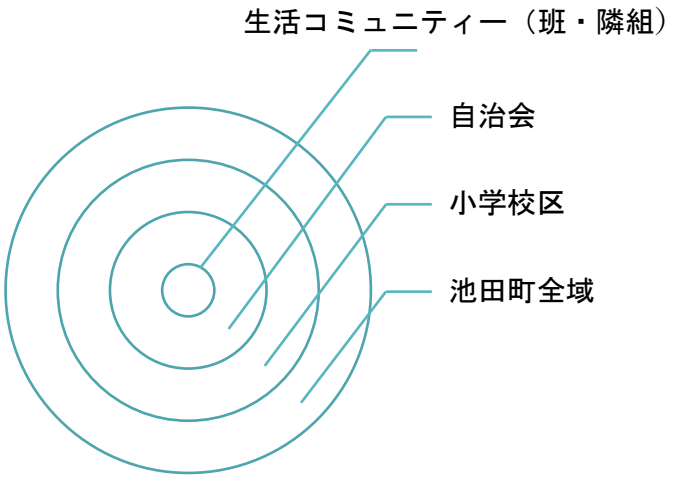

3-1-7　協働の地域づくりのすすめ方

(1)　パートナーシップ型住民参加

地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えを持つことが重要です。パートナーシップは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公私のパートナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を生かし、「協働」することによって大きな創造力が生み出されてくるものです。

(2)　自助・互助・共助・公助の連携

住民・地域・民間・行政が目標と課題を共有し、一緒になって考え、解決し地域づくりを進めていくという協働のシステムを構築しながら推進します。

個人や自治会、隣組などの生活コミュニティー、団体・企業など地域で生活するすべての人々が今まで以上に連携を深めながら、それぞれの責任と役割を分担し、協力し合う協働の地域づくりを進めていきます。

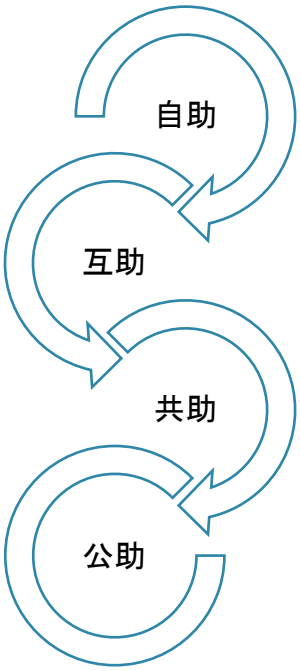

協働の地域づくり

自助　…　自分や家族ができること
　自立のための個人努力や家族での話し合い

互助　…　地域住民が力を合わせてできること
　隣近所や友人との助け合い、見守り
　自治会活動や地域における福祉活動
　社会福祉協議会の活動　等

共助　…　社会保険制度及びサービス
　保険料や利用料等、住民負担のある介護・医療保険制度

公助　…　行政が取り組むこと
　公的福祉サービスの提供や情報提供・啓発活動
　人材育成や各主体との連携や協働　等

第 4 節　計画の推進

4-1　施策の体系

この計画の基本理念と目標を実現するための施策を体系的に整理すると以下のようになります。

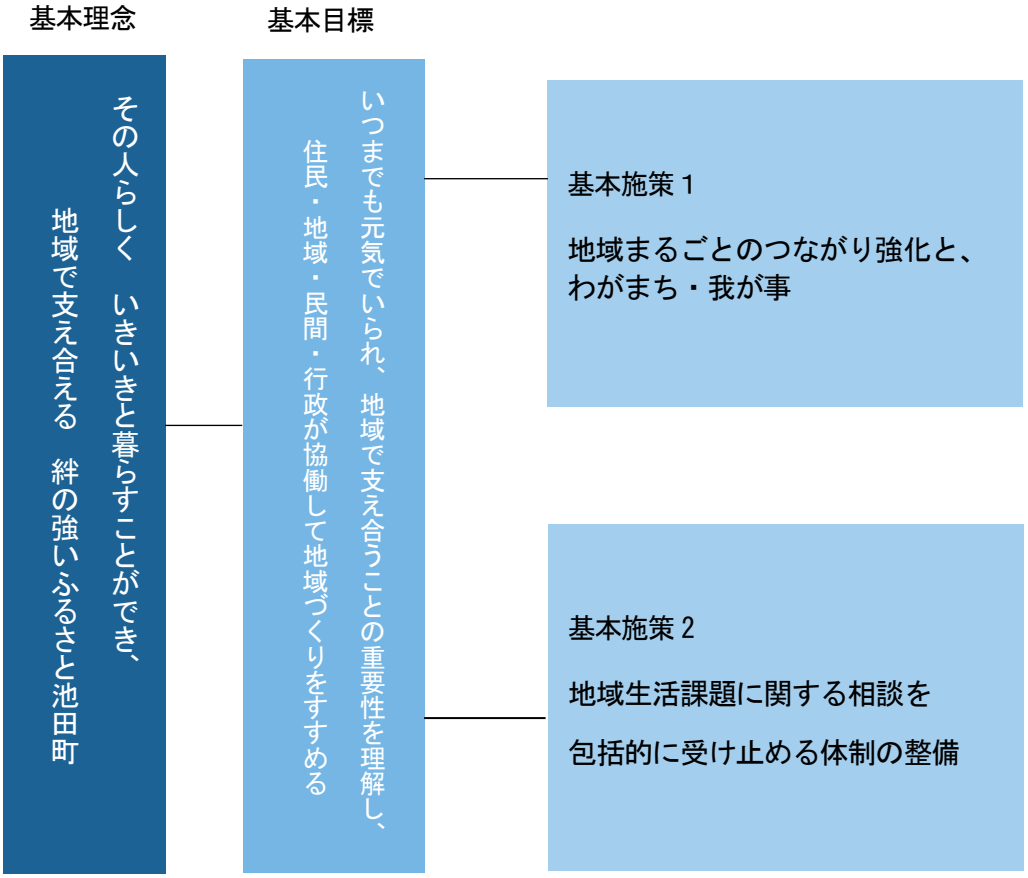

4-2　施策の推進

4-2-1　　基本施策１
地域まるごとのつながり強化と、わがまち・我が事

全国的に少子高齢化、人口減少が進むなか、当町においても同様の傾向がみられます。近年の総人口の推移をみると、平成 7 年から減少し続け平成 27 年には一万人を下回りました。高齢化率は 38%を超え世帯人員数は減少していますが、世帯数は増加していることから、単身高齢者が増加しているとみられます。

この傾向はさらに加速し、令和 7 年（2025 年）には高齢化率は 41%を超え、令和 22 年（2040 年）には総人口が約 7,000 人となるなど、大変厳しい予想がされています。

人口シェア率の高い、高齢者の暮らしをどのように支えていくかを考え、助け合い・支え合いの仕組みを構築していくことが急務です。高齢者を支える仕組みとして、国は「地域包括ケアシステム」を掲げており、その仕組みを精神障がい者にも拡大・適用していくことが示されています。

池田町では、この地域包括ケアシステムを、生活課題を抱えるすべての方の暮らしを支え、つながりを守り・作る方法としていきます。

これを進める際の方向性として、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 中間とりまとめ（2016 年（平成 28 年）12 月 26 日）」で示された、一人ひとりを支えることができる地域づくりの 3 つの方向性に留意し取り組みます。

１　「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくり

地域づくりのきっかけは、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持ちだったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をきっかけに地域（わがまち）のことを考え始めたと言うことであったりします。これは文字通り、「我が事」から始まり地域の未来を考えるともいえます。

こうした取り組みは従来の福祉施策のみからできているものではなく、教育、環境、農業、林業、観光等の各分野における、会議や集い、サロン等を多くみつけ、繋がっていくことが大切です。

２　「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで様々な取組を行う、地域住民や福祉関係者のネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

地域には、もとより、民生児童委員、ボランティアなど「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組みをしています。

地域に関心を持つ人を増やしていくことや、支援を必要としている方に対し、具体的に情報提供していくことに加え、上記のような既に活動に取り組む方に対しては、地域生活課題を共有し解決していけるような学習の機会や、相互の人間関係を作れるようなプログラムの提供が必要です。

３　「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びを促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

「一人の課題」からつながる地域づくりは、地域住民が、何らかの課題を抱える人を目の前にして、手を差し伸べたいという思いが喚起されたり、さらに同じような思いを抱える地域住民と一緒にその人を支援する事等がきっかけとなります。「一人の課題」からつながる地域づくりは、地域や社会の中で、緩やかなつながりを持ちながら「お互い様」という関係性を作り、お互いの存在を認め合いながら各々が役割を果たす地域へ発展する可能性を持つ視点です。

前計画の評価でも述べましたが、地域のつながりや支え合いの大切さなどについて周知する方法として、顔の見える関係の中で、地域性を持たせた話をしていくことが、我が事として捉えることできる方法の一つであると学びました。このことは、上述の 3 つの方向性の裏づけともなりうるものと捉えています。

地域包括ケアシステムとは・・・

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと

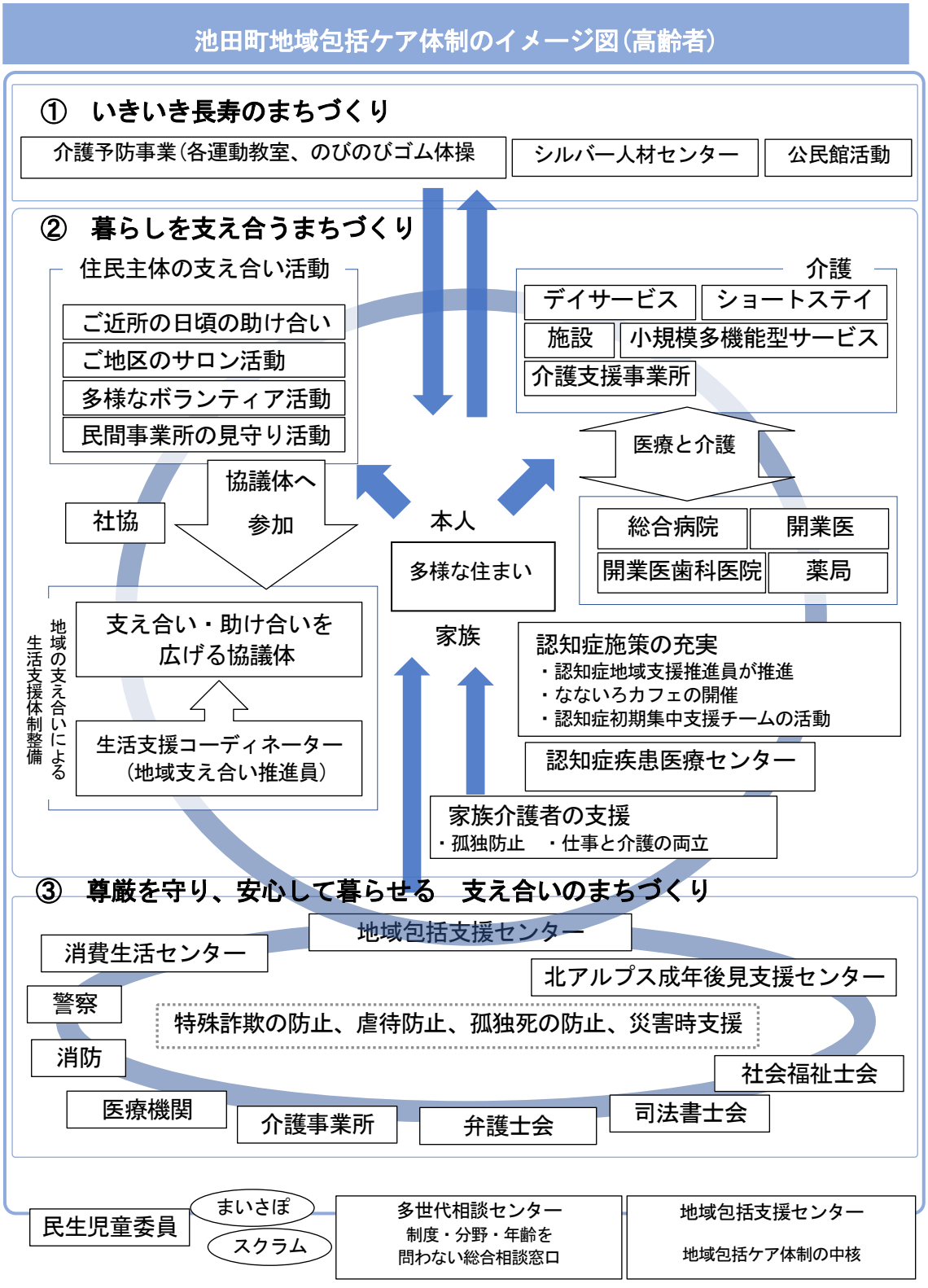

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは…

精神障がいのある方も、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い・教育が包括的に確保された仕組みのこと

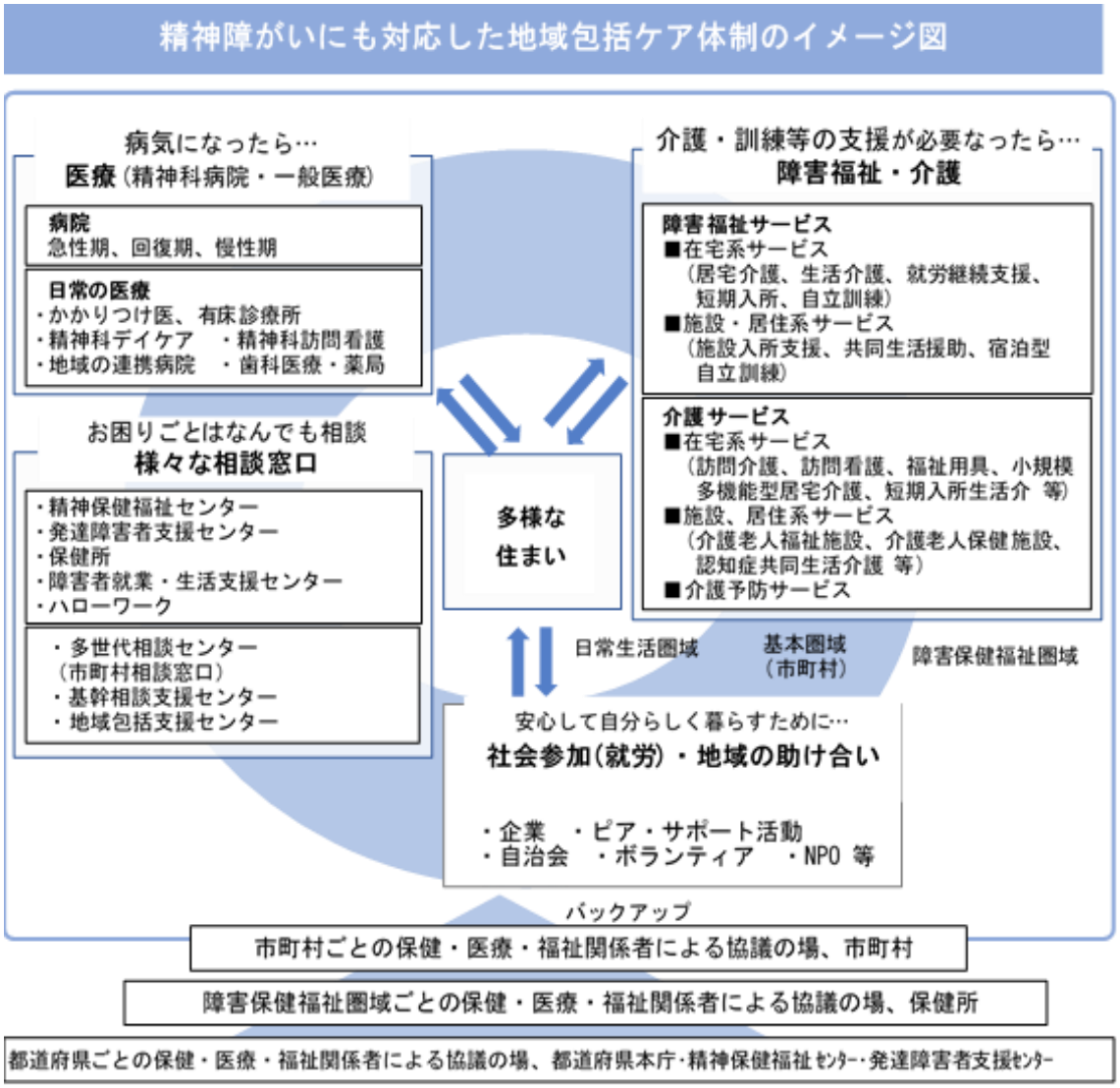

4-2-2　基本施策 2
地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

地域活動を通じて把握された、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制整備を行います。

令和 2 年度、池田町では「多世代相談センター」を設置しました。障害者の日常生及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく相談支援事業所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業に則り、「地域住民の相談を包括的に受け止める場」として位置付けています。

把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、他の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関に繋ぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を整備します。

具体的には、相談業務のジェネラリストである多世代相談センターが安心して相談を受け止めるための、バックアップの体制として、高齢者の介護や権利擁護等は地域包括支援センター、生活困窮や就労については社会福祉協議会や生活就労支援センター「まいさぽ」、子ども・教育関係は、児童相談所や学校教育機関等など、各分野のスペシャリストである、適切な支援機関と連携しながら、課題解決に努めます。

また、相談に来られない人や自ら支援を求めることができない人に関する情報が、多世代相談センターにつながる仕組みを検討します。

間口を広く相談を「待つ」だけでなく、地域の関係者等と連携し、地域生活課題の早期把握につながるよう努めます。地域住民の相談を包括的に受け止めるためには、社会福祉協議会との連携も欠かせません。

第３章　池田町成年後見制度利用促進計画

目次

第１節　はじめに
　　1-1　成年後見制度とは
　　1-2　合理的配慮と意思決定支援

第２節　計画策定の趣旨
　　2-1　計画の目的

第３節　成年後見制度の現状と課題
　　3-1　池田町手帳所持者推移
　　3-2　認知症の人の将来推計
　　3-3　北アルプス成年後見支援センターの概要
　　3-4　成年後見制度の利用状況
　　3-5　大北地域における成年後見制度の課題等

第４節　計画の骨子
　　4-1　基本目標
　　4-2　施策の体系

第５節　施策の展開
　　5-1　施策１　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
　　5-2　施策２　成年後見制度の普及啓発
　　5-3　施策３　成年後見制度の利用促進

第１節　はじめに

1-1　成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

平成１２年に旧禁治産・準禁治産者宣告制度を見直し、障がいのある人も地域でその人らしく暮らせる社会を目指すノーマライゼーション・残存能力の活用・自己決定権の尊重という３つの基本理念のもと、介護保険制度とともにスタートしました。

本人・４親等内の親族・市町村長等からの申立てにより援助者を選任する「法定後見」と、本人が判断能力のあるうちに将来に備えて「任意後見人」を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおく「任意後見」の２つの制度があります。

「法定後見」には、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の３類型があり、選任された援助者はそれぞれ「後見人」・「保佐人」・「補助人」と呼ばれます。

成年後見人等には、本人の親族だけでなく、法律・福祉の専門家などの第三者や、福祉関係などの法人が選ばれることもあります。

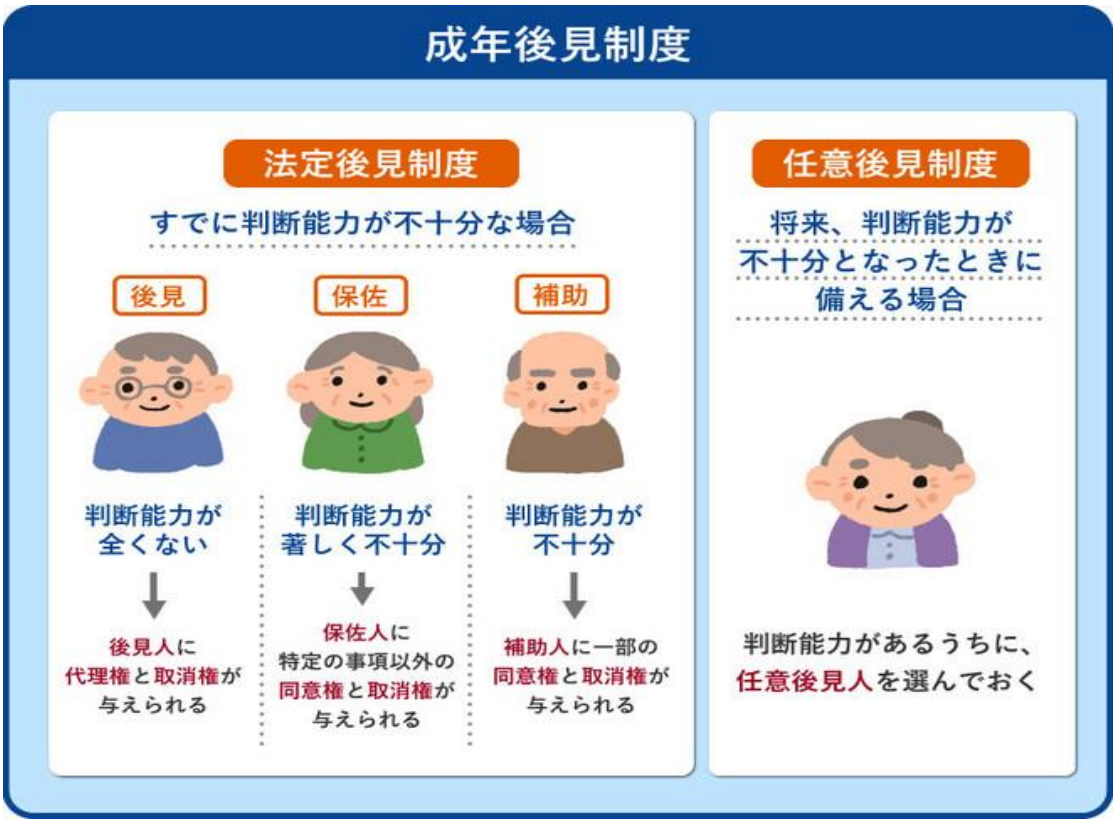

※出典：LIFULL 介護「成年後見制度とは？スッキリわかる３つのポイント」

1-2　合理的配慮と意思決定支援

平成２８年４月１日に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者の社会生活における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が、障がいのない人と同等に「権利利益」を受けられるように、個々の特徴や場面に応じて生じる困難さを取り除くための個別の調整や変更のことです。

下の図では、踏み台の木箱を背の高い人から背の低い人に移すという「合理的配慮」によって、全員が野球観戦する「権利利益」が得られています。

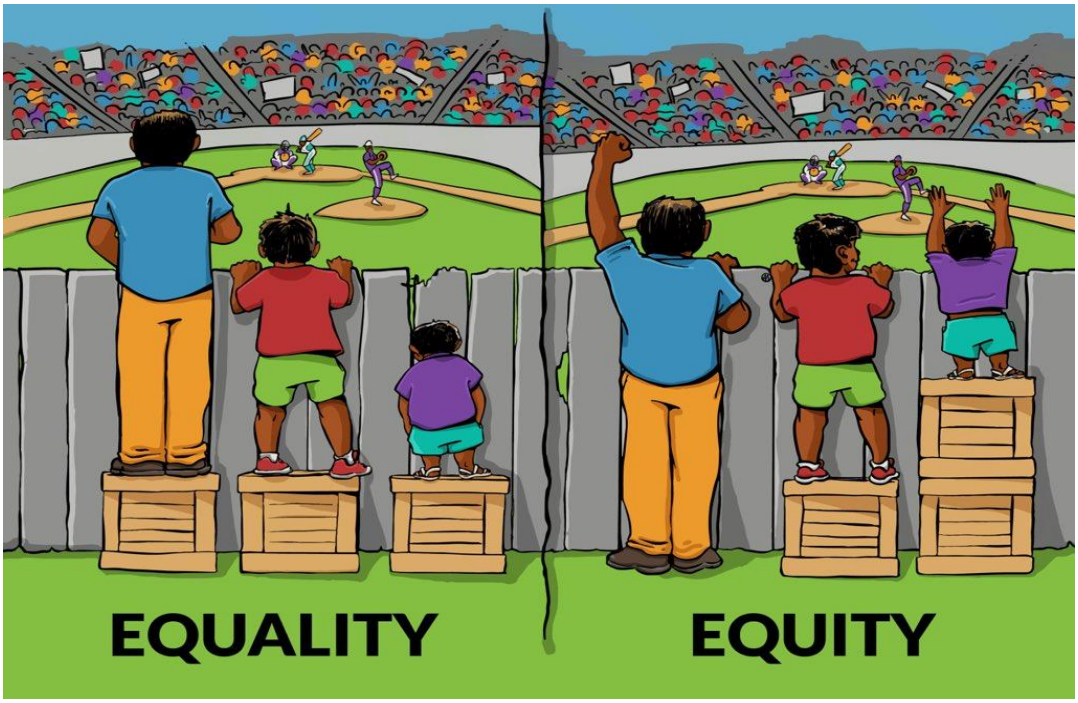

EQUALITY＝平等　　EQUITY=公平・公正

判断能力が十分ではない人は、自ら制度利用の必要性を訴えることが困難であり、虐待や消費者被害等の人権侵害に遭いやすく、必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。

判断能力が十分ではない人が、判断能力が十分にある人と同等に権利利益を受けられるには、「意思決定」に対する「合理的配慮」＝「意思決定支援」が必要となります。

成年後見制度は、身上保護や財産管理によって本人を法律的に支援する制度ですが、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り、権利利益を主張するという「意思決定支援」の視点が重要となります。そのため、この計画では、「判断能力が十分ではない人」を「意思決定に支援が必要な人」と表記しています。

第２節　計画策定の趣旨

2-1　計画の目的

池田町第 6 次総合計画では、基本理念に「その人らしく　いきいきと暮らすことができ、地域で支え合える　絆の強いふるさと池田町」を掲げ、その実現に向けたまちづくりのテーマの一つに「温かい心・豊かな文化・活力ある産業が育ち　魅力あふれる美しいまち」を掲げています。

少子高齢化・人口減少が進む中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。

認知症や知的・精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、超高齢社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、未だ十分に利用されていません。

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「利用促進法」）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものです。

なお、利用促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定、以下「国基本計画」）を勘案して、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるように努めるものとされています。国基本計画では、市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークとその中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

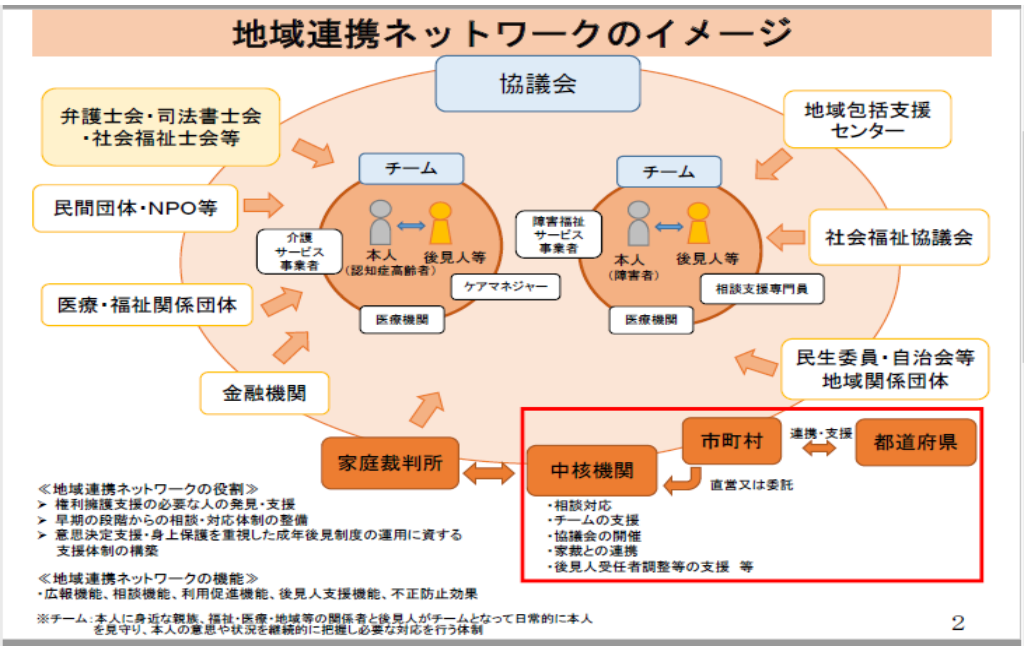

※出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画について」）

第３節　成年後見制度の現状と課題

3-1　池田町手帳所持者推移

療育手帳・精神障害保健福祉手帳ともに一時減少傾向にありましたが、平成 30 年度には増加傾向になっており、意思決定支援を必要とする人が増えていると考えられます。

そのような背景を踏まえ、成年後見制度の利用につながりやすくするために、障がい者及びその家族に対して、成年後見制度の周知や制度利用にかかるニーズの掘り起こしが必要です。

また、成年後見制度利用の希望者には専門的な知識をもった支援者が必要です。

【池田町手帳所持者数の推移（人）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療育手帳	124	124	121	121	127	128
精神障害保健福祉手帳	106	111	110	117	126	146
合計	230	235	231	238	253	274

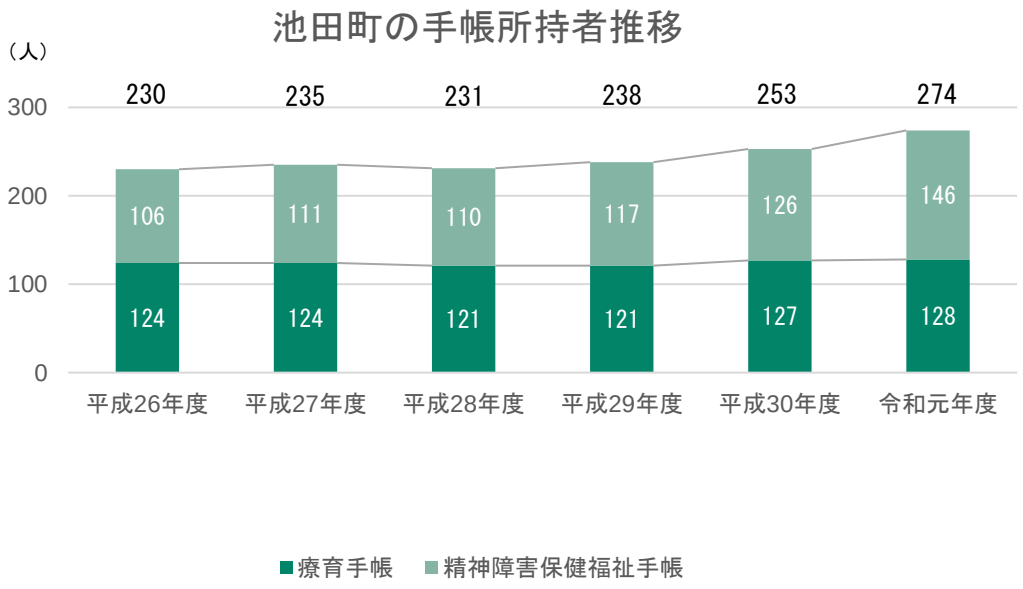

3-2　認知症の人の将来推計

厚生労働省の調査研究事業によると、平成 24 年度の認知症患者数は 462 万人で 65 歳以上の高齢者の 7 人に 1 人でしたが、令和 7 年には約 700 万人、5 人に 1 人になると見込まれています。大北圏域では令和 2 年 9 月末時点の要介護認定者 3,429 人のうち、見守りなど介護を必要とする認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）は 2,415 人で、高齢者人口 21,004 人の 11.5%が介護の必要な認知症状を発症しています。

又、大北圏域の要介護認定者のうち、70.4%が介護者の見守りを必要としたⅡレベルの認知症高齢者であり、25.4%が、意思疎通が困難なⅢレベル以上の要介護認定者となっており、今後も徐々に増加していくと推計されます。

【大北圏域認知症認定者の将来推計（人）】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
要介護認定者		3,413	3,397	3,382	3,347	3,255
認知症自立度 II 以上内訳		2,412	2,407	2,398	2,378	2,320
	II a	830	828	825	818	798
	II b	713	712	709	703	686
	III a	585	584	582	577	563
	III b	87	87	86	86	84
	IV	179	178	178	176	172
	M	18	18	18	18	17

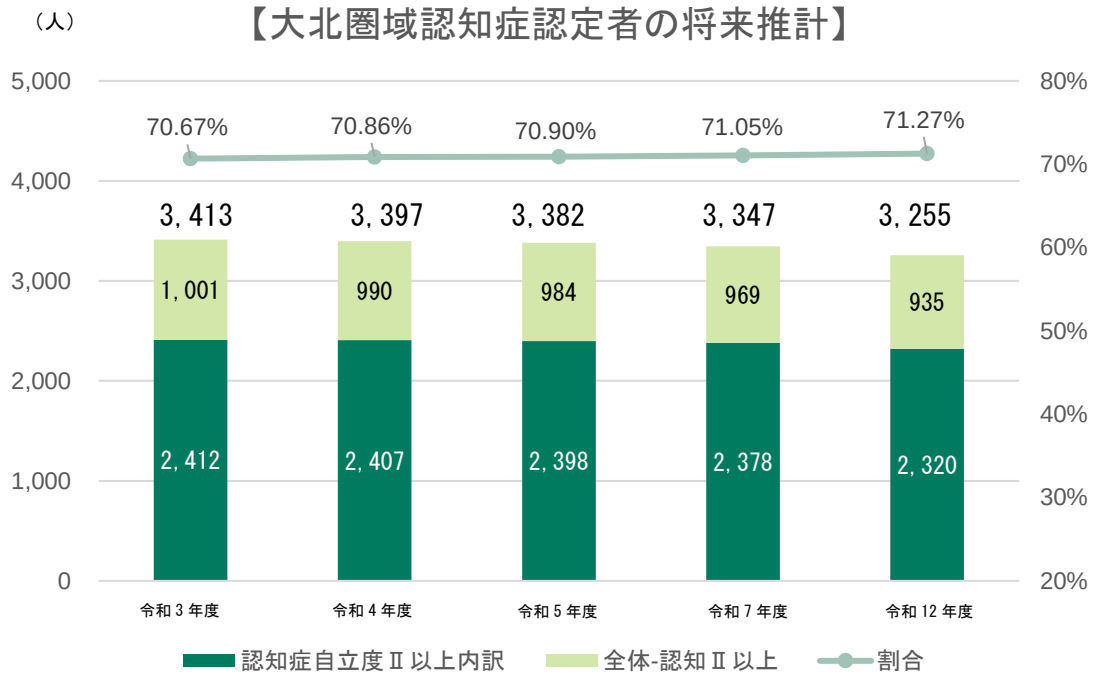

3-3　北アルプス成年後見支援センターの概要

北アルプス成年後見支援センターは、全国を上回るペースで高齢化が進む大北地域において、認知症や知的・精神障がいなどにより意思決定に支援が必要な人の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を実現するため、成年後見制度に関する広報、相談、手続支援及び法人後見の受任等を行う機関として、平成 28 年 4 月 1 日に開設しました。

開設にあたっては、平成 25 年度から北アルプス広域連合内地域包括支援センター連絡会や大北障害保健福祉圏域自立支援協議会等で勉強会や研修会を重ね、平成 27 年度に設置した準備会で枠組みを検討し、大北 5 市町村の連携協約による北アルプス広域連携自立圏事業として、大町市が中心となり大町市社会福祉協議会に運営を委託しています。

- ■　名　称　　北アルプス成年後見支援センター
- ■　所在地　　〒398-0002　　大町市大町 1129 番地　大町市総合福祉センター内
- ■　電　話　　（0261）22-1550　FAX（0261）26-3856
- ■　開設日　　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ■　実施状況

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年
相談支援件数	99	120	176	158	67
法人後見受任中件数	3	4	9	16	14
新規受任(終了)件数	3（0）	4(3)	5(0)	11(4)	1(3)

※平成 28 年度～令和元年度：3 月末現在、令和 2 年度：12 月末現在

事業名	成年後見支援センター運営事業				連携市町村名	
事業概要	圏域の成年後見支援センターを設置し、成年後見や権利擁護に関する相談への対応、各種支援、普及啓発等を行う。(運営委託)				大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村	
事業効果	圏域全体を対象とすることにより住民サービスの拡充、業務の効率化につながるとともに、市町村、関係機関等と連携して一元的・総合的に運営することにより、住民へのきめ細かい支援、権利擁護が図られ、成年後見制度に対する地域理解が進展する。					
大町市の役割	センター運営委託契約の締結、成年後見業務における連携・協力					
連携町村の役割	成年後見業務における連携・協力					
費用の考え方	タイプⅠ(連携事業)　大町市が予算化、連携町村が負担金を支出					
事業費	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	計
(千円)	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	28,175
補助金等の名称					補助率	
市町村の広域連携推進事業交付金					1/2以内	

※出典：北アルプス連携自立圏連携ビジョン（第 2 期）

3-4　池田町成年後見制度の利用状況

池田町の成年後見制度利用者数は令和元年 12 月末現在で 28 人となっており、類型別の内訳は、後見：21 人、保佐：6 人、補助：1 人、任意後見：0 人となっています。

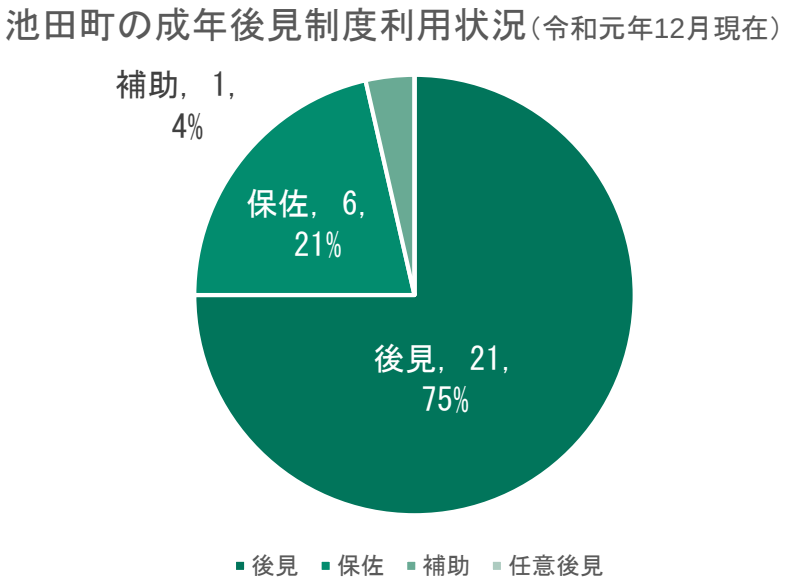

3-5　大北地域における成年後見制度の課題等

本計画の策定にあたり、国基本計画で求められる市町村の役割や大北地域における成年後見制度の現状を把握し、今後のあり方について検討するため、令和元年１１月に大北地域成年後見制度利用促進体制整備検討会（以下「体制整備検討会」）を設置しています。

体制整備検討会では、大北地域における成年後見制度の現状を踏まえ、以下の事項が要望・課題として挙げられています。

- 国基本計画で設置が求められている「中核機関」については、各市町村担当部局を一次窓口、成年後見支援センターを二次窓口として、双方を「中核機関」に位置付けるべきである。

- 「中核機関」に求められている 4 つの機能のうち、①「広報」、②「相談」機能は備わっているが、③「利用促進」、④「後見人等支援」機能は、今後段階的に整備していく必要がある。

- 各市町村計画の策定・推進状況を把握し、今後の体制整備に向けて検討するため、体制整備検討会を基盤とした大北地域の権利擁護支援の地域連携ネットワークの「協議会」を設置する必要がある。

- 市町村単位の「協議会」については、既存の会議体や連携の枠組みの活用も検討し、他の施策と併せて地域連携ネットワークの充実を図る必要がある。

- 成年後見制度は、一般の人にはまだ敷居が高いイメージがあるので、相談窓口を明確にして使い易い制度にしていく必要がある。

- 現状は「後見」類型に偏っているが、「補助」・「保佐」のレベルから掘り起こし、身近な人たちと「チーム」で意思決定を支援する体制が必要である。

- 無料相談会が毎月開催されていることが大北地域の強みであり、申立て手続きの案内だけでなく、実質的に受任調整機能も果たしているため、今後も継続して機能強化を図る必要がある。

- 現在は本人の財産状況に応じて後見人等の報酬が決定されるため、本人の資産が少ない場合は成年後見支援センターが法人後見を受任しているが、国では、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬のあり方が検討されており、動向を注視していく必要がある。

- 国・県から、低所得者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業について、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も利用できるよう見直しが求められており、各市町村において要綱改正の検討が必要である。

- 成年後見制度の利用が増えれば、将来的に受任する後見人等の不足が見込まれる。

第４節　計画の骨子

4-1　基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の３つの基本目標を掲げます。

基本目標

１　権利擁護支援の基盤整備

２　成年後見制度の正しい理解促進

３　安心・安全で利用しやすい制度運用

4-2 施策の体系

基本理念

その人らしく　いきいきと暮らすことができ、
地域で支え合える　絆の強いふるさと池田町

基本目標１
権利擁護支援の基盤整備

施策１
権利擁護支援の地域連携・ネットワークづくり

①中核機関の役割整理と運営体制の整備
②成年後見制度に関する広報活動の強化

基本目標２
成年後見制度の正しい理解促進

施策２
成年後見制度の普及啓発

①権利擁護支援に関する相談窓口の明示と対応力向上

基本目標３
安心・安全で利用しやすい制度運用

施策３
成年後見制度の利用促進

①チームによる意思決定支援・身上保護体制の構築
②成年後見制度の利用支援（申立支援・受任調整等）
③後見人等への支援と不正防止
④成年後見制度への助成制度の拡充と活用促進
⑤法人後見支援員・市民後見人等の人材育成
⑥権利擁護支援に関する対応力強化

第５節　施策の展開

5-1　施策１　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

具体的施策	目標
①中核機関の役割整理と運営体制の整備 大北地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備に向けた「協議会」を設置し、大北５市町村の担当部局を１次窓口、北アルプス成年後見支援センターを２次窓口とし、双方を中核機関と位置付けて各機能の役割を整理します。 また、北アルプス成年後見支援センター運営委員会、大北保健福祉圏域障害者自立支援協議会等の既存の会議体を活用し、各中核機関の運営体制を整備します。	大北地域の体制整備協議会（大北地域全体） 現　　状/　２回　　/年 令和３年度/　１回以上/年 令和４年度/　１回以上/年 令和５年度/　１回以上/年
②成年後見制度に関する広報活動の強化 パンフレット、広報紙、ホームページ等による広報や、町民向けの講演会、関係者向けの研修会等の開催を通して、成年後見制度の普及を図ります。	

5-2　施策２　成年後見制度の普及啓発

具体的施策	目標
①権利擁護支援に関する相談窓口の明示と対応力向上 中核機関の役割整理を踏まえ、パンフレット、広報紙、ホームページ等で相談窓口を明示します。	

5-3　施策３　成年後見制度の利用促進

具体的施策	目標
①チームによる意思決定支援・身上保護体制の構築 意思決定支援に関する研修会等を通して、意思決定に支援が必要な人を中心に置き、親族や福祉・医療・地域の関係者などが協力し、後見人等と共に日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくります。	意思決定支援研修会 （大北地域全体） 現　　状/　1回　　/年 令和３年度/　1回以上/年 令和４年度/　12回以上/年 令和５年度/　12回以上/年
②成年後見制度の利用支援 （申立支援・受任調整等） 意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に見極め、本人・親族申立の手続き支援を行うと共に、必要に応じて町長申立を行います。 また、適切な後見人等の選任のための受任調整会議について、既存の無料相談会の活用等を含めて検討し、段階的に整備していきます。	受任調整会議 （大北地域全体） 現　　状/　　/年 令和３年度/設置準備/年 令和４年度/3回程度/年 令和５年度/6回程度/年
③後見人等への支援と不正防止 成年後見制度の利用開始後において、後見人等が気軽に相談できる窓口の設置について大北５市町村で検討するとともに、家庭裁判所や専門職団体等との連携を図りながら、後見業務の適正化を図ります。	後見人等相談件数 （大北地域全体） 現　　状/　　/年 令和３年度/設置準備/年 令和４年度/5回程度/年 令和５年度/10回程度/年
④成年後見制度への助成制度の拡充と活用促進 低所得者に対して成年後見制度の申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業について、市町村申立以外の本人や親族による申立の場合の対応について、検討していきます。	

⑤法人後見支援員・市民後見人等の人材育成

将来的な成年後見制度の利用増大に対応するため、北アルプス成年後見支援センターにおいて、法人後見支援員を養成します。

また、県や北アルプス広域連合、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、市民後見人の養成について検討します。

法人後見支援員
（大北地域全体）

現　　状/　　/年
令和 3 年度/　2 人/年
令和 4 年度/　4 人/年
令和 5 年度/　6 人/年

⑥権利擁護支援に関する対応力強化

・本人の意思決定支援、支援の必要性、適切な支援内容の検討（アセスメント）を行う際には、施年後見制度以外の制度や方法（日常生活自立支援制度等）に考慮し、チームで検討します。

・定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上を図ります。

無料相談会
（大北地域全体）

現　　状/　12 回/年
令和 3 年度/　12 回/年
令和 4 年度/　12 回/年
令和 5 年度/　12 回/年

第４章　高齢者福祉計画

目次

第１節　計画策定にあたって
　1-1　計画の基本的性格

第２節　前計画の評価
　2-1　評価総括
　2-2　目標を超過した事業
　2-3　目標を達成できなかった事業

第３節　高齢者を取り巻く現状と将来の見通し
　3-1　高齢者人口と世帯
　3-2　要介護認定
　3-3　高齢者実態調査からみる高齢者の生活や意識等
　3-4　社会参加に関すること
　3-5　認知証に関すること
　3-6　地域包括支援センターに関すること
　3-7　権利擁護に関すること
　3-8　緊急時の対応 / 災害・防災に関すること

第４節　基本理念および基本目標の設定
　4-1　高齢者福祉の基本理念
　4-2　基本目標・施策の体系
　4-3　重点的に取り組む事項

第５節　計画の推進
　5-1　基本目標１　いきいき長寿のまちづくり
　5-2　基本目標２　暮らしを支え合うまちづくり
　5-3　基本目標３　尊厳を守り、安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

第１節　計画策定にあたって

1-1　計画の基本的性格

（1）本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

（2）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定により、北アルプス広域連合第 8 期介護保険事業計画と一体として策定するものです。

第２節　前計画の評価

池田町老人福祉計画（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）では、①いきいき長寿生活のために　②暮らしを支え合うまちづくり　③強い絆を育むために/支え合い体制の構築という 3 つの基本目標を定め、その下に 178 項目の必要な施策や事業等を定めました。ここに掲げた施策や事業等の実施状状況を点検し、目標に対する達成状況を評価します。評価は、下表のとおり A～D の 4 段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断する様にしました。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

2-1　評価総括

評価の結果を目標別にみると（図１）、①②では A 評価（目標を超過している）と B 評価（目標を達成している）の合計が 80%以上であり、③でも 65%になりました。一方、D 評価は②③にそれぞれ 5 つずつありました。

D 評価項目は全体の 5.6%であり、A 評価、B 評価が大半を占めている点からみると、前計画は目標を概ね達成したと評価することができます。

図１

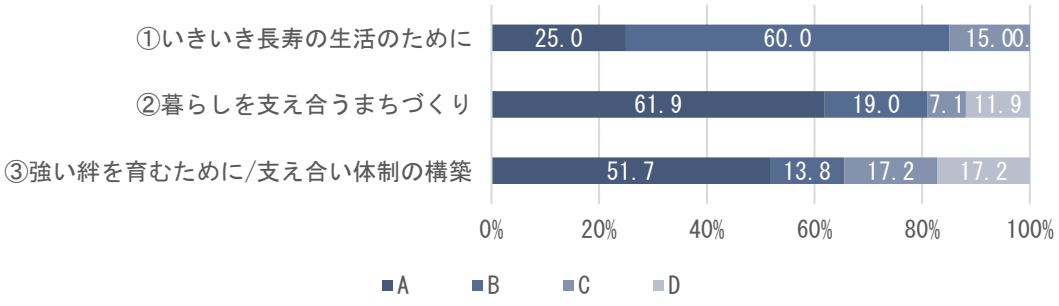

2-2　目標を超過した事業

施策「介護サービスの基盤整備事業」「サービスの質の向上」においては、掲載した 5 つの事業項目全てにおいて A 評価となり、目標を超過する結果となりました。

この理由として、高齢者の買い物を支援する新たな事業「ぶらり　おでかけ　乗りましょカ～」が立ち上がったことがあげられます
「池田町支え合い助け合いをひろげる協議体」による高齢者の移動手段・ニーズ調査及び協議を経て完成した事業で、介護保険の介護予防・日常生活支援事業と有償ボランティアを併用したサービスで、公共交通機関を利用できず、何かしらの理由で買い物に行けない高齢者の自立支援、介護予防を図り、地域の支え合い活動を推進し、高齢者の社会参加の促進を目的としています。

2-3　目標を達成できなかった事業

前計画において目標を達成できなかった事業の概要は以下の通りです。

１）認知症施策の理解
認知症の方を見守る応援者である「認知症サポーター」の養成、並びに徘徊等に対する見守りネットワークの構築が目標を下回る結果となりました。（表１）
町の高齢者の 6 人に 1 人は認知症の何らかの症状があるというデータがあるなか、認知症になっても安心して地域で暮らせるためにはサポーターの養成と、そうした方々のお力をお借りした見守りネットワークの構築が急務です。また、こうした取り組みは孤独死・孤立死の防止にもつながります。

表１　認知症サポーター養成講座開催数とサポーター数

年度	開催回数	総サポーター数
平成 27 年度	5	768
平成 28 年度	6	835
平成 29 年度	2	855
平成 30 年度	5	917
令和元年度	2	946
	（回）	（人）

２）高齢者虐待早期発見に向けた住民向けの周知活動

虐待の通報件数は表 2 のとおり推移しています。一方で、通報は介護保険事業所が約半数を占めており、地域の方からの通報件数は年間 1～3 件程度にとどまります。

虐待は、高齢者自身や介護者・家族が何らかのサインを発している可能性があります。深刻な状況になることを防ぎ、高齢者、介護者家族を支え、守るためにも、虐待の可能性に気づける地域づくりが必要です。

表２　高齢者虐待通報及び認定件数

年度	通報	認定
平成 27 年度	7	5
平成 28 年度	8	8
平成 29 年度	17	8
平成 30 年度	9	6
令和元年度	15	13

（件）

３）施策「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」

国は、平成 29 年度に「地域共生社会」の実現に向けて今後の方向性を示しました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係性を超えて、地域住民や民間団体等さまざまな人がそれぞれの役割を果たしながら社会参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

これに対し、令和 2 年度には多様な分野の課題が絡まり合い複雑化する総合相談に対応するため、「多世代相談センター」を設置しました。

しかし、前計画にて事業として挙げた地域住民と地域の課題を話合い、目指す社会の在り方を探る講演会等の実施はできなかったため、目標は達成できませんでした。

第３節　高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

3-1　高齢者人口と世帯

（１）高齢者人口と割合の推移と将来予測　　（住民基本台帳：基準日：４月１日）

	平成 30 年	令和１年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年	令和 12 年
65 歳以上 75 歳未満	1,774	1,736	1,715	1,621	1,557	1,493	1,364	1,210
75 歳以上	2,011	2,055	2,080	2,118	2,165	2,213	2,312	2,359
計 65 歳以上	**3,785**	**3,791**	**3,795**	**3,739**	**3,722**	**3,706**	**3,676**	**3,569**
生産年齢率	51.5%	51.3%	51.2%	49.5%	49.2%	49.0%	48.5%	47.4%
高齢化率（65 才以上）	38.7%	38.9%	38.9%	40.1%	40.5%	40.8%	41.5%	43.2%
高齢化率（75 才以上）	20.5%	21.1%	21.3%	22.7%	23.5%	24.4%	26.1%	28.5%

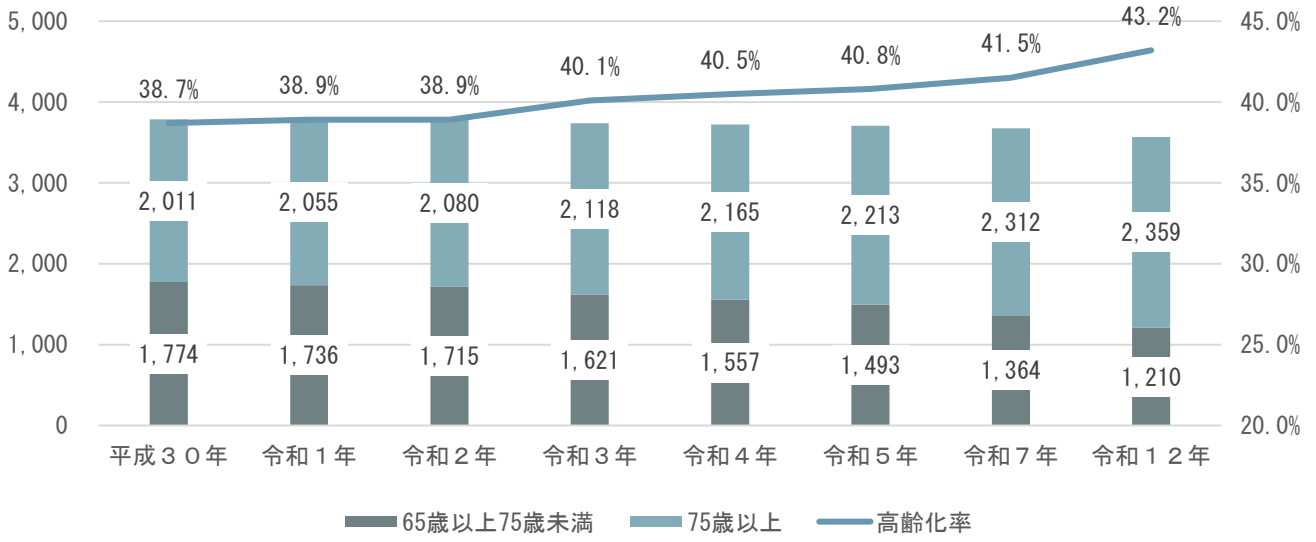

(2) 高齢者世帯の推移

（住民基本台帳・施設入所者除く）

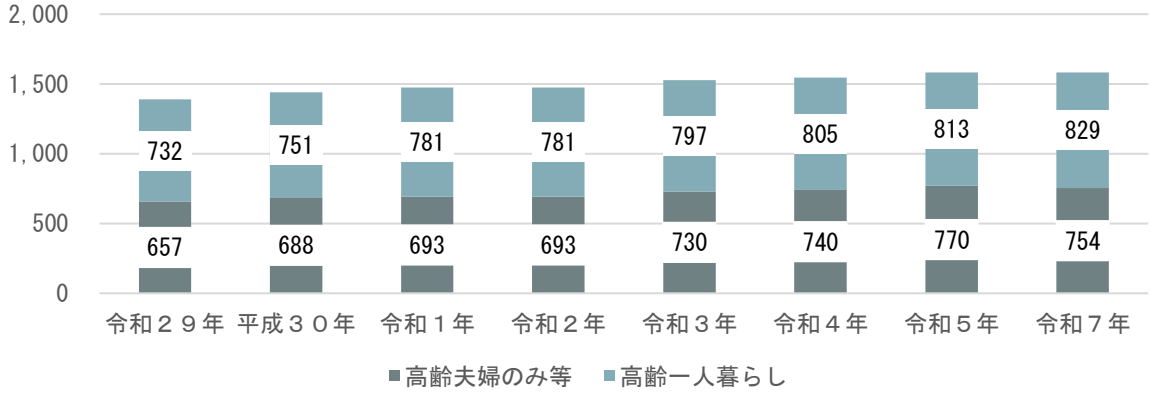

3-2　要介護認定

（１）　介護認定の推移と将来予測

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R12 年度
要支援１	57	66	56	55	54	54	53	51
要支援２	77	82	85	84	83	83	82	76
要介護１	126	108	119	118	117	116	112	108
要介護２	105	109	113	112	112	110	108	101
要介護３	80	86	97	96	95	94	92	87
要介護４	103	85	102	103	104	104	107	109
要介護５	67	76	73	74	74	75	76	80
合　計	615	612	645	642	639	636	630	612

（北アルプス広域連合）

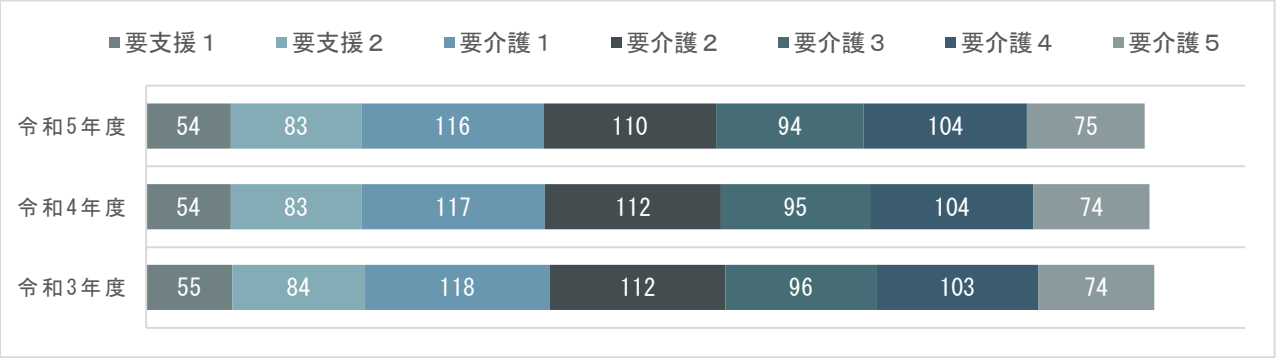

（２）　認定時の疾患

原因疾患	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
認知症　（人）	109	127	145	146	164	175	185	173	174	177
骨筋関節　（人）	91	96	106	121	127	127	129	138	139	134
脳血管疾患（人）	128	126	126	123	119	118	120	110	111	110
心疾患　（人）	29	31	30	38	34	34	37	36	34	36
高血圧　（人）	22	21	16	17	21	25	23	28	29	29
その他　（人）	106	111	115	115	128	147	143	141	134	135

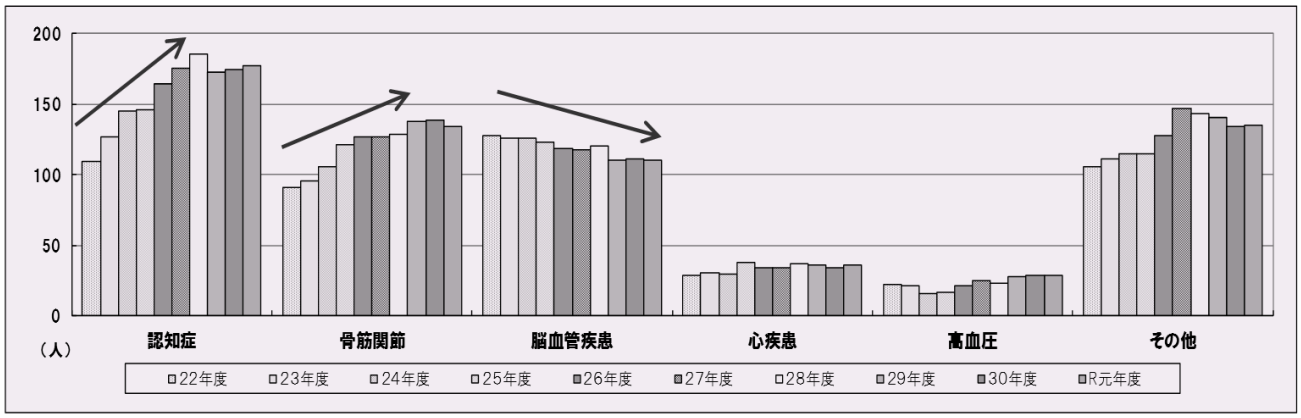

3-3　高齢者実態調査からみる高齢者の生活や意識等

北アルプス広域連合実施「高齢者等実態調査」より一部項目・池田町回答分を抜粋

外出の状況

（１）　外出を控えているか（%）

	はい	いいえ	無回答
介護認定高齢者　※１	54.5	41.2	4.3
元気高齢者　※２	10.8	89.2	－

（２）　外出を控える理由（%）

	病気	障害（脳卒中の後遺症など）	足腰などの痛み	トイレの心配（失禁など）	耳の障害（聞こえの問題など）	目の障害	外での楽しみがない	経済的に出られない	交通手段がない	その他	無回答
介護認定高齢者	27.0	14.3	57.4	27.4	13.9	10.9	10.4	1.3	23.0	9.6	0.4
元気高齢者	－	－	50.0	25.0	－	－	－	－	75.0	－	－

地域活動への参加意向

（３）何らかの地域の会やグループに参加していますか。（回答数）

	要介護認定高齢者（調査数：422）			元気高齢者（調査数：37）		
	参加している	参加していない	無回答	参加している	参加していない	無回答
①　ボランティアのグループ	9	352	61	4	23	10
②　運動やスポーツ関係のグループやクラブ	23	350	49	11	21	5
③　趣味関係のグループ	19	344	59	8	22	7
④　学習・教養サークル	13	354	55	4	25	8
⑤　介護予防のための通いの場	33	342	47	4	25	8
⑥　老人クラブ	32	341	49	8	23	6
⑦　町内会・自治会	30	341	51	14	18	5
⑧　収入のある仕事	7	361	54	—	—	—

※１　介護認定高齢者…基準日に要介護・要支援認定を受けている方の内、施設利用者を除いた要支援・要介護認定者

※２　元気高齢者…基準日に要支援及び要介護の認定を受けていない高齢者を無作為に抽出

近所づきあいに関する状況

（４）　よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか（複数回答）

	調査数	近所・同じ地域の人	幼なじみ	学生時代の友人	仕事での同僚・元同僚	趣味や関心が同じ友人	ボランティア等の活動での友人	その他	いない	無回答
要介護認定高齢者（人）	422	153	20	20	32	38	9	40	154	28
（%）	100.0	36.3	4.7	4.7	7.6	9.0	2.1	9.5	36.5	6.6
元気高齢者（人）	37	26	1	1	10	13	－	－	4	－
（%）	100.0	70.3	2.7	2.7	27.0	35.1	－	－	10.8	－

（５）　友人・知人と会う頻度（複数回答）

	調査数	毎日ある	週に何度かある	月に何度かある	年に何度かある	ほとんどない	無回答
要介護認定高齢者（人）	422	15	70	75	58	190	14
（%）	100.0	3.6	16.6	17.8	13.7	45.0	3.3
元気高齢者（人）	37	－	14	9	8	6	－
（%）	100.0	－	37.8	24.3	21.6	16.2	－

日常生活上の支援に関する意識

（６）　日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にしてほしい支援（上位５つ）

介護認定高齢者	急病など緊急時の手助け	
	災害時の手助け	
	雪かき	
	買い物	
	通院などの付き添い	

元気高齢者	急病など緊急時の手助け	
	買い物	
	災害時の手助け	
	雪かき	
	庭の手入れ・草取り	

（７）　今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス（上位５つ）

1	移送サービス（介護・福祉タクシー等）
2	外出同行（通院、買い物など）
3	見守り、声かけ
4	買い物
5	掃除・洗濯

（８）　現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者・介助者が不安に感じる介護等（上位５つ）

1	夜間の排泄
2	認知症状への対応
3	外出の付き添い、送迎等
4	日中の排泄
5	入浴・洗身

（９）　主な介護者・介助者が介護・介助する上で困っていること（上位５つ）

1	精神的なストレスがたまっている
2	日中、家を空けるのを不安に感じる
3	自分の自由になる時間、リフレッシュする時間が持てない
4	本人の言動が理解できないことがある
5	現在の状況を理解してもらうのが難しい

（10）　手助けが必要な時、およそ 3 分以内に駆けつけてくれる親族

「近くに住む親族はいない」と回答　15.2%

（11）　病気で寝込んだ時に自分の看病や世話をしてくれる人

「いない」と回答　7%

3-4　社会参加に関すること

（１）みのり塾参加数

年度	参加者数	回数
H29	730	19
H30	402	14
R 1	382	11

（２）シルバー人材センター会員数

年度	会員数
H29	142
H30	143
R 1	140

（３）シニア大学受講者数

年度	受講者数
H29	12
H30	21
R 1	20

（４）老人クラブ：団体数 10、会員数 928 名（R2 年 3 月末）

（５）のびのびゴム体操　自主開催定着地区

年度	地区数	参加実人数
H28	3	58
H29	11	139
H30	17	234
R 1	20	274

3-5　認知症に関すること

（１）認知症を考える講演会

町と北アルプス医療センターあづみ病院の共催、町内の介護保険事業所・長野県・広域連合等の協力により開催

年度	認知症を考える講演会　講師	参加者数
H29	熊本悦明氏（日本メンズヘルス医学会名誉理事長）	191 名
H30	三好大輔氏（株）アルプスピクチャーズ	183 名
R 1	（新型コロナウイルス感染防止のため中止）	

（２）ないろカフェ（認知症カフェ）

認知症について興味がある方（病気や症状、予防方法等）が認知症について学び、情報交換をしたり、相談の機会を地域（身近な所）でつくるための場。平成 29 年度より実施。

年度	開催回数	参加人数
H29	委託カフェ　3 法人/3 箇所/3 回	119 名
H30	委託カフェ　3 法人/3 箇所/3 回	117 名
	自主開催カフェ　3 箇所/4 回	110 名
R 1	委託カフェ　3 法人/3 箇所/3 回	85 名
	自主開催カフェ　6 箇所/6 回	117 名

3-6　地域包括支援センターに関すること

（１）地域包括支援センター人員配置（令和 2 年度）

職種等	職員数
センター長	1 名（町正規職員）
主任介護支援専門員	2 名（町会計年度任用職員） ・常勤専従 1 名 ・常勤兼務 1 名（認知症地域支援推進員と兼務）
社会福祉士	1 名常勤専従（町正規職員）
保健師	1 名　常勤専従　（町会計年度任用職員）
理学療法士	1 名（町会計年度任用職員）
認知症地域支援推進員 （平成 23 年度より配置）	1 名：主任介護支援専門員と兼務
事務	1 名（町会計年度任用職員）

（２）多世代相談センター人員配置（令和 2 年度）

職種等	職員数
センター長	1 名（町正規職員）
保育士	1 名（町正規職員）
相談員	3 名（町会計年度任用職員） ・保育士 1 名

（３）地域ケア会議開催数

年度	地域ケア推進会議 （事業所向け）	地域ケア個別会議
H29	11 回	6 回
H30	11 回	6 回
R 1	8 回	12 回

（４）予防ケアマネジメント委託居宅数・委託件数

年度	委託先数	委託件数
H29	18	延 1,608 件中 1,497 件委託
H30	12	延 1,765 件中 1,714 件委託
R 1	11	延 1,707 件中 1,660 件委託

3-7　権利擁護に関すること

（１）　権利擁護に関する相談件数

年度	相談件数（うち無料相談会）
H29	20 件（10 件）
H30	17 件（ 3 件）
R 1	26 件（ 6 件）

（２）成年後見首長申立件数・後見人等への報酬等助成件数

老人福祉法 32 条に基づく、首長による審判申立て件数。経済的に困窮している方が後見制度を利用しやすくするための成年後見利用支援事業要綱による、後見人等への報酬助成件数。

年度	申立て件数	助成件数
H29	0 件	3 件
H30	0 件	2 件
R 1	1 件	2 件

3-8　緊急時の対応 / 災害・防災に関すること

（１）緊急通報システム利用者数

年度	利用者数
H29	39 件
H30	33 件
R 1	34 件

（２）福祉避難所指定件数　：　平成 27 年度より 6 か所

（３）避難行動要支援者名簿

平成 25 年に災害対策基本法が改正により、高齢者、障がい者等災害時に援護を要する方の名簿を作成することが明記されました。これにより、平成 28 年度より避難行動要支援者名簿※３を作成し、自主防災会への情報提供を行っています。

対 象 者	名簿登録者数（名）	情報提供 同意者数（名）	同意率（%）
介護保険制度にて、要介護３～５の認定者	170	79	46.5
身体障害者手帳１級・２級の交付を受けている方	171	121	70.8
療育手帳Ａ１・Ａ２度の交付を受けている方	22	21	95.5
精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方	61	25	41.0
合計	470	289	61.5

（令和 2 年 10 月末現在）

※3　避難行動要支援者名簿…災害発生時やその危険のある場合、高齢者、障がい者等配慮を要する方の中で、避難する際に特に支援を要する方（避難行動要支援者）を把握し、名簿にしたもの。この名簿に記載された方は、一定の手続きを行うことで、町が指定した福祉避難所を利用できる。また、福祉避難所への受け入れを迅速に行うために、対象者本人の同意を得られた方について、各地区の自主防災会へ情報提供を行う。

第４節　基本目標の設定

4-1　高齢者福祉の基本目標

高齢者を取り巻く現状や、地域福祉計画及び「北アルプス広域連合第 8 期介護保険事業計画」の理念を踏まえ、この計画の目標を以下のように提示します。

基本目標　１　いきいき長寿のまちづくり
　　２　暮らしを支え合うまちづくり
　　３　尊厳を守り、安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

4-2　基本目標・施策の体系

この計画の目標を実現するための施策を体系的に整理すると以下のとおりとなります。

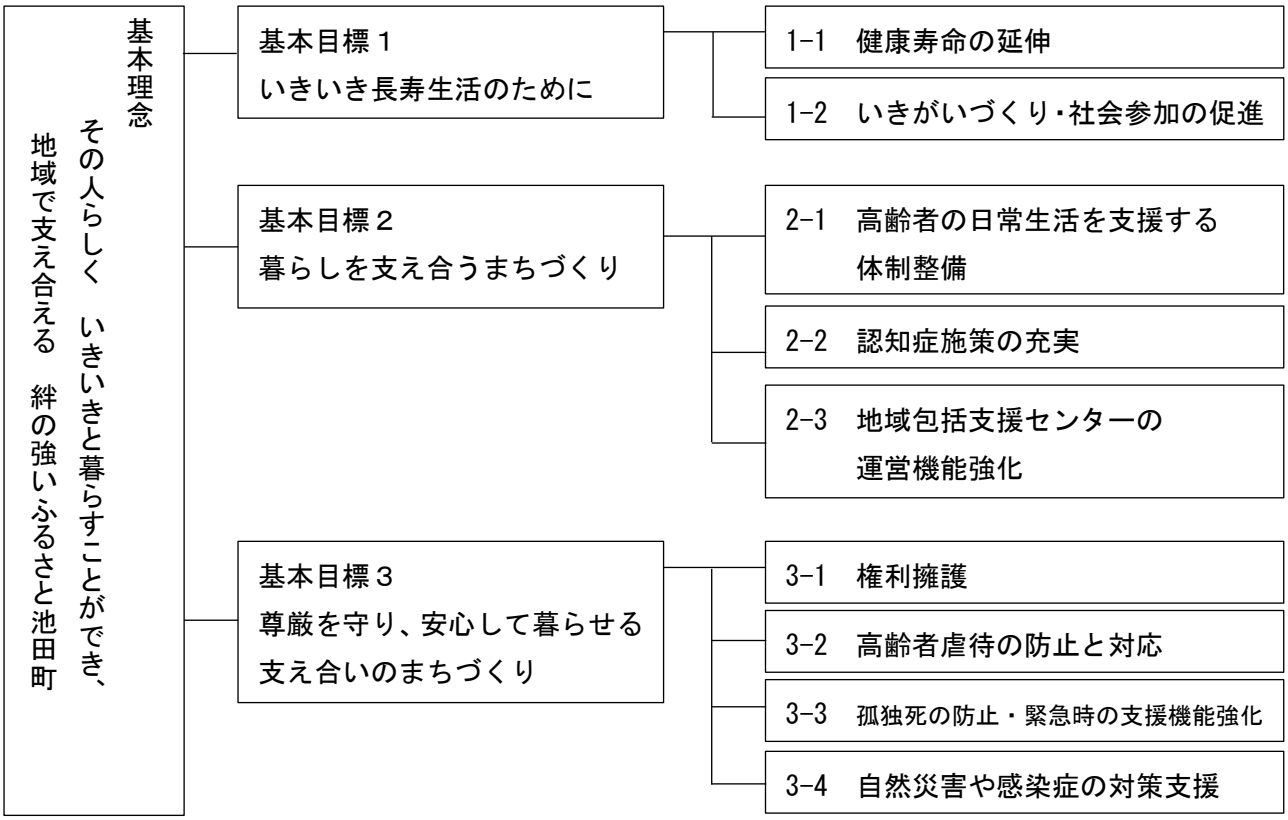

4-3　重点的に取り組む事項

高齢者の生活や意識等の実態と前計画の評価、また、地域包括ケアシステムの深化と推進という観点から、この計画において重点的に取り組む事項は以下のとおりとします。

重点的に取り組む事項
1-1 健康寿命の延伸
2-1 高齢者の日常生活を支援する体制整備
2-2 認知症施策の充実

介護予防事業を政局的に展開することで、高齢者の健康寿命を延伸し、日常生活で介護が必要になる時期を延伸します。また、何らかの介護を必要としている高齢者には、その状態の悪化を防ぎ、維持に努める施策を展開します。

介護予防につながる体操や趣味活動等の定期的な集いの場の創出を支援し、地域における自主的かつ主体的な活動を促進することで、高齢者の活動意欲を満たすとともに、暮らしの中で健康や生きがいを実感できる環境づくりをします。

介護予防と併せて、日常生活の中で高齢者が必要とする支援を充実させます。「支え合い・助け合いを広げる協議体」において、支援ニーズや必要な社会資源の把握、これらのマッチングに関する検討を進め、地域における支援体制の整備を促進します。

助け合いや支え合いに関する住民の理解と関心を高める取り組みを進めるとともに、支援の担い手や中心的な役割をはたす人材を育成、活動を支援することで、地域における助け合いの輪を広げます。

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを周知するとともに、地域全体で認知症に関する理解と関心を広め、認知症高齢者とその家族への支援を包括的・継続的に実施します。

第５節　計画の推進

5-1　基本目標１　いきいき長寿のまちづくり

5-1-1　施策の方針

住民一人ひとりがいつまでも元気でいられるよう、生きがいを持ち、得意なことや趣味を活かして、いきいきと地域での活動や社会参加ができる町を目指します。

5-1-2　現状と課題

① 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織である、シルバー人材センターや高齢期を迎えた方が社会参加のきっかけをつかみ、地域社会の一員として地域と関わることができる人材育成を目指したシニア大学、公民館等社会教育施設を中心に、高齢者が参加しやすい学習の場やスポーツの機会が準備されています。(3-4-(1)(2)(3)(4))　ご近所の知人に会え、元気で活動的な生活を続けていくため、筋力維持を目的とした地域の通いの場「のびのびゴム体操」が各地域で行われています。(3-4-(5))

② 一方で、外出を控えがちな高齢者は多く、介護認定を受けた高齢者の半数以上が「外出を控えている」と回答しており、その大半が足腰の痛みを理由としています。(3-3-(1))　また、高齢者にとって、介護予防のための通いの場や老人クラブ、自治体の集まりは外出のきっかけとなっています。(3-3-(2))

③ 高齢者の社会参加の場は一定数準備しているものの、足腰の痛みや、交通手段がないことから外出を控えている高齢者は多くいます。出かけるきっかけがあることが、心身の健康にもつながるというフレイルの考え方からも、社会参加の機会があることは健康寿命の延伸に重要です。このことから、介護認定を受けない・重症化させないための保健医療面からの取り組みと、歩いて出かけられる身近な場所に介護予防に資する場があること、外出の意識づけとなる場の確保を並行して行っていくことが重要です。

5-1-3　施策の展開

健康寿命の延伸

内容	目標	担当
生活習慣病を早期発見・発症予防のため健診受診勧奨し、受診率を伸ばします。	健診受診率 国保 70%以上、後期高齢者 25%以上	健康増進係
生活習慣病の重症化を予防するため、健診結果について保健指導を実施し、データ改善のための情報を提供します。	Ⅰ 特定健診の高血圧・高血糖・脂質異常症等の重症化予防対象者の 5%の減少（R1　33.6%） Ⅱ ①脳血管疾患・②虚血性心疾患・③人工透析有病者の減少 （国保 R1　①16.3%②8.4%③0.3%） （後期 R1　①34.1%②16.7%③0.7%） Ⅲ 介護認定者の増加の抑制 （R1　1 号 16.1%　2 号 0.29%） Ⅳ 介護度 3～5 度以上の 3%の減少（R1　40.4%）	
脳血管疾患の原因である血圧のコントロールをよくするため、健診で尿中推定塩分量測定を実施し、塩分摂取量の改善を図ります。	塩分摂取量、町の平均値 1g 減少し、国の目標値に近づける。（R1　男性 9.9g　女性 9.3g）	
生活習慣病・フレイル予防のための講座を介護予防事業の運動教室等で開催します。	・町主催の運動教室にて年 1 回実施 ・地区通いの場にて全地区の 80%実施	

生きがいづくり・社会参加の促進

内容	目標	担当
高齢者向けの講座を開催し、学び合いの機会や地域活動等の情報を提供します。	みのり塾参加者数 400 人・12 回/年	生涯学習係
生きがいづくり、仲間づくりの場として、シニア大学の受講をすすめます。	受講者数 20 人以上/年	福祉係
地域の居場所づくりのため、老人クラブの活動を支援します。	団体数　10/年 会員数　1,000 人/年	福祉係
能力や経験を活かすため、シルバー人材センターを通じて就労機会を提供します。	シルバー人材センター 会員数　150 名	福祉係
身体を動かしながら、地域の仲間・居場所づくりができる、のびのびゴム体操の活動を支援します。	のびのびゴム体操 継続実施地区 20 地区 新規実施地区 5 地区	地域包括支援センター

5-2　基本目標２　暮らしを支え合うまちづくり

5-2-1　施策の方針

Ⅰ　生活やつながりを支える取り組み・仕組みを地域の方と共につくっていきます。

Ⅱ　最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、暮らしを支えるサービスの基盤を作っていきます。

5-2-2　現状と課題

① 高齢者の知人・友人との交流は「ほとんどない」との回答が多いものの、「近所・同じ地区の人」とは比較的交流があるようです。(3-3-(4)(5))　また、日常生活に支援が必要となったときに、地域の人・サービスにそれぞれ求めるものは酷似しています。(3-3-(6)(7))　見守り、買い物、災害・緊急時の手助けなど、地域での支え合いをベースとした生活支援の仕組みが求められています。(生活支援体制整備事業)

② 高齢者の在宅サービスを支える介護者も不安や困りごとを抱えています。特に認知症状への対応に起因すると予想される困りごとが散見されます。(3-3-(8)(9))　高齢者を支える介護者・家族への支援が必要です。

③ 今後3年間の町の高齢者人口推移に目をやると、65歳以上人口は微減する中、75歳以上人口は増加していくことが予想されています 。(3-1-(1))　年齢別にみた推移認知症有病率(厚生労働科学研究所「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」)では、75歳以降、急激に増えていき、85歳以上の約半数、95歳以上では約8割の人が認知症になるとされています。このことから、認知症に関する困りごと・相談の増加が予想されます。

④ 一方で、高齢者の独居世帯や高齢夫婦のみ世帯は増加が予測されています。(3-1-(2))　誰もが住み慣れた町で最期まで安心して暮らしていくには、地域で認知症の高齢者とその家族を支えていく必要があります。

⑤ 平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定では、地域共生社会の実現に向け、地域住民の主体的な支え合いを育み、地域課題の解決力の強化のための体制整備や複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築などが求められています。

⑥ こうした背景のもと、複雑化・複合化している生活課題を世帯でとらえ、高齢者や障がい者、生活困窮といった分野にとらわれず、包括的に受け止める体制として「多世代相談センター」が設置されました。(3-6-(2))

⑦ 地域共生社会の実現には、地域包括支援センター機能の強化が必要です。総合相談機能の強化に向けたスキルの向上や多様な制度等とのネットワーク機能の強化、包括的継続的ケアマネジメント機能の強化に向けた地域支援者の学びの場が必要です。また、個別課題を地域住民と一緒に解決していく協働の姿勢を持った地域包括ケアシステムの構築・深化が必須です。(3-6-(1)(3)(4))

5-2-3　施策の展開

高齢者の日常生活を支援する体制整備

内　容	目　標	担当
「支え合い・助け合いを広げる協議体」を開催し，住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みの創出について協議します。	協議体の開催 年 3 回	地域包括支援センター 委託先：池田町社会福祉協議会
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の中で、支え合い・助け合い活動を活発化するために北アルプス広域連合で実施する「介護予防・日常生活支援サービス人材育成講座」の受講と更新を促し、終了後の活動に結び付けられるように支援します。	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」修了後の活動参加率 80%	
「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」に地域に潜在する専門知識のある人も掲載し、地域づくりへのつながりを支援します。	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」の更新/毎年	
支え合い・助け合い活動の周知と、住民主体の活動を活発化するため、各地区において出前講座を開催します。	各地区出前講座 5 カ所/年	
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、介護予防のため、自主活動団体と連携しながら、地域の中で、少人数で集える場づくりを推進します。	地域の集いの場の創出　5 カ所/3 年 そのうち、介護保険の地域支え合い活動（通所・訪問）の新規活動数　2 件/3 年	
希望する高齢者独居世帯に対し、緊急通報システムに係る費用を助成するとともにシステムの選択肢を増やします。	新規システム構築 2 件/3 年	地域包括支援センター
自動車運転免許証を自主返納された方の外出支援策として、町営バス回数券を無料配布します。	PR チラシ設置/通年 広報誌等による周知活動 1 回/年	環境整美係
心身の状態により公共交通機関の利用が困難な高齢者の移送を支援します。	福祉輸送サービス登録者数　20 人/年	福祉係 委託先：社協

認知症施策の充実

内容	目標	担当
認知症になっても地域で暮らし続けられるよう、住民、商店、企業等、地域の様々な方に認知症を正しく理解していただく機会として、認知症を考える講演会を開催します。	1 回/年	地域包括支援センター
住民、小中学生、商店、企業等、地域の様々な方に認知症の見守り・応援者である、認知症サポーターの養成講座を実施します。	150 人/年	
認知症の方を支える家族への支援策として、家族介護者の会等を行います。	1 回/年	
認知症の方の徘徊・見守りに対するシステムや仕組みを導入します。	新規 1 事業/3 年	

地域包括支援センターの運営機能強化

内容	目標	担当
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種、常勤専従職員各 1 名以上を配置し業務を進めます。	常勤専従職員各 1 名以上配置/通年	地域包括支援センター
認知症施策を推進のため、認知症地域支援推進員を配置します。	1 名	
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との連携協力し、事業を進めていきます。	隣組単位の見守り活動や、つどいの場の数 新規 3 カ所/3 年	
計画に沿った具体的な進め方達成目標を定めた「地域包括支援センター事業計画」を毎年策定・実施・評価を行います。	PDCA 1/年	
必要な方に、必要な時に、必要な情報が届くよう、他方面の情報を収集し、周知・広報していきます。 （虐待、認知症、成年後見制度）	周知事項 3 項目町広報誌への掲載 3 回/年	
職員の総合相談力、地域課題の発見力、対応力等が向上し、専門性を高めることができるよう、研修の機会を確保します。 事業者連絡協議会、県、職能団体等の主催する研修会へ参加および参画します。	職員の研修等参加回数 5 回/年/人	
個別の支援を通じて、関係機関との連携・ネットワークの強化、地域のケア力の向上を図ります。 （民生児童委員・医療・介護保険事業所・行政・司法機関等）	地域ケア個別会議 10 回/年	
介護予防支援について、自立支援・介護予防の視点をもったケアマネジメントを行います。	専門職との学習会 6 回/年	
地域の介護サービスの質向上のため、苦情窓口を周知し、本人や家族が気軽に意見を言える環境を整備します。	広報誌・ホームページへの掲載 1 回/年	
地域ケア推進会議を開催し、個別課題の解決から地域の課題を抽出します。地域課題を検討したり、学びを深めることで、地域包括ケアシステムの深化につなげていきます。	地域ケア推進会議 3 回/年	

5-3　基本目標３
尊厳を守り、安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

5-3-1　施策の方針

Ⅰ　高齢者自身も介護をする家族も、地域の中で孤立することなく生活できる池田町を実現します。
Ⅱ　災害時や緊急時に早期に、確実な対応をします。

5-3-2　現状と課題

【現状】

① 認知症等により判断能力の低下した方の権利擁護のための一つの選択肢として「成年後見制度」があります。これに関する相談件数は例年一定数あり、北アルプス成年後見センターと連携しながら対応しています。(3-7-(1))

② 「池田町成年後見制度利用支援事業」では、この制度の必要性がありながらも、家庭裁判所へ申立てのできる親族が不在の時には、町長が申立を行うこととしています。また、経済困窮等の理由により後見人等への報酬の支払いが難しい方に対し、町が報酬費用を助成することとしています。本事業を利用することにより、権利擁護がはかられる方もいます。(3-7-(2))

③ 高齢者虐待については、早期発見が深刻な状況になることの防止に繋がります。そのためには高齢者や介護者・家族が発する虐待のサインに福祉関係者のみならず、地域住民が気付くことが、安心して暮らせる地域づくりにつながります。また、適切で早急な判断・行動がとれるよう職員の対応力向上も必要です。

④ 高齢者の独居世帯、高齢者夫婦のみの世帯は増加していきます。(3-1-(2))また、災害・緊急時に支援してくれる人や親族が身近にいない方もいらっしゃいます。(3-3-(6)(10)(11)

⑤ 希望する高齢者の独居世帯に対し、緊急時にボタンを押すことで、かけつけるサービスとして、「緊急通報システム」を導入しています。登録件数は常に一定数あり、高齢者の安心できる暮らし実現の一助となっています。(3-8-(1))　しかし、心身の状態や疾病等により多様なニーズがある中、他の選択肢を模索していくことも必要です。

⑥ 近年、甚大な被害を与える自然災害が増加しています。町では専門幹の所属する危機管理対策室を設け、福祉避難所指定や避難行動要支援者名簿の作成など、救える命を一人も取りこぼさないよう、取組みに力を入れています。(3-8-(2)(3))　この仕組みの原動力となり、機能させていくためには、住民の助け合い・支え合いがなくてはなりません。協働の姿勢を大切にしながら、引き続き力を入れていく必要があります。

5-3-3　施策の展開

権利擁護

「成年後見制度利用促進計画」に則り施策展開していきます。

高齢者者虐待の防止と対応

内容	目標	担当
虐待防止（不適切ケアの防止）、早期発見の理解を深めるために住民、関係者を対象とした研修会等を開催します。	1 回/年	地域包括支援センター
外部研修を受講しながら、町の虐待対応力の向上に努めます。	対応職員全員受講/3 年	
高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルを活用し、対応するとともに、課内研修を行います。	課内研修　1 回/年	
虐待要因の解消のため、介護者・家族の孤立防止に向けた取組みを行います。	家族介護者の会開催 1 回/年	

孤独死の防止・緊急時の支援機能強化

内容	目標	担当
個別の緊急対応時、速やかに支援につながるよう、キーパーソンとなる人の連絡先を把握します。	緊急情報カプセル配布 希望独居世帯/3 年	地域包括支援センター
民生児童委員による福祉台帳の作成により、緊急時に備えます。	町への情報提供同意の体制整備 / R5 予定更新時	
親族がいない方の緊急・死亡時の支援・対応方法について検討し、マニュアルを作成します。	マニュアルの完成/3 年	

自然災害や感染症の対策支援

内容	目標	担当
災害時職員初動マニュアル等防災に関するマニュアルを理解し、災害時の対応に備えます。（全職員に促す）	毎年度 4 月に初動マニュアルの周知徹底を図る	危機管理対策室
避難行動要支援者名簿を毎月更新します。	毎月（年 12 回）実施	福祉係 地域包括支援センター 健康増進係
個別支援計画を作成します。	避難行動要支援者名簿の情報提供の同意した方 100%	
避難行動要支援者名簿の情報提供同意率を向上させます。	同意率　70% ／ 3 年	
関係機関と連携して、自主防災会を含めた支援の知識を学ぶため、防災・災害時対応に関する研修会・講習会を実施します。	毎年 2 月防災講習会の実施 出前講座の実施	危機管理対策室
各自主防災会が災害時住民支え合いマップを作成し、活用できるよう協力・支援します。	毎年 4 月避難行動要支援者名簿の更新時に活用体制を図る	危機管理対策室・福祉係・地域包括支援センター
土砂災害警戒区域の自主防災会を対象にした自主避難計画の作成と避難行動要支援者の支え合いを考慮した訓練の実施を行います。	対象 1 地区を抽出し毎年 4 月から 9 月までに計画を作成。10 月に訓練を実施	危機管理対策室
町の避難所運営マニュアルの検証を兼ね支援体制を含む避難所運営訓練の実施を行います。	毎年 11 月に支援関係者を対象に実施	
福祉避難所に指定された施設への研修会を開催します。	1 回／年	福祉係 危機管理対策室
感染症の大規模発生に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画に添い対応します。また職員にはＢＣＰ（新型インフルエンザ等感染症編）対応を促します。	毎年 4 月。 感染症発生期には随時対応	健康増進係 危機管理対策室

第５章　池田町障害者計画

目次

第１節　計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨
２．計画の位置づけ
３．計画の基本理念

第２節　池田町の現状

１．身体障害者手帳所持者の状況
２．療育手帳所持者の状況
３．精神障害者保健福祉手帳所持者の状況
４．通院医療費公費負担者の通院と医療保護・措置入院者の診断の状況
５．発達障がい児者の状況
６．特定疾病（難病）患者の状況
７．障害児・者サービス等利用者数の推移
８．相談件数
９．権利擁護
10．地域移行
11．生活環境
12．文化芸術・スポーツ
13．防災対策

第３節　障害者計画

１．生活環境の整備
２．啓発活動・意思疎通支援の充実
３．自然災害・感染症・防犯対策
４．差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
５．自立した生活の支援、意思決定支援の推進
６．保健・医療の推進
７．行政における配慮の充実
８．雇用・就労・経済的自立の支援
９．教育・育成の振興
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興

第１節　計画の基本的な考え

１．計画策定の趣旨

町では、池田町地域福祉計画の中で、基本理念として「その人らしくいきいきと暮らすことができ、地域で支え合える絆の強いふるさと池田町」を掲げ、障がい福祉分野では、「障がいのある方が地域でその人らしく安心して暮らせるまち」を目指して、県や大北圏域の市町村と連携しながら障がい者施策の展開を図ってきました。

一方、国における障がい者施策では、措置制度から始まり、支援費制度、障害者自立支援法に基づく制度、障害者総合支援法に基づく制度と、約 25 年間のうちに、大きく変動してきました。「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられる」等といった基本理念を定めた障害者総合支援法の中には、障がいのある人が、住み慣れた場所で支援を受けながら生活ができ、社会参加や自己決定を行うことができるなど、障がいの有無によって分け隔てられることのない「共生社会」を目指すため、新しい障害福祉サービスの提供や、地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備など、地域で暮らすために必要な支援体制を整えるよう施策を展開しています。

２．計画の位置づけ

この計画は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者計画として策定します。

本計画は当町における障がい者施策の現状と課題から、今後の障がい者施策の基本方向を示す計画となっています。

３．計画の考え方

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、障がい者等が自ら居住地や必要なサービスを選択することができるよう支援を行います。

（２）障がいの種別にかかわらず、身近で一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別、程度を問わず、希望する障害福祉サービスを実施します。

（３）地域で生活を送れるようなサービス提供体制の整備

グループホーム等の居住の場の充実を図り、地域生活への移行及び地域生活の継続等ができるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向けて取り組みます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

地域で保育、教育等の支援を受けられることで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し、障がい児のライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援を行います。

『障害』『障がい』の表記について

「障害」の「害」という漢字に負の印象があるかと思われる方もおりますが、現時点では「障害」に替わる定着した用語がありません。

このため、本計画では、長野県のガイドラインに準じて、「障害」という用語が人の状態を表す場合には、原則「障がい」と表記することにします。ただし、他の機関・団体等の固有名詞を用いる場合や、法令等で使用されている場合などは、原則「障害」と表記します。

第２節　池田町の現状

１. 身体障害者手帳所持者にみる状況

現　状

・等級別推移では過去 6 年間の推移を見ると、平成 26 年度以降減少し、令和元年度 3 月末時点の手帳所持者は 500 人です。
・平成 26 年度以降、65 歳以上の手帳所持者が年々増加し、令和元年度は約 8 割を占めています。
・種別の推移では肢体不自由は全体の６割を占め、次いで内部障がいが 2.5 割を占め、推移しています。
・新規身体障害者手帳所持者の原因疾患の推移では、「脳血管疾患」を原因とする手帳の取得は減少していますが、予防可能な疾患である「脳血管疾患」「心臓」「腎臓」が原因により、手帳取得に至っている方が 5 割を占めています。

区　分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1級	18歳未満	0	0.0%	1	0.6%	1	0.6%	2	1.6%	2	1.7%	2	1.7%
	18～64歳	36	23.7%	36	22.9%	32	20.3%	25	20.0%	23	19.7%	21	17.9%
	65歳以上	116	76.3%	120	76.4%	125	79.1%	98	78.4%	92	78.6%	94	80.3%
	合計	152	27.4%	157	28.4%	158	29.4%	125	23.9%	117	22.9%	117	23.4%
2級	18歳未満	1	1.4%	1	1.5%	1	1.5%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
	18～64歳	24	33.3%	22	32.8%	20	30.8%	18	24.0%	20	24.1%	16	20.8%
	65歳以上	47	65.3%	44	65.7%	44	67.7%	56	74.7%	63	75.9%	61	79.2%
	合計	72	13.0%	67	12.1%	65	12.1%	75	14.3%	83	16.2%	77	15.4%
3級	18歳未満	3	2.9%	2	1.9%	2	2.0%	2	1.9%	2	2.0%	2	2.2%
	18～64歳	14	13.5%	14	13.6%	12	11.8%	13	12.0%	13	12.7%	14	15.2%
	65歳以上	87	83.6%	87	84.5%	88	86.3%	93	86.1%	87	85.3%	76	82.6%
	合計	104	18.7%	103	18.6%	102	19.0%	108	20.6%	102	19.9%	92	18.4%
4級	18歳未満	0	0.0%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%
	18～64歳	29	18.6%	27	17.6%	24	17.1%	27	18.8%	23	16.7%	25	17.5%
	65歳以上	127	81.4%	125	81.7%	115	82.1%	116	80.6%	114	82.6%	117	81.8%
	合計	156	28.1%	153	27.7%	140	26.1%	144	27.5%	138	27.0%	143	28.6%
5級	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18～64歳	10	25.6%	8	18.6%	10	23.3%	10	22.2%	10	23.3%	8	19.5%
	65歳以上	29	74.4%	35	81.4%	33	76.7%	35	77.8%	33	76.7%	33	80.5%
	合計	39	7.0%	43	7.8%	43	8.0%	45	8.6%	43	8.4%	41	8.2%
6級	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18～64歳	7	21.9%	5	16.7%	5	17.2%	4	14.8%	4	13.8%	4	13.3%
	65歳以上	25	78.1%	25	83.3%	24	82.8%	23	85.2%	25	86.2%	26	86.7%
	合計	32	5.8%	30	5.4%	29	5.4%	27	5.2%	29	5.7%	30	6.0%
合計	18歳未満	4	0.7%	5	0.9%	5	0.9%	6	1.1%	5	1.0%	5	1.0%
	18歳以上	120	21.6%	112	20.3%	103	19.2%	97	18.5%	93	18.2%	88	17.6%
	65歳以上	431	77.7%	436	78.8%	429	79.9%	421	80.3%	414	80.9%	407	81.4%
	合計	555	--	553	--	537	--	524	--	512	--	500	--

（2）身体障害者手帳所持者数の種別推移　　（各年３月末現在　単位：人）

区　分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18～64歳	10	33.3%	8	28.6%	8	26.7%	8	29.6%	6	23.1%	4	16.0%
	65歳以上	20	66.7%	20	71.4%	22	73.3%	19	70.4%	20	76.9%	21	84.0%
	合計	30	5.4%	28	5.1%	30	5.6%	27	5.2%	26	5.1%	25	5.0%
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	0.0%	1	2.8%	1	2.8%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%
	18～64歳	7	17.9%	6	16.7%	6	16.7%	4	11.4%	5	14.7%	5	14.7%
	65歳以上	32	82.1%	29	80.6%	29	80.6%	30	85.7%	29	85.3%	28	82.4%
	合計	39	7.0%	36	6.5%	36	6.7%	35	6.7%	34	6.6%	34	6.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18～64歳	3	60.0%	3	50.0%	3	42.9%	3	50.0%	3	50.0%	3	50.0%
	65歳以上	2	40.0%	3	50.0%	4	57.1%	3	50.0%	3	50.0%	3	50.0%
	合計	5	0.9%	6	1.1%	7	1.3%	6	1.1%	6	1.2%	6	1.2%
肢体不自由	18歳未満	2	0.6%	2	0.6%	2	0.6%	2	0.6%	2	0.6%	1	0.3%
	18～64歳	78	22.1%	73	20.7%	68	20.0%	63	19.3%	61	19.2%	58	18.9%
	65歳以上	273	77.3%	278	78.8%	270	79.4%	261	80.1%	255	80.2%	248	80.8%
	合計	353	63.6%	353	63.8%	340	63.3%	326	62.2%	318	62.1%	307	61.4%
内部障害	18歳未満	2	1.6%	2	1.5%	2	1.6%	3	2.3%	3	2.3%	3	2.3%
	18～64歳	22	17.2%	22	16.9%	18	14.5%	19	14.6%	18	14.1%	18	14.1%
	65歳以上	104	81.3%	106	81.5%	104	83.9%	108	83.1%	107	83.6%	107	83.6%
	合計	128	23.1%	130	23.5%	124	23.1%	130	24.8%	128	25.0%	128	25.6%
合計	18歳未満	4	0.7%	5	0.9%	5	0.9%	6	1.1%	5	1.0%	5	1.0%
	18～64歳	120	21.6%	112	20.3%	103	19.2%	97	18.5%	93	18.2%	88	17.6%
	65歳以上	431	77.7%	436	78.8%	429	79.9%	421	80.3%	414	80.9%	407	81.4%
	合計	555	--	553	--	537	--	524	--	512	--	500	--

（3）新規身体障害者手帳所持者の原因疾患の推移　　（単位：件）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚	糖尿病性	0件	0件	1件	0件	0件	0件
	その他	1件	1件	3件	0件	0件	0件
	計	1件	1件	4件	0件	0件	0件
聴覚	内耳	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	中耳炎	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	感音性	0件	1件	1件	1件	1件	2件
	計	0件	1件	1件	1件	1件	2件
音声・言語	脳血管疾患系	0件	1件	0件	0件	0件	0件
	その他	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	計	0件	1件	0件	0件	0件	0件
肢体	脳血管疾患系	6件	2件	2件	3件	3件	1件
	間接症系	9件	4件	1件	3件	2件	0件
	その他	6件	5件	3件	4件	4件	3件
	計	21件	11件	6件	10件	9件	4件
内部	心臓	6件	5件	6件	9件	5件	5件
	直腸	2件	2件	2件	1件	3件	4件
	（がん再掲	1件	1件	1件	0件	0件	0件
	膀胱	0件	1件	0件	0件	0件	0件
	腎臓	0件	1件	1件	2件	1件	3件
	呼吸器	2件	1件	0件	3件	11件	0件
	計	10件	10件	9件	13件	22件	12件
合計		32件	24件	20件	24件	21件	18件
	内発症予防効果が得られやすい疾患	12件	8件	9件	12件	8件	6件

■・・・発症予防効果が得られやすい疾患

２．療育手帳所持者の状況

現　状

・過去 6 年間の推移を見ると、療育手帳取得者の人数はほぼ横ばいです。
・18 歳以上の療育手帳所持者は平成 26 年度から増加しています。
・等級別で見ると、軽度（B2）の方が 5 割を占めています。

■療育手帳所持者数の推移　（各年 3 月末現在　単位：人）

区　分			平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
重度	A1	18歳未満	6	15.0%	4	10.5%	4	10.8%	4	10.5%	4	10.3%	2	5.3%
		18歳以上	34	85.0%	34	89.5%	33	89.2%	34	89.5%	35	89.7%	36	94.7%
		合計	40	32.3%	38	30.6%	37	30.6%	38	31.4%	39	30.7%	38	29.7%
中度	A2	18歳未満	1	3.7%	1	3.7%	1	3.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
		18歳以上	2	7.4%	2	7.4%	2	7.1%	2	8.0%	3	11.1%	2	7.7%
	B1	18歳未満	1	3.7%	1	3.7%	1	3.6%	0	0.0%	1	3.7%	3	11.5%
		18歳以上	23	85.2%	23	85.2%	24	85.7%	22	88.0%	23	85.2%	21	80.8%
		合計	27	21.8%	27	21.8%	28	23.1%	25	20.7%	27	21.3%	26	20.3%
軽度	B2	18歳未満	25	43.9%	26	44.1%	23	41.1%	24	41.4%	24	39.3%	21	32.8%
		18歳以上	32	56.1%	33	55.9%	33	58.9%	34	58.6%	37	60.7%	43	67.2%
		合計	57	45.9%	59	47.6%	56	46.3%	58	47.9%	61	48.0%	64	50.0%
合計		18歳未満	33	26.6%	32	25.8%	29	24.0%	29	24.0%	29	22.8%	26	20.3%
		18歳以上	91	73.4%	92	74.2%	92	76.0%	92	76.0%	98	77.2%	102	79.7%
		合計	124	--	124	--	121	--	121	--	127	--	128	--

３．精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

現　状

・令和元年度 3 月末時点の精神障害者保健福祉手帳の所持者は 146 人となっています。
・過去 6 年間の推移を見ると、手帳の所持者は年々増加しており、特に平成 30 年度から令和元年度までの間に著しく増加しています。
・池田町では令和元年 11 月末に放課後等デイサービスの利用条件に障害手帳所持を必須にしました。手帳所持者が増加した一つの要因として、放課後等デイサービス利用希望児が精神障害者保健福祉手帳を申請したことが影響していると考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移　　（各年 3 月末現在　単位：人）

区　分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1級	50	51%	57	54%	58	52%	59	54%	54	46%	61	48%	65	45%
2級	47	48%	46	43%	50	45%	49	45%	60	51%	60	48%	69	47%
3級	2	2%	3	3%	3	3%	2	2%	3	3%	5	4%	12	8%
合計	99	--	106	--	111	--	110	--	117	--	126	--	146	--

４．通院医療費公費負担者の通院と医療保護・措置入院者の診断の状況

現　状

・自立支援医療の新規利用者は、平成 30 年度に落ち込んだものの令和元年度には 14 人の増加となっています。

・通院医療費公費負担者を診断疾患別に見ると、統合失調症や気分障害（うつ病）が多い状況です。

■診断疾患別の状況

疾患名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
F0 症状性を含む器質性精神障害(認知症等)	入院	2	4	2	1	1	3
	通院	13	13	17	11	13	13
F1 精神作用物質使用よる精神及び行動の障害(アルコール依存症等)	入院	3	1	1	1	0	0
	通院	9	9	7	7	10	4
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	入院	2	5	(2) 6	(1) 4	(1) 3	(1) 10
	通院	67	62	62	65	64	63
F3 気分(感情)障害	入院	4	3	2	(1) 2	(1) 2	(1) 3
	通院	45	48	53	61	66	66
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	入院						
	通院	5	5	6	6	5	6
F7 知的障害「精神遅滞」	入院						
	通院	8	4	3	3	3	3
てんかん	入院						
	通院	26	26	27	20	18	15
その他	入院					1	3
	通院	15	22	22	21	18	19
合計	入院	(1) 11	13	(2) 11	(2) 8	(2) 7	(2) 19
	通院	188	189	197	194	197	189
通院医療費公費負担（自立支援医療）	総数	188	189	197	194	197	197
	新規	15	15	11	11	9	23

※ 通院： 障害者自立支援法第54条　通院医療費公費負担申請者

入院： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条　医療保護入院者

（ ）：　〃　第23条から第26条２　通報による措置入院者（内書き）

５．発達障がい児者の状況

現　状

・「発達障がい」や「自閉症スペクトラム」、「ADHD」等の言葉の認知は広がってきていますが、それぞれの特性や生きづらさ、関わり方の困難さ、支援の方法等の理解についての周知は不足していると思われます。そのため、早期療育につながらない場合も多く、不登校のような形で現れてくるケースも多い状況です。
・不登校児生の中に、集団での生きづらさがある発達障がいと思われる児生が多数います。また、不登校児生が学校以外で安心して通える場所が池田町内にないため、家に引きこもってしまっている事例がいくつかあります。
・放課後等デイサービスを希望している保護者が多いが、受け入れ可能な近隣の事業所は一杯になりつつあり、希望に沿うことができにくい状況です。

事業内容	実施内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
フォローアップ教室	小集団での遊びを通し、子どもの発達に合った関わり方や子育ての方法を学んだ。	23 回 実数 20 名 延 88 名	23 回 実数 23 名 延 108 名	20 回 実 14 名 延 68 名
発達検査 （幼児・学齢期）	保護者の希望に応じ発達状態を調べ、結果をもとに子どもに合った支援方法を見出した。	10 名	15 名	11 名
医療機関の診察同行	保護者の希望や必要と判断した時、医療受診やリハビリに同行した。			35 回
支援会議・ モニタリング	保護者や保育園、学校、通所施設等からの相談に対し、支援会議やモニタリングに参加した。			82 回
面談	保護者や保育園、学校からの相談内容を聞いたり今後の支援方法を検討したりしていくための面談を行った。			138 回
家庭訪問	対象児生との面接や家庭の状況を知るために家庭訪問を行った。			59 回
個別SST	SSTの場がない児童に対して行った。		10 回	27 回

６．特定疾病（難病）患者の状況

現　状

・65 歳以上の難病患者が、半数以上を占めています。
・特定疾病の申請は大町保健福祉事務所のため、町では生活に支障が出てきた際に本人や家族から相談が寄せられ、個別の対応をしています。

（１）特定疾患医療受給者　　（資料：長野県、大町保健福祉事務所　令和 2 年 3 月末）

区分	人数	
		内人工呼吸器装着者
20～39歳	7	0
40～64歳	14	0
65歳以上	40	2
合計	61	2

（２）特定疾患の内訳

特定疾患の診断名	人数
パーキンソン病	10名
潰瘍性大腸炎	9名
重症筋無力症	4名
（他23種類）	38名
合計	61名

7．障害児・者サービス等利用者数の推移

現　状

・地域で自立した生活を送っていくための訓練として、共同生活援助（グループホーム）を体験利用する方が増えました。
・放課後等デイサービスでは、保護者からの利用希望が多いため、利用者数が増加しています。
・日中活動や一般就労は難しいが少しでも就労したいという方の希望が多いため、就労系サービス（就労継続支援Ａ・Ｂ型）の利用者が増加しています。
・福祉輸送の利用者は増えていますが、利用時間が著しく減少しています。透析患者で週に何度も通院が必要な方の利用がなくなったことが影響していると考えられます。

■障害児・者サービス等利用数の推移　　（単位：人）

年　度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数		57 名	51 名	54 名	53 名	50 名	55 名
自立支援給付等サービス利用内容	居宅介護	24 名	22 名	21 名	19 名	16 名	18 名
	同行援護	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
	行動援護	2 名	2 名	1 名	1 名	3 名	3 名
	生活介護	32 名	26 名	32 名	32 名	31 名	29 名
	基準該当生活介護	10 名	10 名	7 名	7 名	7 名	9 名
	共同生活援助	9 名	11 名	14 名	14 名	12 名	15 名
	短期入所（ショートステイ）	4 名	10 名	10 名	7 名	10 名	11 名
	療養介護	2 名	2 名	3 名	3 名	3 名	4 名
	施設入所支援	14 名	14 名	15 名	15 名	16 名	13 名
	保育所訪問支援	2 名	3 名	2 名	2 名	1 名	2 名
	児童発達支援	17 名	9 名	8 名	16 名	17 名	14 名
	放課後等デイサービス	9 名	18 名	20 名	21 名	22 名	23 名
	計画相談	104 名	130 名	108 名	115 名	122 名	130 名
	就労継続支援（就労Ｂ型）	30 名	29 名	39 名	43 名	43 名	43 名
	就労継続支援（就労Ａ型）	0 名	2 名	2 名	3 名	3 名	4 名
	就労移行支援	1 名	2 名	3 名	2 名	3 名	2 名
	自立訓練	3 名	3 名	2	2 名	2 名	2 名
	手話通訳者派遣	0 件	2 件	3 件	0 件	0 件	0 件
	日常生活用具給付	141 件	122 件	141 件	130 件	125 件	131 件
	日中一時支援事業	19 名 1,600 時間	21 名 5,745 時間	24 名 5,639 時間	18 名 5,389 時間	14 名 4,529 時間	16 名 4,504 時間
	移動支援（実人数）	2 名	2 名	3 名	1 名	2 名	2 名
	福祉輸送サービス	1,212 回 27 名	1,146 回 25 名	1,658 回 25 名	1,403 回 30 名	1,007 回 26 名	442 回 33 名
	地域活動支援センター	19 名	18 名	15 名	12 名	11 名	9 名
	訪問入浴サービス	1 名	1 名	1 名	0 名	0 名	0 名
	自動車改造助成事業	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
	補装具給付	25 件	27 件	27 件	16 件	22 件	20 件
	自立支援医療（更生医療）	2 名 15 件	3 名 28 件	1 名 16 件	1 名 2 件	2 名 2 件	0 名 0 件
	育成医療	3 名 18 件	3 名 30 件	1 名 9 件	1 名 2 件	3 名 17 件	2 名 4 件
	タイムケア	11 名 1,157.0 時間	9 名 1,251.0 時間	7 名 1,386.0 時間	9 名 1,331.0 時間	9 名 1,388.5 時間	9 名 1,033.5 時間
	障害者住宅改良促進事業	1 件	0 件	2 件	4 件	1 件	1 件
	地域共生型生活ホーム運営事業	4 名	4 名	4 名	4 名	4 名	4 名

※ 登録者でなく、利用実績のあった実人員と実時間を集計。
グループホームは体験を含む。
3月～翌年2月ベースで集計しています。
計画相談は県へ報告した実績なので、支払い実績とは異なります。

８．相談件数

現　状

・相談窓口の増加や多様化により、大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」の相談件数は減少傾向にあります。
・就労相談や一般就労に結びついた人数は、ともに精神障がいの方が多い状況となっています。
・町健康福祉課では、障がいに関係するあらゆる相談を、相談者の希望する相談方法により、柔軟に受け付けています。
・令和２年度から、妊娠期から高齢期までの総合的な福祉に関する相談を多世代相談センターで相談の対応をしています。

（１）大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」

※平成 30 年度から大北圏域障がい者就業・生活支援センター「しぇるぱ」として、スクラム・ネットから独立して運営している。

相談受付件数（池田町分）　　（　）内は「しぇるぱ」の件数

年　度	大北圏域	
		うち池田分
平成26年度	5487件	937件
平成27年度	5327件	793件
平成28年度	4770件	703件
平成29年度	5272件	810件
平成30年度	749件（1381件）	265件（283件）
令和元年度	776件（1403件）	263件（349件）

（２）大北圏域障がい者就業・生活支援センター「しぇるぱ」

① 就労相談支援状況（池田町分）　　（単位：人）

年　度	身体	知的	精神	その他	合計
平成26年度	6	11	14	6	37
平成27年度	6	8	12	9	35
平成28年度	6	8	14	6	34
平成29年度	7	8	19	2	36
平成30年度	5	9	21	2	37
令和元年度	3	6	21	1	31

② 一般就労に結びついた実数　　（単位：人）

年　度	身体	知的	精神	その他	合計
平成26年度	0	1	2	1	4
平成27年度	0	2	2	2	6
平成28年度	1	0	2	0	3
平成29年度	1	2	3	0	6
平成30年度	0	0	4	0	4
令和元年度	0	1	6	0	7

（３）町健康福祉課

相談支援件数　　（単位：件）

区　分	年度	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子ﾒｰﾙ	個別支援会議	関係機関	合計
障がい児	平成30年	50	113	31	148	17	16	0	375
	令和元年	93	188	53	221	8	63	8	634
障がい者	平成30年	53	71	26	40	0	165	60	415
	令和元年	46	66	12	40	0	95	33	292

９．権利擁護

（１）虐待件数

現　状

・障がい者への虐待受理件数は、少ない現状にあります。

障がい者への虐待

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通報受理件数	4 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件
うち虐待件数	1 件	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件

（２）財産管理・契約

現　状

・金銭管理財産保全サービスを受けている方の半数以上は、障害者手帳を所持しています。
・金銭管理財産保全サービスから日常生活自立支援事業へ移行した方がいるため、日常生活自立支援事業利用者は増えています。

①金銭管理財産保全サービス（池田町社協）利用状況

	平成26年8月末現在	平成29年8月末現在	令和2年8月末現在
金銭管理している人	24人	26人	17人
うち、手帳所持者	15人	17人	10人

②日常生活自立支援事業（長野県社協）利用状況

	平成26年8月末現在	平成29年8月末現在	令和2年8月末現在
利用者	5人	7人	10人

（３）苦情申立件数

現　状

・過去６年間の苦情申立件数は１件のみで、当事者から利用事業所への苦情申立でした。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
運営適正化委員会にかかった人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
健康福祉課に申し立てた件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

１０．地域移行

現　状

・施設からの地域移行は、令和元年度に１名の実績がありました。
・入院中の地域移行は、令和元年度に１名の実績がありました。
・近隣の精神科病棟のある病院には、長期入院者が複数名います。地域での生活が困難であり、治療の必要性がないまま長期間入院となる「社会的入院」が目立ちます。

（１）入所施設利用者の地域移行の実績・・・１名

ケース	移行前	移行後
A	在宅生活を目標に機能訓練を行うために障害者支援施設に入所。	介護保険サービスを利用しながら、自宅で生活している。

（２）入院中の精神障がい者の地域移行の実績・・・１名

ケース	B
入院期間	令和元年８月～令和２年３月
退院までの支援内容	・就労系サービスやグループホームの見学同行・体験の実施 ・金銭管理の案内 ・本人及び家族との面談、支援会議
退院場所	グループホーム
現在	グループホームで暮らしながら、就労系サービスを利用中

（３）１年以上の精神科長期入院者の実態　　（令和２年８月末現在　健康福祉課調べ）

区　　分		あづみ病院	豊科病院	松南病院
１年以上の入院者		２人	１人	１人
	（再掲）　５年以上の入院かつ65歳以上の者		１人	

１１．生活環境

現　状

・公共施設に限らず、地区の公民館においても、バリアフリー化が進んでいます。
・平成 28 年度より、障がいのある方に対して信州パーキング・パーミッド制度が開始されました。
・平成 27 年 7 月より、70 歳以上・障害者手帳所持者を対象として、町営バス定期券・割引回数券の割引購入が開始されました。
・町営住宅は、老朽化に伴い、入居可能な戸数が減少しています。また、身障者用の住宅の確保ができていません。

（１）住まい・まちづくりの推進

	内容
教育委員会	・池田小学校トイレの一部を洋式トイレに改修（平成 21 年度） ・会染小学校トイレの一部を洋式トイレに改修（平成 22 年度） ・池田小学校のトイレの一部を洋式便座に改修（校舎 8 か所、プール 3 か所）（平成 25 年度） ・総合体育館に多目的トイレを新設（平成 29 年度） ・会染小学校のトイレの一部を洋式トイレに改修（平成 30 年度）
健康福祉課	・総合福祉センター2 階にオストメイト対応トイレの整備（平成 20 年度） ・福祉空間整備事業にて、町内 11 か所の地区公民館（高齢者支え合い拠点施設）バリアフリー対応とし、障がい者用トイレや手すり等を設置（平成 25～平成 28 年度） ・平成 29 年度以降は、地域医療介護総合確保基金事業にて、地区公民館のバリアフリー化を支援（令和元年度 3 カ所） ・総合福祉センター保健センターの正面駐車場をパーキング・パーミットとして 1 か所設置予定（令和 2 年度）
池田町観光協会	・七色大カエデの周囲にウッドチップを敷き、障がい者・高齢者の方が利用しやすくした（延 400m）（平成 25 年度） ・七色大カエデ隣接土地を身障者用駐車場として整備（平成 27 年度） ・長野銀行地域観光貢献キャンペーンを活用し、七色大カエデ敷地への経路に手すり付き階段及び車いす用スロープを整備（平成 28 年度） ・大峰高原 4 か所の屋外公衆トイレを簡易洋式化（令和元年度）
生涯学習課	・バリアフリー対応の地域交流センターかえでが完成（令和元年度） ・総合体育館の駐車場整備に伴い、パーキング・パーミットの設置申請予定（令和 2 年度）

（２）信州パーキング・パーミッド制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の利用証を県が交付します。

年度	申請件数	
		うち手帳所持者
平成 30 年度	14 件	7 件
令和元年度	15 件	4 件

（３）池田町にある交通手段（町営バス・民間輸送サービス等）

種　類	内　　容	実績		
町営バス・巡回バス	平成 27 年 7 月より、70 歳以上・障害者手帳保持者を対象として、割引回数券を 2 割引で購入できる。		平成 30 年度	令和元年度
		150 円券	447 冊	429 冊
		300 円券	112 冊	116 冊
福祉輸送サービス	バス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者の外出支援。車いすでの乗車が可能。	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		1,403 回	1,007 回	442 回
		30 名	26 名	33 名
介護タクシー タクシー	民間業者にて手帳の提示で１割引き			

（４）池田町にある公営住宅　　（令和 2 年 11 月 30 日現在）

県営住宅		町営住宅	
全 戸 数 **142 戸** 吾妻町団地　70 戸 高瀬団地　　72 戸	うち、身障者用 **7 戸**	全 戸 数 **62 戸** 豊町　　21 戸 一丁目　　15 戸 三丁目東　20 戸 三丁目西　 6 戸	うち、身障者用 **0 戸**

１２．文化芸術・スポーツ

現　状

・社会参加の機会となるスポーツ大会や芸術祭などの参加者が、固定化してきています。

■主な文化芸術・スポーツ大会　（※長野県障がい者文化芸術祭は出品者の人数を記載）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長野県障がい者文化芸術祭	1人	2人	3人
大北地区障がい者運動会	14人	12人	コロナで中止
長野県障がい者スポーツ大会	2人	1 人	コロナで中止

１３．防災対策

現　状

・平成 29 年度に総務課危機管理対策室にて町指定避難所におけるマニュアルの作成をし、その後改定を行い、新型インフルエンザ等の感染症予防対策を入れ運用しています。
・平成 28 年度より避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災会への情報提供を行っています。
・平成 27 年度には、町内 6 か所の福祉避難所を指定しました。

（１）避難行動要支援者名簿

災害発生時やその危険のある場合、高齢者、障がい者等、配慮を要する方の中で、避難する際に特に支援を要する方（避難行動要支援者）を把握し、名簿を作成しました。この名簿に記載された方は、一定の手続きを行うことで、町が指定した福祉避難所を利用できます。また、福祉避難所への受け入れを迅速に行うために、対象者本人の同意を得られた方について、各地区の自主防災会へ情報提供を行います。

対象者	【介護保険制度】 〇要介護 3～5 の認定を受けている方	（令和 2 年 10 月末現在） 169 名
	【障がい者】 〇身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方 〇療育手帳 A1・A2 度の交付を受けている方 〇精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方	 171 名 22 名 61 名
	【その他】 〇母子手帳の交付を受けている方 〇離乳食完了前の乳幼児及び保護者の方	 12 名 68 名
		計　503 名 （※重複 35 名）
情報提供 同意の有無	同意する　289 名 同意しない・検討中　179 名	

（２）福祉避難所

施設名	所在地	収容人数	備考
特別養護老人ホーム高瀬荘	池田町大字池田 1942 番地 1	10 人	要介護者・障がい者
特別養護老人ホームライフ	池田町大字会染 1498 番地 1	10 人	要介護者・障がい者
いけだデイサービス高姫	池田町大字池田 2005 番地 1	50 人	要介護者・障がい者
白樺の家　時計台ホール	池田町大字中鵜 3080 番地	27 人	要介護者・障がい者
ワークセンターしらかば	池田町大字会染 6780 番地 1	4 人	妊産婦・乳幼児
総合福祉センターやすらぎの郷	池田町大字池田 2005 番地 1	60 人	妊産婦・乳幼児

第３節　障害者計画

１．生活環境の整備

課　題

・虐待発生または危険のある場合に、一時的に避難のできる場の確保が必要です。
・バリアフリーに対応した公共施設が必要です。
・誰もが利用しやすい交通システムや歩道など、安心して外出できる環境が必要です。
・新しく開始された信州パーキング・パーミッド制度の周知が必要です。
・住宅についての希望を把握し、自立に向けた支援体制が必要です。

推 進 策

（１）住まい・まちづくりの推進

・障がい者にやさしい町づくりをめざして、バリアフリー法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努めます。
・県営住宅や自立支援サービス、日常生活用具の給付、住宅改良による住宅の確保と円滑な入居が行われるよう、相談・援助を行います。
・虐待発生時又はその危険のある場合、緊急避難が行えるよう、障害者支援施設と連携し、居住環境の確保を行うとともに、費用等の支援ができるよう支援体制の整備に努めます。

（２）移動しやすい環境の整備

・町全体の交通施策の検討とあわせ、移動の手段の確保に努めます。また、自力での移動・移乗が困難な方を対象に、社会参加における移動支援の充実に努めます。
・障がい者の自立を支えるため、公共交通のあり方について関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努めます。
・町建設担当部局と連携し、障がい者も安心して利用できる道路環境の整備に努めます。
・県で行っている信州パーキング・パーミッド制度の対象者に対して、制度利用の周知に努めます。
・障がい者利用に対する理解を深めるため、交通事業者に向けた差別解消などの研修会を実施します。

２．啓発活動・意思疎通支援の充実

課　題

・地域で安心して暮らすために、障がい者に対する偏見や差別がないよう、地域住民の障がいに対する理解を深めることが必要です。
・障がいの特性に配慮し、必要な情報を必要な時に得られるよう支援が必要です。
・障がい者が容易に情報を取得することができ、サービス提供や社会参加が妨げられないような、行政としての配慮が必要です。

推 進 策

（１）啓発活動の充実

・障がい者本人、家族、ボランティア、関係者がケアマネジメントを理解し活用するための学習会等を実施し、普及・啓発に努めます。
・精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・支援します。
・情報のバリアフリー化の充実に努めます。

（２）意思疎通支援の充実

・情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保を行い、障がいの状況に応じて必要な情報を必要なときに容易に入手できるような体制の整備に努めます。
・聴覚障がいに対応した手話通訳者、要約筆記者の要請を推進し、派遣体制の充実に努めます。
・障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行います。

３．自然災害・感染症・防犯対策

課　題

・障がいのある方が増える中、安心で安全な生活が送れるような町づくりが必要です。
・障がい者にとって不利益とならないよう、財産を守るための支援が必要です。
・避難行動に支援が必要な方を把握し、地域との連携を密にし、災害時に備えることが必要です。
・災害時に障がいの特性に応じた支援が必要です。
・被災した際には、障害福祉サービスや物資等の安定した提供を行うことができる体制が必要です。
・福祉避難所における実践的な訓練を行い、災害時に備えることが必要です。
・障がいの有無にかかわらず、常日頃、防災についての意識を高める必要があります。

推 進 策

（１）自然災害・感染症対策の推進

・災害時又は災害が起こりそうな場合、障がいの特性に配慮した情報伝達の体制の整備に努めます。
・避難行動要支援者名簿を活用した障がい児者に対する適切な避難支援を行うことができるような体制の整備に努めます。
・避難行動要支援者を把握し、自主防災会と共働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備えます。
・指定された福祉避難所における、個別の運営マニュアルを作成するとともに、避難訓練を実施します。
・避難所において障がい児者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、町消防防災係と連携して、物資の備蓄に努めます。
・避難所運営の体制整備を進めるとともに、災害ボランティアの育成を図ります。
・防災意識高揚のため、防災研修の場を提供します。
・被災後の心のケア体制の整備に努めます。
・被災した場合には、安定した障害福祉サービスの提供ができるよう、障害者支援施設との連携の体制整備に努めます。

（２）防犯体制の推進

・町防犯組合と連携し、日頃からの見守りや声かけなどのできる組織体制の構築に努めます。
・防犯に関する講習会や防犯対策パンフレット等を作成し、防犯意識の高揚に努めます。
・防災や防犯などの情報を得られる池田町メール配信サービスの利用について、周知します。
・町の消費者相談窓口や関係機関などと連携して、障がい者の消費者トラブルの防止及びその被害からの救済への支援を行います。

４．差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

課　題

・障がい者虐待に対する周知・理解が必要です。
・虐待発生または危険のある場合に、一時的に避難のできる場の確保が必要です。
・障がい者にとって不利益とならないよう、財産を守るための支援が必要です。

推 進 策

（１）権利擁護事業の推進

・町民の権利擁護のため、基幹社会福祉協議会（大町市社会福祉協議会）、町社会福祉協議会、町地域包括支援センターと連携し、この制度の普及に努めます。
・障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
・関係機関の専門職との連携を密にして、虐待等防止や早期発見・早期対応および自立に至る支援等を行います。

（２）虐待防止対策の充実

・障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
・関係機関の専門職との連携を密にして、虐待等防止や早期発見・早期対応および自立に至る支援等を行います。

（３）障がいを理由とする差別解消の推進

・障がい者に対する差別や権利侵害を防止するため、相談体制の整備に努めます。
・障害者差別解消法について理解を深めるため、事業者や地域住民向けの研修会を実施する等、広報・啓発活動を行います。
・障がい者に対する合理的な配慮の提供を徹底するため、町職員に対する研修を行います。

５．自立した生活の支援、意思決定支援の推進

課　題

・18 歳以上の知的障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要です。
・64 歳以下の精神障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要です。
・軽度（B2）の方の自立へ向けた訓練の場が必要です。
・18 歳以上の方の日中の居場所や就労に向けた支援が必要です。
・精神障がいのある方の日中の居場所や就労に向けた支援が必要です。
・精神障がい者が地域の一員として、安心して暮らせるよう、相談や支援の体制の整備が必要です。
・発達障がい児者への就労・自立に向けた支援が必要です。
・難病患者が地域で安心して暮らせるよう、相談窓口の周知や支援体制の整備が必要です。
・住み慣れた住宅で生活できるよう、医療、保健、福祉等の連携したサービスの提供体制が必要です。
・年齢や疾患によっては、介護保険制度の適用となるため、町地域包括支援センターとの連携が必要です。
・必要なタイミングでサービスが利用できるよう、町内に限らず町外の特定相談支援事業所との連携が必要です。
・地域で安心して暮らせるよう、居宅における生活に必要なサービスの提供が必要です。
・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、緊急時にも対応した相談支援体制が必要です。
・一人ひとりの希望や状況に応じた聞きとりを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要です。
・障害福祉サービスだけに限らずインフォーマルな資源をも活用することで、住み慣れた地域で生活していけるよう包括的な支援が必要です。
・施設入所や入院中の方の一人ひとりの現状把握やニーズの掘り起こしが必要です。
・地域移行後の支援について、関係者の連携が必要です。
・地域住民の地域移行に対する理解が必要です。
・各病院の退院支援室など医療関係者との連携が必要です。

推 進 策

（1）相談・サービス提供体制等の整備

・大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の一員として、障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。

・障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の機能がスクラム・ネットに付加されました。スクラム・ネットと協働し、相談支援体制の充実を・強化を行います。

・障がい者等が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、様々な障がい種別に対応した相談支援の提供に努めます。

・ライフステージで途切れることのない支援の継続・調整を図るため、病院の退院支援室や施設の支援室や指定一般相談支援事業所と連携し、地域で生活できるよう相談体制の充実に努めます。

・地域で生活する難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。

・障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援について、必要性に応じた適切な支給決定を行います。

・日中一時支援、地域活動支援センター等、地域生活支援事業の周知を行うとともに、障がい者のニーズに応じてサービス利用を促します。

（2）地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点体制の整備

・地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保される、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

・障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を大北障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携して協議を進め、地域生活支援拠点体制の整備に努めます。

・医療、福祉、保健、教育等関係部署と連携し、医療的ケアが必要な障がい児について、地域において包括的な支援が受けられるような体制の整備に努めます。

６．保健・医療の推進

課　題

・身体障がい、精神障がいの場合、障がいの状態になる前に可能な範囲での予防活動が必要です。
・早期発見をし、早期支援を行うため、保護者、祖父母、地域住民の発達障がいについての理解が必要です。
・重篤な障がいの状態になる前に可能な範囲での予防活動が必要です。
・「脳血管疾患」「心臓」「腎臓」を原因疾患とする身体障害手帳の新規取得者がいるため、生活習慣病予防活動が必要です。
・65 歳以上の所持者が増加しているため、健康寿命の延伸に向けた活動が必要です。

推 進 策

（１）各種健診での取り組み

・乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、障害児通所支援・リハビリテーション等の早期療育に努めます。
・各種健康診断、健康相談等を行う職員の資質の向上のため、研修受講の促進に努めます。
・県が行っている、在宅重度心身障がい児者に対する訪問歯科健診の実施を促します。

（２）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

・医師、薬剤師、保健師、栄養士等の連携により、生活習慣病及び合併症の発症、症状の進行等の予防に努めます。
・自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付の周知を行います。
・抗精神病薬を内服している方の糖尿病を予防するため、簡易健診を受けやすい体制整備に努めます。
・地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の周知に努めます。
・難病患者に対し、医療、保健、福祉等関係部署と連携し、在宅療養上の適切な支援を行う体制の整備に努めます。

７．行政における配慮の充実

課　題

・障がい者が容易に情報を取得することができ、サービス提供や社会参加が妨げられないような、行政としての配慮が必要です。
・多様な相談に対応するため、相談窓口となる職員には、それぞれの障がいの特性を学び、専門性を高める必要があります。
・苦情相談窓口についての周知や、苦情解決体制が必要です。

推 進 策

（１）苦情解決体制の充実

・苦情相談窓口を、町広報紙および町ホームページで周知します。
・利用者のサービス利用にかかる苦情の相談については、「池田町社会福祉施設における苦情解決に関する規程」により解決に努めます。
・事業者と利用者の当事者間では解決が困難な場合には、利用者に対し、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会における苦情解決について情報を提供し、必要に応じ、その利用を援助します。
・指定事業者・施設が指定基準を満たしていない場合や、請求に疑義のある時は、県等にすみやかに通知し、改善が図られるよう対応します。

（２）行政等における配慮

・町職員に対する障がい者に関する理解を深め、窓口等における障がい者への配慮が行えるよう、差別解消等の研修を実施します。
・投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の対象者には制度の周知に努めます。

８．雇用・就労・経済的自立の支援

課　題

・福祉就労から一般就労に向けた支援が必要です。
・障がい者の就労に関する相談支援、就労継続・定着支援における支援体制の充実が必要です。

推 進 策

（１）雇用の促進

・事業所に対しては、就労支援関係機関（大北障害保健福祉圏域自立支援協議会、スクラム・ネット、しぇるぱ、ハローワーク、障害福祉サービス事業者等）と連携のうえ、障がい者雇用の働きかけや雇用する上で必要な支援技術の提供に努めます。
・大北障害保健福祉圏域自立支援協議会やハローワークと連携して、障がい特性に応じた様々な雇用形態（短期間雇用、グループ雇用等）の啓発活動に努めます。
・国が進める「人手が足りない農業」と「働く場の確保と賃金向上を求める福祉」が結びつく農福連携プロジェクトのような、地域での就労体験機会を発掘するとともに、障がい者雇用推進に向けた周知を行います。

（２）就労支援・就労定着施策の推進

・しぇるぱの就業支援ワーカーやハローワーク、障害福祉サービス事業者等とのネットワークを構築し、協力体制のもと、本人の障がい状況や能力・適性に応じた就労支援に努めます。
・ハローワークや県で行っている「障害者就労支援事業」（トライアル雇用事業、ジョブコーチ、障害者民間活用委託訓練事業、チャレンジ雇用等）について周知し、その活用を支援します。
・就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が継続して行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しができるよう、就労支援関係機関との連携を深めます。
・精神障がい者が一般就労した際には、職場定着を促すため、医療関係者との連携を密にしながら相談支援に努めます。

（３）福祉的就労の底上げ

・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を促進するため、町内事業者への制度の周知に努めます。
・県や大北障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携して、障害福祉サービス事業所における工賃の向上に対する取組を推進します。

推 進 策

（4）経済的自立の支援

・障害年金制度の周知を行うとともに、必要に応じて、スクラム・ネットと連携して障害年金申請の支援を行います。

・国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金が受給できない方については、特別障害給付金制度の利用を促します。

９．教育・育成の振興

課　題

・早期発見をし、早期支援を行うため、保護者、祖父母、地域住民の障がいについての理解が必要です。
・療育を行う場と人材の確保が必要です。
・年齢の経過に伴い、障がい児から障がい者へと切れ目のない支援が必要です。
・早期発見をし、早期支援を行うため、保護者、祖父母、地域住民の発達障がいについての理解が必要です。
・学習に困難さを抱えている児童生徒がいるため、学習障がいについての理解を深め、支援方法について検討が必要です。
・家庭への支援の取り組みが必要です。
・保育園、幼稚園、学校生活において、合理的配慮のもと、生活、教育が受けられるために、各機関のスタッフの研修や教材、道具などの整備が必要です。

推 進 策

（１）乳幼児期から就学までの支援体制の充実

・年長児の保護者を対象に、就学に向けた学習障がいについての啓発を目的とした研修会を行います。
・早期支援が行えるように、各種健診において、保護者とともに発達の確認をします。その際、発達がゆるやかな場合には、各専門相談につなげ、家庭での関わり方の助言や各種療育教室の利用を促します。それでも、発達に変化がない場合には、医療機関の受診や児童発達支援事業の利用を促します。
・地域における児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス等の障害児通所施設の充実に努めます。
・親が悩みを話し合えるよう、「親の会」を紹介するなど、交流の場の確保に努めます。
・個々の特性や実情に応じた支援が行えるよう、特別支援学級や支援加配員の利用を促します。
・養護学校と小中学校双方の異動が促進されるよう、連絡調整に努めます。
・医療、福祉、保健、教育等関係部署と連携し、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を提供する体制を整備します。
・スクラム・ネットと連携して、18 歳以上の発達障がい者やその親に対して、対人関係や日常生活における自立を促すため、訓練や助言等を行えるような場を確保します。
・ぷれジョブいけだ（障がいのあるこどもが職業体験活動を通じて、地域の企業や商店、地域の人と関わりを持ち共に社会を創る活動を行う団体）と連携し、障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。

推 進 策

（２）研修の充実

・合理的配慮における教育や生活での工夫について、職員の研修を行うとともに、教材や道具の整備を行います。

・発達障がいの啓発を行うため、両親だけでなく、祖父母や地域住民に向けた研修会を行います。

（３）進学・就労に向けた相談支援の充実

・本人の意欲や適性に応じて、高校・大学・専門学校等で学ぶ機会が得られるよう、教育委員会、中学校、養護学校等と連携のもと、適切な相談支援体制の整備に努めます。

・18 歳以降も継続して必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

・スクラム・ネットと連携して、18 歳以上の発達障がい者やその親に対して、対人関係や日常生活における自立を促すため、訓練や助言等を行えるような場を確保します。

・ぷれジョブいけだ（障がいのあるこどもが職業体験活動を通じて、地域の企業や商店、地域の人と関わりを持ち共に社会を創る活動を行う団体）と連携し、障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。

１０．文化芸術活動・スポーツ等の振興

課　題

・社会参加の機会として、スポーツ大会や芸術祭等の参加について周知する必要があります。
・障がい児者の社会参加活動へのニーズの掘り起こしが必要です。

推 進 策

（１）文化芸術活動・スポーツに親しむ環境の整備

・障がい者が社会参加活動を行うため、文化芸術活動やスポーツを行うことのできる場の提供を行います。
・大北圏域や県で開催される障がい者のスポーツ大会への参加を促します。
・県が主催する障がい者の文化芸術祭等への参加を促します。

第６章　池田町障害福祉計画・障害児福祉計画

目次

第１節　計画の趣旨
　１．計画の基本性格
　２．計画の考え方

第２節　第４期・第５期障害福祉計画・障害児福祉計画の主たる目標達成状況と評価
　１．第４期・第５期　障害福祉計画目標値・実績と各種サービスの目標達成状況
　　（１）福祉施設から一般就労への移行
　　（２）地域移行支援
　　（３）地域定着支援
　　（４）訪問系サービス
　　（５）日中活動系サービス
　　（６）児童通所サービス
　　（７）居宅系サービス
　　（８）相談支援
　　（９）地域生活支援事業

第３節　障害福祉計画
　１．第６期障害福祉計画における成果目標
　　（１）地域生活への移行者数
　　（２）福祉施設から一般就労への移行
　　（３）精神障害にも適応した地域包括ケアシステムの構築（保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置）
　　（４）地域生活支援拠点等の整備
　　（５）相談支援体制の充実・強化等
　　（６）障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み
　２．各種サービスの目標値およびサービス見込み量
　　（１）事業目標値（サービス見込み量）
　　（２）地域支援事業（目標値及びサービス見込み量）
　３．その他活動指標
　　（１）発達障がい児・者に対する支援

第４節　障害児福祉計画
　１．第６期障害福祉計画における成果目標
　２．各種サービスの目標値及びサービス見込み量
　　（１）各種サービスの目標値およびサービス見込み量
　　（２）障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
　　（３）基盤整備

第１節　計画策定の趣旨

１．計画の基本的性格

（１）「障害者の日生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」第 88 条第 1 項　及び　「児童福祉法」第 33 条第 20 項　に則り、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制や必要量および障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制や必要量を見込む計画です。

（２）本計画は、「池田町障害者計画」と一体的に策定するものです。

２．計画の考え方

地域福祉計画の理念を踏まえ、本計画と一体的に策定する「池田町障害者計画」の考え方のもと作成します。また、「池田町障害者計画」に掲載された、「池田町の現状」を参考にしました。

本計画での単位標記について

	単位	算出方法
利用時間	時間	月間のサービス提供時間
利用者数 利用児童数	人	月間の実利用人数
利用日数	人日分	月間の実利用人数×1 人 1 月あたりの平均利用日数

第２節　第４期・第５期障害福祉計画の主たる目標達成状況と評価

１．第４期・第５期　障害福祉計画目標値・実績と各種サービスの目標達成状況　※令和２年度の実績は、令和２年中における見込み。

（１）福祉施設※1から一般就労への移行

（年度中利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
見込み	２人	２人	１人	１人	１人	１人
実績	０人	１人	０人	０人	１人	０人

※1　福祉施設の範囲：就労移行支援、就労継続支援Ａ Ｂ、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

平成 28 年度、令和元年度に１名ずつ一般就労へと移行。

（２）地域移行支援

①　入所施設利用者の地域移行

（年度中利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
見込み	０人 （14 人）	０人 （15 人）	０人 （15 人）	０人 （14 人）	１人 （12 人）	０人 （12 人）
実績	０人	０人	０人	１人	０人	０人

入所施設利用者の地域移行が進んでおらず、０名という結果となった。
平成 30 年度に１名、入所施設を退所し、介護保険サービスの利用となったため、地域移行支援の利用はなかった。

②　入院中の精神障がい者の地域生活への移行

（年度中利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
見込み	１人	１人	１人	１人	１人	１人
実績	０人	０人	０人	１人	０人	０人

長期入院からの地域移行は難しく、過去６年の間は１名の利用となっている。
長期入院患者が退院後の生活を見据え、入院中から障害福祉サービスや地域での生活に慣れていくために地域移行サービスを利用した。

（3）地域定着支援　　（年度中利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
実績	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人

長期入院からの地域定着は難しく、過去 6 年の間は 1 名の利用となっている。
長期入院患者が退院後に障害福祉サービスを利用しながら地域で生活を送れるよう、地域定着サービスを利用した。

（4）訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援　　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		320 時間	261 時間	232 時間	233 時間	246 時間	260 時間
実績	実人員	22 人	21 人	16 人	18 人	19 人	18 人
	時間分	246 時間分	232 時間分	279 時間分	312 時間分	285 時間分	308 時間分

平成 29 年度以降、見込み量を大幅に超えている。実人員の伸びは少ないものの、利用者一人あたりのサービス利用時間が増加しており、介護の重度化も影響していると考えられる。

（５）日中活動系サービス

① 生活介護　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		537 人日分	529 人日分	570 人日分	575 人日分	580 人日分	601 人日分
実績	実人員	29 人	35 人	36 人	36 人	34 人	33 人
	人日分	501 人日分	557 人日分	581 人日分	526 人日分	553 人日分	508 人日分

介護保険サービスや他障害福祉サービスに移行した方がおり、実人数はゆるやかに減少傾向。
利用日数（人日分）は各年度により増減があるが全体的に見込みを下回っている。

② 自立訓練（機能訓練）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		0 人日分	1 人日分	3 人日分	1 人日分	1 人日分	1 人日分
実績	実人員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	人日分	3 人日分	3 人日分	3 人日分	10 人日分	7 人日分	0 人日分

特に平成 30 年度は集中的に利用された方がおり、見込みを大幅に上回っている。
定期利用者が令和元年度にサービス終了となったため、令和 2 年度は利用者が 0 人となっている。

③ 自立訓練（生活訓練）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		23 人日分	2 人日分	2 人日分	0 人日分 （年間 1 人）	0 人日分 （年間 1 人）	0 人日分 （年間 1 人）
実績	実人員	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	人日分	10 人日分	2 人日分	0 人日分 （年間 1 人）	0 人日分	0 人日分	0 人日分

平成 27 年度はひと月の利用日数が多い利用者が 1 名いた。その方がグループホームに入居となり、また希望利用がなかったため、平成 30 年度以降の実績は 0 となっている。

④　就労移行支援　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		0 人日分	41 人日分	20 人日分	22 人日分	44 人日分	60 人日分
実績	実人数	2 人	2 人	2 人	3 人	1 人	2 人
	人日分	24 人日分	28 人日分	20 人日分	2 人日分	9 人日分	35 人日分

新規での利用者は少なく、実人数は横ばいとなっている。
特別養護学校高等部や高等学校卒業後に一般就労に向け、就労移行支援サービスを利用するケースが多い。

⑤　就労定着支援　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み				1 人	2 人	3 人
実績				0 人	0 人	0 人

平成 30 年度から新たに開始したサービスだが、利用希望がなく実績は 0 となっている。

⑥　就労継続支援（A 型；雇用型）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		40 人日分	40 人日分	20 人日分	57 人日分	60 人日分	66 人日分
実績	実人員	1 人	2 人	3 人	2 人	3 人	4 人
	人日分	40 人日分	42 人日分	45 人日分	39 人日分	54 人日分	50 人日分

就労移行支援や就労継続支援 B 型からの移行に伴い、実人数はゆるやかに増加傾向。

⑦　就労継続支援（B 型；非雇用型）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		471 人日分	485 人日分	536 人日分	561 人日分	589 人日分	607 人日分
実績	実人員	29 人	35 人	32 人	37 人	37 人	32 人
	人日分	456 人日分	536 人日分	541 人日分	560 人日分	574 人日分	531 人日分

他サービスに移行した方やサービスの継続が難しく利用を中断している方など、各年度により実績には増減がある。

⑧短期入所（医療型・福祉型ショートステイ）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		21 人日分	55 人日分	50 人日分	38 人日分	42 人日分	45 人日分
実績	実人員	４人	４人	8 人	6 人	7 人	7 人
	人日分	22 人日分 （年間 10 人）	47 人日分 （年間 10 人）	40 人日分 （年間 8 人）	33 人日分	44 人日分	43 人日分

家族の休息、リフレッシュ等の理由により柔軟な利用が増えている。

（6）児童通所サービス

① 児童発達支援 （月平均）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込み		91人日分	52人日分	80人日分	79人日分	102人日分	122人日分
実績	実人員	4人	4人	7人	7人	6人	6人
	人日分	61人日分	61人日分	79人日分	81人日分	91人日分	99人日分

利用人数は平成29年度からはほぼ横ばいとなっているが、一人当たりの利用日数（人日分）が年々増えている。

② 放課後等デイサービス （月平均）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込み		66人日分	97人日分	100人日分	127人日分	127人日分	140人日
実績	実人員	14人	13人	21人	21人	20人	22人
	人日分	106人日分	109人日分	144人日分	163人日分	131人日分	101人日分

実人員が年々増加している。
利用日数（人日分）は利用児により月の利用量が異なるため、年度によって増減が見られる。
また、放課後等デイサービス事業所の不足により、保護者から利用の希望があってもサービスの提供ができない状況にある。

③ 保育所訪問支援 （月平均）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込み		5人日分	0人日分	0人日分	1人日分	1人日分	1人日分
実績	実人員	2人	1人	0人	1人	2人	1人
	人日分	3人日分 （年間3人）	1人日分 （年間2人）	0人日分 （年間1人）	0人日分 （年間1人）	2人日分	0人日分 （年間1人）

利用実人員は横ばいとなっている。
保護者の希望や児の成長に合わせて、1～3か月おきの単発利用児や毎月1回の通年利用児がおり、利用日数（人日分）にはその年により増減がある。
児童発達支援を利用した児が認定こども園に通園しながら利用するケースがある。

（7）居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		8 人分	9 人分	11 人分	10 人分	11 人分	11 人分
実績	実人員	11 人	14 人	14 人	12 人	12 人	14 人
	人分	9 人分	11 人分	10 人分	9 人分	11 人分	13 人分

実人員は平成 30 年度・令和元年度に落ち込んだものの、令和 2 年度には利用者が 2 人増加した。
全体的に見込みを上回っている。

② 施設入所支援　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	14 人	13 人	15 人	15 人	14 人	14 人
実績	15 人	14 人	15 人	14 人	12 人	13 人

実績は緩やかに減少傾向。

③ 自立生活援助　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み				0 人	1 人	1 人
実績				0 人	0 人	0 人

平成 30 年度から新たに開始したサービスだが、利用希望がなく実績は 0 となっている。

（８）相談支援

①計画相談支援　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	7 人分	9 人分	9 人分	15 人分	15 人分	17 人分
実績	16 人分 (95 人分)	14 人分 (99 人分)	14 人分 (96 人分)	16 人分 (99 人分)	19 人分 (96 人分)	20 人分 (97 人分)

（　）内は年間人数

サービス利用者の増加とともに計画相談支援も増加傾向のため、見込みを上回っている。

②　障がい児相談支援　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	7 人分	7 人分	8 人分	8 人分	10 人分	12 人分
実績	6 人分 (31 人分)	6 人分 (30 人分)	8 人分 (41 人分)	9 人分 (39 人分)	6 人分 (32 人分)	10 人分 (33 人分)

（　）内は年間人数

放課後等デイサービスの利用増加に伴い、障がい児相談支援も全体的に増加傾向。

（９）地域生活支援事業

① 相談支援事業　（年平均）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ア）相談支援事業障害者相談支援事業	見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	実績（か所数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所
イ）基幹相談支援センター機能強化事業	見込み	有	有	有	有	有	有
	実　績	有	有	有	有	有	有
ウ）住宅入居等支援事業	見込み	無	無	無	無	無	無
	実　績	無	無	無	無	無	無
エ）成年後見制度利用支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有
	実　績	1人	2人	2人	2人	2人	2人

ア）障害者相談支援事業の事業所数が令和2年度に1か所増えた。
ウ）住宅入居等支援事業は利用希望がないため、見込み・実績ともに無となっている。
エ）成年後見制度利用支援事業について、平成28年度より毎年2件の実績がある。

② コミュニケーション支援（手話通訳者等派遣事業など）　（年度中）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込み	0件	12件	0件	0件	0件	0件
実績	2件	3件	0件	0件	0件	0件

平成29年度以降は利用希望がないため実績は0件。

③ 日常生活用具給付等事業　（月平均）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込み	23件	22件	22件	23件	24件	25件
実績	22件	21件	18件	19件	20件	21件

平成29年度から年々増加している。

④　移動支援（個別支援型のみ）　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	5 時間	8 時間	5 時間	5 時間	8 時間	8 時間
実績	6 時間	12 時間	5 時間	12 時間	26 時間	15 時間

買物などの余暇活動支援で利用されている。
定期利用者の利用時間の増加により、平成 30 年度以降見込みを上回っている。

⑤　地域活動支援センター　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	16 人	10 人	10 人	15 人	16 人	17 人
実績	13 人	9 人	9 人	8 人	8 人	8 人

就労 B、移行支援、生活介護といった日中活動系サービスを利用される方が多いため、地域活動支援センターの利用者が減っている。

⑥　訪問入浴サービス事業　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実績	0 人 （年間利用者１人）	0 人 （年間利用者１人）	0 人	0 人	0 人	0 人

生活介護で入浴サービスを利用しているため利用希望がなく、利用実績は０人

⑦日中一時支援事業　（月平均）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み		8 か所	11 か所	14 か所	13 か所	14 か所	14 か所
		13 人	14 人	24 人	20 人	22 人	24 人
		452 時間	383 時間	500 時間	491 時間	498 時間	500 時間
実績	か所数	12 か所	14 か所	12 か所	10 か所	8 か所	9 か所
	実人数	21 人	24 人	17 人	15 人	16 人	17 人
	年間時間数	479 時間	470 時間	488 時間	379 時間	375 時間	380 時間

増加を見込んだが、特別養護学校卒業生が日中一時支援事業から他サービスに移行したことで、見込みを全体的に下回る実績となった。
平成 30 年度以降は、利用人数や利用時間ともに緩やかに増えている。

⑧　自動車改造助成事業　（月平均）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
実績	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

使用していた自動車のエンジントラブルにより自動車ごと変更が必要となったため、令和元年度に 1 件の実績となっている。

第３節　障害福祉計画

１．第６期障害福祉計画における成果目標

※令和2年度の実績は、2年度中における見込みです。

（1）地域生活への移行者数

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所から地域生活への移行	0人	1人	0人	1人	1人	1人
各年度末の施設入所者数	14人	12人	13人	13人	12人	11人
	削減数累計（R3～R5）			1人		

施設入所から地域生活への移行は、過去の実績に基づき、成果目標を設定しました。

（2）福祉施設から一般就労への移行

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人	0人	1人	1人	1人

過去の実績に基づき、それぞれの項目ごと、継続的に達成できるように成果目標を設定しました。

※「福祉施設」の範囲：就労移行支援、就労継続支援AB、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

（3）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置）

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健･医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			0 回	0 回	1 回
市町村ごとの保健･医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	分野	保健	0 人	0 人	2 人
	分野	医療（精神科）	0 人	0 人	1 人
	分野	医療（診療科名を記入）	0 人	0 人	0 人
	分野	福祉	0 人	0 人	2 人
	分野	介護	0 人	0 人	1 人
	分野	当事者	0 人	0 人	1 人
	分野	家族	0 人	0 人	1 人
	分野	その他（分野を記入）	0 人	0 人	0 人
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価		目標設定			有り
		評価の実施回数	0 回	0 回	1 回

町地域包括支援センターと連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、成果目標を設定しました。

（4）地域生活支援拠点等の整備

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	1か所
運用状況の検証及び検討の回数（回/年）	2回	2回	2回

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において協議を進め、平成 30 年度に面的整備（※）されました。

（※面的整備：建物としての拠点は置かず、既存の障がい福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援すること）

（5）相談支援体制の充実・強化等

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的･専門的な相談支援の実施の見込み	体制の有無	有り	有り	有り
	実施の体制	委託	委託	委託
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導･助言の回数		780 回	780 回	780 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		60 件	60 件	60 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		10 回	10 回	10 回

平成 30 年度に大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」に基幹相談支援センターの機能が付加されました。スクラム・ネットと協働し相談支援体制の充実・強化を行ってきます。

（６）障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修	1 人	1 人	2 人

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修とは、障がい者虐待防止、権利擁護支援研修、サービス管理責任者養成研修、相談支援従事者養成研修、強度行動障がい支援者養成研修等です。

② 障害者自立支援審査システム（※）による審査結果の共有

項目	体制の有無		
審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無		
実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0 回	0 回	0 回

※障害者自立支援審査システム：国保連合会が県及び市町村から委託を受け、障がい福祉サービスや障害児通所サービス等の審査や支払に関する事務所を行うシステム

① 主に住民の命や権利に関わる障がい者虐待防止、権利擁護支援研修を中心に参加します。

② 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有の体制は現段階ではありませんが、必要となった場合に事業所等や関係自治体と共有します。

２．各種サービスの目標値およびサービス見込み量

（1）事業目標値（サービス見込み量）

① 訪問系サービス （月平均）

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	16人	15人	14人	14人	15人	15人
	302時間	256時間	272時間	280時間	285時間	285時間
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
行動援護	1人	3人	3人	3人	3人	3人
	8時間	27時間	35時間	35時間	35時間	35時間
同行援護	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	2時間	2時間	1時間	1時間	1時間	1時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
訪問系サービス　計	18人	19人	18人	18人	19人	19人
	312時間	285時間	308時間	316時間	321時間	321時間

地域で生活する人の増加を見込み、居宅介護の増加を見込みました。また、他の事業については過去の実績から現状維持を想定し、見込み量を設定しました。

② 施設系サービス （月平均）

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人 （0人）	0人 （0人）	0人 （0人）	0人 （0人）	0人 （0人）	1人 （1人）
共同生活援助	12人 （0人）	12人 （0人）	14人 （1人）	14人 （1人）	15人 （2人）	15人 （2人）
施設入所支援	14人	12人	13人	13人	12人	11人

（　）内は精神障がい者の利用人数

自立生活援助、共同生活援助は、過去の実績を踏まえ、見込み量を設定しました。
また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備に向け、精神障がい者の利用人数を設定しました。

③　日中活動系サービス　（月平均）

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	36人	34人	33人	34人	34人	35人
	526人日分	553人日分	508人日分	530人日分	530人日分	550人日分
自立訓練（機能訓練）	１人	１人	0人	0人	0人	0人
	10人日分	7人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
就労移行支援	3人	1人	2人	2人	2人	2人
	0人日分	9人日分	35人日分	44人日分	44日分	44人日分
就労継続支援（Ａ型：雇用）	2人	3人	4人	4人	4人	5人
	39人日分	54人日分	65人日分	75人日分	75人日分	90人日分
就労継続支援（Ｂ型：非雇用）	37人	37人	32人	35人	36人	37人
	560人日分	574人日分	531人日分	540人日分	550人日分	560人日分
就労定着支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
療養介護	3人	4人	4人	4人	4人	4人
短期入所（福祉型）	5人	7人	7人	7人	7人	8人
	19人日分	29人日分	30人日分	30人日分	30人日分	40人日分
短期入所（医療型）	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	13人日分	14人日分	13人日分	14人日分	14人日分	14人日分

過去の実績から生活介護、就労継続支援A型・B型、短期入所の利用増加を設定しました。
また、他の事業については現状維持を想定し、見込み量を設定しました。

④　相談支援　　（月平均）

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	16人	19人	20人	23人	25人	27人
地域移行支援	0人 (0人)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	1人 (1人)
地域定着支援	0人 (0人)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	1人 (1人)

（　）内は精神障がい者の利用者数

精神障害者保健福祉手帳保持者の増加を踏まえ、計画相談支援を見込みました。
また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備に向け、精神障がい者の利用人数を設定しました。

（２）地域生活支援事業（目標値およびサービス見込み量）

１）必須事業　　（年度中）

種　　類	第５期実績			第６期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
②相談支援事業						
・障害者相談支援事業 （基幹相談支援センターの設置）	有	有	有	有	有	有
・市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
③成年後見制度利用支援事業	２人	２人	２人	２人	２人	２人
④意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣等）	０人	０人	０人	１人	１人	１人
⑤手話奉仕員養成研修事業	０人	０人	０人	０人	０人	０人

① 池田町社会福祉協議会と共催し、事業を行っています。
② 平成30年度に大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」に基幹相談支援センターの機能が付加されました。
③ 成年後見制度利用支援事業は、現状維持を想定し、見込み量を設定しました。
④ 意思疎通支援事業は、平成29年から希望者がいなくなったが、利用の希望があった際にはいつでも対応できるように利用を見込みました。
⑤ 手話奉仕員養成研修事業については、手話利用者の現状も踏まえ、実施するかを検討します。

⑥　日常生活用具給付事業　（月平均）

種　　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（特殊ベッド・特殊マット・尿器等）	0件	0件	0件	1件	1件	1件
自立生活支援用具（入浴補助具・T字板・スロープ等）	1件	1件	1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具（吸引器・酸素ボンベ等）	1件	2件	1件	1件	1件	1件
情報・意志疎通支援用具（携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ等）	0件	1件	1件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具（ストマ・オムツ）	230件	242件	281件	300件	300件	312件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件	1件	1件	1件

直腸障がいの手帳所持者の増加が見込まれるため、排泄管理支援用具の利用増加を見込みました。

⑦　移動支援　（月平均）

種　　類		第5期実績			第6期目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	実人数	2人	2人	2人	1人	2人	2人
	利用時間	12時間	24時間	10時間	5時間	10時間	10時間
車両型	実人数	26人	33人	28人	29人	29人	30人
	利用回数	978回	442回	660回	670回	670回	680回

障がい者の高齢化や重度化の増加により、車両輸送を見込みました。

⑧　地域活動支援センター機能強化事業　（月平均）

種　類		第5期実績			第6期目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自市町村設置分	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実人数	10人	8人	9人	9人	10人	10人
他市町村設置分（大町市）	か所数	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	延人数	1人	0人	0人	0人	0人	0人

65歳未満の療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者の増加による、利用者を見込みました。

2）任意事業

①　日中一時支援事業　（月平均）

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所数	10か所	8か所	9か所	9か所	9か所	10か所
実人数	15人	16人	17人	17人	17人	18人
年間時間数	4,549時間	4,504時間	4,621時間	4,630時間	4,630時間	4,650時間

過去の実績により利用者を見込みました。

②　訪問入浴サービス事業

種　類	第5期実績			第6期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件

利用希望者がいませんでしたが、いつでも対応できるように利用件数を見込みました。

３）基盤整備

①　障害福祉サービス　（日平均）

種　　類	見込むもの	第５期実績			第６期目標		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	定員数	26人	25人	26人	26人	26人	26人
うち通所のみ	定員数	10人	10人	10人	11人	11人	11人
自立訓練（機能訓練）	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	定員数	1人	1人	2人	2人	2人	2人
就労継続支援（A型）	定員数	3人	2人	2人	2人	2人	2人
就労継続支援（B型）	定員数	25人	26人	23人	23人	24人	25人
就労定着支援	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
療養介護	定員数	3人	4人	4人	4人	4人	4人
短期入所（福祉型）	定員数	1人	2人	2人	2人	2人	2人
短期入所（医療型）	定員数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
自立生活援助	定員数	0人	0人	0人	0人	1人	1人
共同生活援助	定員数	7人	7人	9人	9人	10人	10人
施設入所支援	定員数	13人	12人	13人	13人	14人	15人
特定相談支援	事業所数	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所

３．その他活動指標

（１）発達障がい児・者に対する支援

項目	見込み	令和元年度（実績）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	0人	0人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	人/年	0人	0人	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0人	0人	0人	0人

発達障がいを子に持つ保護者に発達障がいを正しく理解する機会の提供や支援体制の整備を行います。

第４章　障害児福祉計画

１．第６期障害児福祉計画における成果目標

（障がい児支援の提供体制の整備）

① 児童発達支援センターの設置

地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設が大北圏域内には１カ所設置されているため、既存の児童発達支援センターとの連携を密にすることで、障がい児支援を提供します。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援は令和２年度中に大北圏域内に１カ所増える予定で、併せて２カ所の設置となります。大北圏域内外の提供事業所と連携をとることで、障がい児が保育所や小学校での集団生活に適応することができるよう、サービスを安定的に提供します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

大北圏域内に３カ所設置されているため、希望者がいる場合は既存の事業所と連携しながら、サービスの確保を図っていきます。

その一方で、「送迎サービスが受けづらい」「身近にサービスがない」「希望通りのサービス利用となっていない」等の声があるため、サービス利用希望の保護者や関係機関と連携を深め、障がい特性により適切なサービスの量が受けられているか等、調査及び分析を図っていきます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

大北圏域自立支援協議会のこども支援部会で検討し、整備を進めていきます。

２．各種サービスの目標値およびサービス見込み量

（令和２年度の実績は年度中における見込み）

（１）各種サービスの目標値およびサービス見込み量　（月平均）

種　　類	第５期実績			第６期目標		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	７人	６人	６人	７人	７人	８人
	81人日分	91人日分	99人日分	100人日分	100人日分	110人日分
医療型児童発達支援	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	０人日分	０人日分	０人日分	０人日分	０人日分	０人日分
放課後等デイサービス	21人	20人	20人	21人	22人	23人
	163人日分	109人日分	120人日分	125人日分	130人日分	140人日分
保育所等訪問支援	１人	１人	１人	１人	１人	１人
	０人日分	１人日分	０人日分	１人日分	１人日分	１人日分
居宅訪問型児童発達支援	０人	０人	０人	０人	０人	０人
福祉型児童入所支援	１人	１人	１人	１人	１人	１人
医療型児童入所支援	０人	０人	０人	０人	０人	０人
障害児相談支援	９人	７人	12人	13人	14人	15人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	０人	０人	０人	０人	０人	０人

周辺市町村の放課後等デイサービスの事業所の増加により、利用量の増加を見込みました。

（２）障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備　（人）

種別	見込むもの	第５期実績			第６期目標		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認定こども園	利用児童数	11人	14人	14人	15人	15人	16人
放課後児童健全育成事業（児童クラブ等）	登録児童数	10人	18人	16人	16人	16人	17人

出生数と過去の実績から利用者を見込みました。

（３）基盤整備　　（日平均）

種　　類	見込むもの	第５期実績			第６期目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	定員数	4人	4人	4人	4人	4人	5人
医療型児童発達支援	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	定員数	7人	6人	4人	8人	8人	9人
保育所等訪問支援	定員数	1人	2人	1人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
福祉型児童入所支援	定員数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
医療型児童入所支援	定員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	事業所数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所

巻末資料・用語解説

目次

◆　地域福祉計画(平成 28 年度～令和 2 年度)各事業の評価

◆　老人福祉計画(平成 30 年度～令和 2 年度)各事業の評価

◆　障害福祉計画・障害児福祉計画　用語解説

◆ 地域福祉計画（平成28年度～令和2年度）各事業の評価

大項目	中項目	計画書にある施策等の内容	記載された具体的目標	評価
意識づけのための研修会開催と参加	高齢になっても元気でいられることを考える学習機会の開催	生活習慣病の予防を中心にあらゆる世代に対し、血液データに沿った必要な情報を提供し、相談にのっていきます。	７５歳未満の介護認定率の抑制 （参考値：Ｈ２６年度１.２５％）	B
	地域福祉を考え、重要性を理解する大会、研修会の開催	全町民へ参加を呼びかける大会、研修会等を開催します。開催にあたっては、相互に連携・協力をします。	年１回実施	A
		新池田学問所の講座内容に、地域福祉についての講座を企画し、開催します。	年１回以上	C
		自治会長会、自主防災会議の機会を捉え、自治会や自主防災組織向けの研修会を実施します。		B
		行政職員の職場研修として、これからの地域福祉を考える研修会を実施します。		D
		職員研修の内容を踏まえ現状の政策の点検、見直しを各課で実施するよう働きかけます。		D
		地域の生活課題について、一般企業、事業所等を訪問し、情報提供していきます。	年１回以上	D
	学校教育における福祉教育の推進	学校でのボランティア活動、福祉体験及び研修等が活発に行われるよう事業への補助金を交付するとともに、内容についての指導・相談を行います。（老人ホーム交流訪問、安曇養護学校との交流、車椅子・アイマスク体験等）	年１回以上	A
	男女共同参画の町づくりの推進	地域における男女共同参画の推進と、女性の地位向上（意思決定の場への登用）に努めます。	女性の活躍推進に向けた行動計画の実践	C
きっかけづくりのための会議開催と参画	地域の現状課題を整理し、解決に向けた会議の開催	自治会、各地区公民館、ボランティア団体等各種団体が会議を開催できるよう支援・協力します。	１５回以上	C
	地域ケア会議の開催	社会福祉関係事業者が今までに把握した現状課題を地域ケア会議の中で、協議検討します。	年２０回以上	C
		社会福祉関係事業者以外の一般企業、事業所等への啓発として、拡大地域ケア会議への参加を呼びかけます。	年１回以上	A

大項目	中項目	計画書にある施策等の内容	記載された具体的目標	評価
地域福祉の担い手の掘りおこしと育成	地域福祉の担い手の掘りおこし	自治会、各地区公民館、ボランティア団体等各種団体が、地域に潜在する担い手を発掘するための集う機会を開催できるよう支援・協力します。	年１回以上	D
	地域福祉の担い手育成	子育てや在宅生活におけるちょっとしたお手伝いをするために必要な講習会等を開催します。その他住民の方からの要望による講座を開催します。		C
		民生児童委員が、地域住民の立場に立って相談に応じ、援助が行えるよう研修会への参加について協力します。行政や社会福祉協議会への橋渡し役を担えるよう支援します。		A
地域福祉に関する情報発信	地域福祉活動の情報発信	ボランティアを行いたい人の新規登録を得るため、既存のボランティア活動内容の情報を、ホームページ、広報誌、社協報等に掲載し、全町民に情報を発信します。		A
		活動したい人への情報と、活動場所を探している人への情報を整備し、各種相談窓口で対応できるようにします。	年１回以上	A
		地域福祉活動に取り組んでいる自治会、各地区公民館、ボランティア団体等各種団体が集い、取組内容や課題等を共有する報告会を開催します。	年１回	A
		地域福祉活動に取り組んでいる自治会、各地区公民館、ボランティア団体等各種団体の取り組みを、広報誌、社協報等に掲載し、全町に情報発信します。		A
合いの体制づ	交通、住宅、環境等生活関連分野との連携	町営バス、交通、防犯、消費者相談、特殊詐欺被害、多重債務相談、道路管理（除雪も含む）の行政の各担当および各専門機関との連携を図ります。		A
	社会福祉事業者やＮＰＯ団体との連携	地域福祉の担い手団体である社会福祉事業者やＮＰＯ団体との連携を強化します。		A
	地域づくりの実践と活動の体制づくり	自治会、各地区防災会、各地区公民館、ボランティア団体等各種団体が、それぞれの課題にあった地域づくりの実践、活動ができるような体制づくりを支援します。町民活動サポートセンター、いけだボランティアセンターはそれぞれの各種団体の活動を総合的に把握し支援します。	５団体以上	A
		身近な場所での居場所づくりを支援します。	５団体以上	A
	自治会への加入促進	転入者への自治会加入を促進します。自治会を脱退する世帯がでないように、自治会の加入促進をします。		C

大項目	中項目	計画書にある施策等の内容	記載された具体的目標	評価
要配慮者への支援	要配慮者台帳の整備	要配慮者台帳の要件を改めて決定し、災害時に、より有効な台帳を整備します。	Ｈ２９年３月までに	B
		要配慮者台帳の整備後は、更新を行います。	毎年	A
		情報の共有化について、了解が得られた自主防災会に、情報を提供します。	毎年	A
	緊急対応に備えた役割分担と連携・支援協力体制づくりの整備	地域防災計画により自助、互助、公助の役割を明確化し、住民、自主防災会、民生児童委員、行政等の連携・支援協力体制を確立します。		B
		災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を、関係機関と連携して実施します。		C
	日常的な見守り活動や助け合い活動の推進	民生児童委員活動を中心に各地区で日常的な見守りができ、災害時にも活かされる関係づくりが築けるよう支援します。	年１回以上	A
		災害時住民支え合いマップの作成のための研修や講習会を実施します。		A
生活困窮者の自立支援	生活困窮者の把握	福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築します。福祉課が総合相談の窓口となり、各種相談を専門機関につなげます。また、そのための研修に積極的に参加します。	年１回以上	A
		生活困窮者自立支援法に基づく支援を実施します。 関係機関、他制度、多様な主体による支援 ●福祉事務所、まいさぽ、ハローワーク、社協との連携 ●生活福祉資付制度の利用 研修に積極的に参加し、情勢にあった体制をつくります。	年１回以上	A
	生活困窮者支援を通じた地域づくり	ニートや引きこもりの状態にある若者に対し、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送れるように支援します。		A

◆　高齢者福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の各事業評価

基本目標１　いきいき長寿の生活のために

基本施策	計画書にある施策等の内容（事業）	評価
サービスの質の向上	多職種・多機関の参加による地域ケア会議や研修会を開催します。	A
	研修会の情報を介護保険事業所等へ提供します。	A
	苦情窓口の周知を図り、本人や家族が気軽に苦情や意見を言える環境を整備します。	A
多様な住まい	サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム等の見守りや生活上のサービスを利用できる住まいが確保できるよう、事業所と検討の場をもち、働きかけをしていきます。	D
	個別の相談を通して、住宅に関する情報を提供します。	A
医療との連携	医師懇談会、歯科保健連絡会を開催し、町内医療機関との連携を図ります。	B
	大北圏域入退院調整ルールを活用し入退院時支援を行います。	D
	地域ケア会議を開催し、医療関係者と介護関係事業所含め、在宅医療・医療と介護の連携推進について検討します。	A
	個別支援を通し、本人、家族、介護保険等関係事業所で人生の最終段階の過ごし方、支援のあり方を考え、連携を深めていきます。	A
	サロンや公民館活動等、集まりの場を活用し、人生最期の過ごし方について考える機会を作ります。	A
家族・介護者への支援	介護に関する相談窓口を周知し、早い段階から相談に応じます。	A
	職員の相談への対応力向上を目指し、研修会等に参加します。	A
	仕事と介護の両立方法、親の介護予防について考えるきっかけとなるような学習の機会をつくります。	B
	家族・介護者の状況や希望を把握するため、アンケート等を実施します。	B
	重度介護高齢者（要介護４、５の認定者、認知症自立度Ⅲ以上）を介護している方へ在宅介護者給付金を支給します。	A
	介護者が自身の健康への関心をたかめ自らの健康増進をはかるため在宅介護者給付金支給時に健康加算金を支給します。	A
地域包括支援センターの運営・機能強化	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種、常勤専従職員各１名以上を配置し業務を進めます。	A
	認知症地域支援推進員を配置し、「認知症施策の充実」に登載した事業を展開します。	C
	職員の総合相談力、地域課題の発見力、対応力等が向上し、専門性を高めることができるよう、研修の機会を確保します。事業者連絡協議会、県、職能団体等の主催する研修会へ参加および参画します。	A
	個別の支援、地域ケア会議等の会議、研修会等を通じて、関係事業所との連携強化を図ります。	A
	包括内で連携をとり、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、老人福祉計画に登載した各事業を推進します。	B
	介護予防支援について、居宅介護支援事業所へ委託し実施していく。マネジメントについては、自立支援・重度化防止を意識したマネジメントの作成依頼をします。	A

基本目標２　暮らしを支え合うまちづくり

基本施策	計画書にある施策等の内容（事業）	評価
健康寿命の延伸 ～ 一般介護予防事業 （地域支援事業） の展開 ～	健診未受診者に受診を勧奨します。	A
	国保・国保外の方へ訪問します。	B
	要介護認定者への生活習慣病予防を意識付けしていきます。	B
	血管を守る教室を開催します。	C
	運動教室参加者を対象に口腔機能低下予防事業を実施します。	A
	生活習慣病予防が認知症予防につながることを伝えていきます。	B
	介護予防対象者施策の運動教室を開催し、骨筋を守ることの重要性を伝えていきます。	B
	閉じこもり、うつ予防のため、カウンセリング、訪問対応します。	B
	ふれあいいきいきサロン、デイサービスの開放（お茶のみ）、町民活動団体の情報を案内、周知します。	B
	理学療法士が自宅や事業所等への訪問、体操教室へ訪問することで、地域のリハビリテーション活動を支援します。	A
いきがいづくり・ 社会参加の促進・ 閉じこもり予防	高齢者向けの講座を開催し、学習の機会や地域活動等の情報を提供します。	B
	いきがいづくりや仲間づくりの実践の場としてシニア大学の受講をすすめます。	C
	老人クラブの活動を支援します。	B
	シルバー人材センターを通して就労機会を提供し、地域活動のきっかけにつなげます（シルバーを紹介）。	B
	ふれあいいきいきサロンを充実していきます。	C
	高齢者の仲間、居場所づくりの取組みを支援します。	B
	高齢者の支え合い拠点施設を整備します。	A
	閉じこもりがちな方の相談を通し、原因を把握し、対策を検討します。	B
	公共交通機関の利用が困難な方には福祉輸送やその他民間の介護タクシーの情報を提供します。	B
	移動に不便を感じている高齢者の実態把握し、関係機関へ発信します。	A

基本目標２　暮らしを支え合うまちづくり

基本施策	計画書にある施策等の内容（事業）	評価
生活支援のための施策	支え合い、助け合いを考えるきっかけを広げるため、講演会、事例発表会、標語作りなど、理解を図る機会を作ります。	B
	「支え合い・助け合いを広げる協議体」を開催し、今後の池田町の目指す地域像を見出し、できることを協議します。	B
	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の支え合い、助け合いの活動を把握し、生活支援の活動に繋げていきます。	A
	支え合い・助け合い活動の様子を周知し始めるための手引きを作成します。	A
	個別の相談、地域ケア会議、地域の集まりの場へ出向くことで地域課題を把握します。	A
認知症施策の充実	「認知症を考える講演会」を開催します。	B
	認知症サポーター養成講座を開催し、見守り・応援者であるサポーターを増やします。	D
	広報誌や町のホームページを通して相談窓口を周知します。	A
	認知症の病状や症状について興味がある方、介護予防について知りたい方、相談をしたい方等が認知症について学び、情報交換をしたり、相談を気軽にできる機会をつくります。	A
	包括、サービス提供事業所の認知症ケアに対するスキルアップを図ります。	A
	推進員を中心に、認知症施策の推進を図ります。	C
	若年性認知症の方、認知症の診断を受けた方（初期～重度）が地域でいきいきと生活できるために社会資源を発掘し、情報提供していきます。	D
	認知症ケアパスを活用し、住民の方の不安、混乱が少しでも軽減できるよう相談に対応します。	C
	個別支援を通し、見守りネットワークを構築し企業・住民と関係機関の連携を強化し認知症の診断を受けた方・その家族等を支えます。	D
	民生委員との連携を強化します。	A
	支援者同士を繋ぐネットワークの構築のため、個別支援、会議、事業や研修会等を通して連携を強化します。	B
	権利擁護に関する相談について、成年後見支援センターと協力し、相談に対応します。	A
	平成30年4月、北アルプス連携自立圏協定により大町市に認知症初期集中支援チームを設置します。	A
介護サービスの基盤整備	地域ケア会議や集まりの場を活用し、住民や事業所の介護サービスに関するニーズを把握します。	A
	把握した地域課題を事業所や住民へ伝え、共有していきます。	A

基本目標３　強い絆を育むために　支え合い体制の構築

基本施策	計画書にある施策等の内容（事業）	評価
権利擁護	北アルプス成年後見支援センターや社会福祉協議会等と協力し、住民向けに権利擁護等に関する学習の機会を設けます。	A
	後見センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等関係機関と連携し、権利擁護に関する相談に対応します。	A
	権利擁護に関する制度、サービス、相談窓口について啓発活動を行います。	A
	成年後見申立てについて、申立人が不在な方へ町長申立てを行います。	A
	後見人等報酬の負担が経済的に困難な方に対して報酬の助成を行います。	A
	家庭の事情により、在宅生活が継続できない方に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。	A
	地域ケア会議を通して、成年後見、虐待等権利擁護に関する取組みを協議します。	C
	虐待防止（不適切ケアの防止）、早期発見の理解を深めるために住民、関係者を対象とした研修会等を開催します。	D
高齢者の虐待の防止と対応	外部研修を受講しながら、町の虐待対応力の向上に努めます。	C
	高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルを活用し、対応します。	B
	虐待要因の解消のため、介護者・家族の孤立防止に向けた取組みを行います。	A
	高齢者の命と生活をまもるために、必要に応じ、適切に老人福祉法の措置を行います。	A
孤独死の防止・緊急時の支援	地域福祉、地域共生社会の実現に向けた講演会を開催し、住民、民間事業者等に理解してもらう機会をつくります。	B
	個別の緊急対応時、速やかに支援につながるよう、キーパーソンとなる人の連絡先を把握します。	B
	民生児童委員による福祉台帳の作成により、緊急時に備えます。	A
	緊急通報システムが活用し、できるよう、相談対応時に情報を提供します。	A
	親族のいない方への緊急時、死亡時の対応についてマニュアルを作成します。	D
災害時の支援	防災に関するマニュアルを理解し、災害時の対応に備えます（全職員に促す）。	A
	避難行動要支援者名簿を毎月更新します。	A
	防災、災害時対応に関する研修会へ参加します。	A
	各自主防災会が災害時住民支え合いマップを作成し、活用できるよう協力・支援します。	B
	関係機関と連携して、自主防災会を含めた支援の知識を学ぶ機会を提供します。（防災に関する講演会）	D
	避難行動要支援者の避難を想定した総合防災訓練ができるよう自主防災会へ働きかけます。	A
	社会福祉施設が被災住民を支えることができる体制を整備できるよう、地域ケア会議において防災をテーマに協議します（年１回以上）。	C
	感染症の大規模発生に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画に添い対応します。	A
地域共生社会の実現に向けた取組みの推進	地域福祉、地域共生社会の実現に向けた講演会を開催し、住民、民間事業者等と一緒にめざす社会のあり方を考えます。地域で課題を解決できるために、各自ができることを考え、役割をはたします。	D
	職員、民生委員等について、それぞれの分野を超えた総合的な相談対応力をつけるため、研修会等へ積極的に参加します。	C
	地域ケア会議を活用し、住民と一緒に地域課題や新たな社会資源の発掘をしていきます。	C
	小さな拠点事業の整備をします。	D

◆　障がい福祉サービスの体系

〈 障害者総合支援法の仕組みとサービス 〉

障害者総合支援法では、障がい者への福祉サービスは、基本的なサービスの種類が想定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」とに分かれています。※　厚生労働省ホームページより抜粋

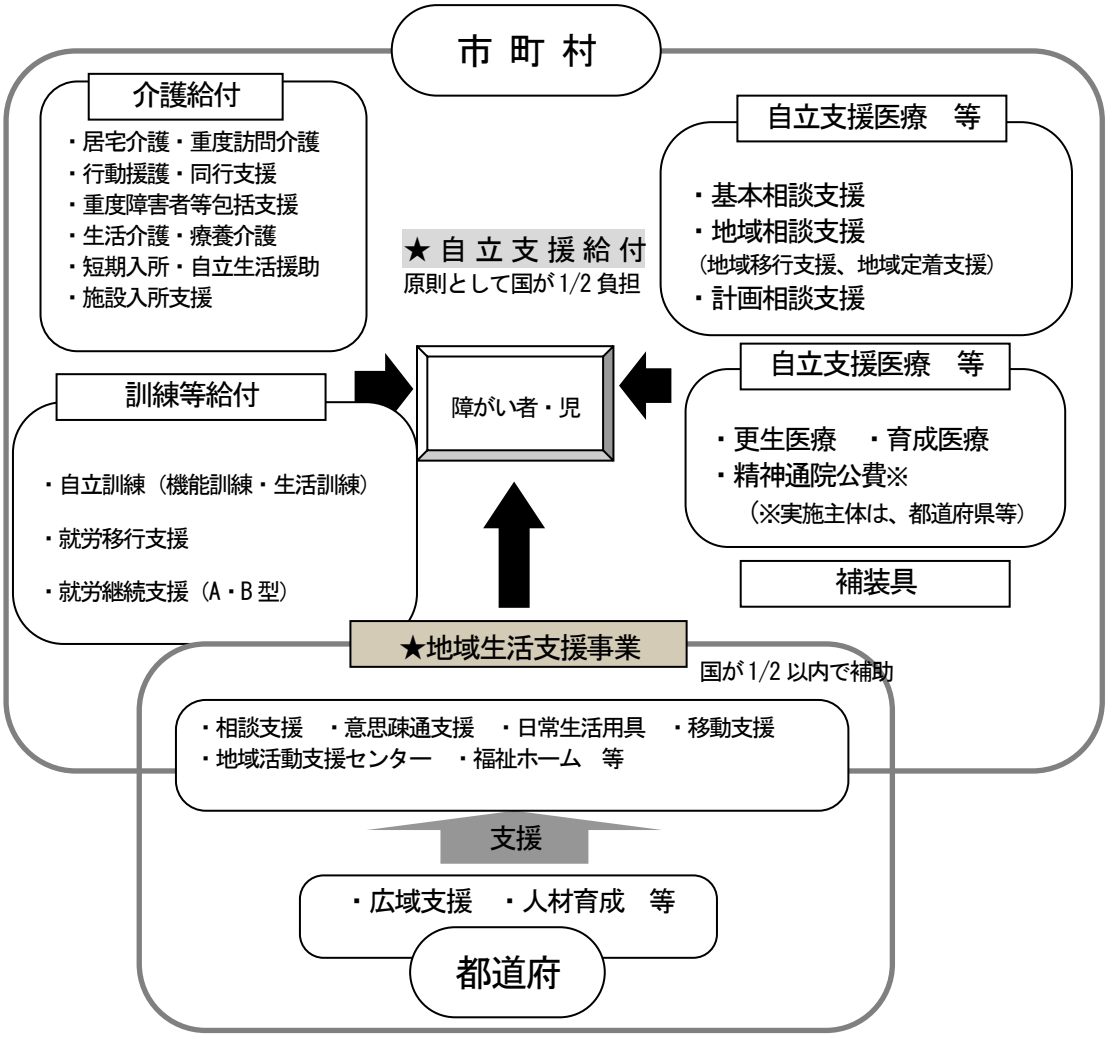

〈 児童福祉法のサービス 〉

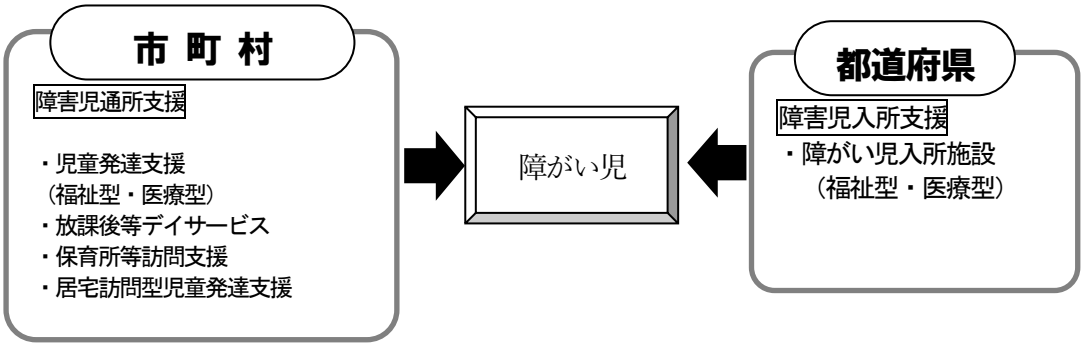

■福祉サービスの内容

１．介護給付　（障害者支援区分認定が必要）

サービス種類	支援内容
居宅介護 （ホームヘルパー）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移乗に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、医療上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある方が一人暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあい等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

２．訓練給付（障害者支援区分認定は必要としない）

サービスの種類	支援内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型＝雇用型 B 型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA 型と、雇用契約を結ばないB 型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問等必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている（支援区分認定者）方には介護サービスも提供します。

３．自立支援医療

サービスの種類	支援内容
更生医療・育成医療	身体上の障がいの程度を軽減又は除去することによって、日常生活能力を回復させることを目的とする医療制度です。（18 歳以上が更生医療、18 歳未満が育成医療）
精神通院公費	精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた部分を公費負担します。

４．地域生活支援事業

サービス種類	支援内容
相談支援	障がいのある人や児童、その保護者等の様々な相談に応じます。
意思疎通支援 （ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援）	聴覚障がい者が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。
日常生活用具の給付	重度障がい者に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター	障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るための場所です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行います。
日中一時支援	障がい者及び障がい児の日中における活動の場を提供し、一時的に見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うことにより、障がい者等を介護している家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

５．児童の通所支援

内　容	日常生活における基本的な生活能力の向上や集団生活、社会との交流を図ることが出来るよう、指導・訓練等必要な支援を行います。	
支援方法	児童発達支援 （福祉型・医療型）	未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適用できるよう指導、訓練、治療を行う事業所です。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることのできるよう指導、訓練を行う事業所です。
	保育所等訪問支援	保育園等を利用しているまたは利用予定の障がい児が、保育所等における集団生活に適用するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問し、支援することにより、保育所等の安定した通園を支援行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいがあるため通所での支援利用が困難な障がい児に対して、自宅を訪問して発達支援を行います。

■「障害者虐待防止法」とは・・・

障がい者への虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者の権利を護るためつくられた法律です。（平成 24 年 10 月 1 日施行）

【この法律の対象なる障がい者】

身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

【障がい者虐待の種類】

① 養護者による障がい者虐待
② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待
③ 使用者による障がい者虐待

【虐待防止施策】

1 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定が定められています。
2 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方に速やかな通報が義務付けられているとともに、障がい者虐待防止等に係る具体的な仕組みが定められています。
3 就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けています。

■「障害者差別解消法」とは・・・

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としてつくられた法律です。（平成 28 年 4 月 1 日施行）

【障がいを理由とする差別】

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で、必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

【法律のポイント】

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
行政機関（国・地方公共団体等）	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

■「発達障がい」って何だろう？

「発達障がい」は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが主なものです。

コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手で、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。

また、複数の障がいが重なって現われることもあり、障がいの程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は異なり、多様です。

■主な発達障がいの種類と内容

<table>
<tr><td rowspan="4">広汎性発達障害</td><td colspan="2">コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関係する発達障がいの総称で、自閉症、アスペルガー症候群ほかの発達障害を含みます。</td></tr>
<tr><td>自閉症</td><td>「発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障がいで、３歳までには何らかの症状がみられ、半数以上は知的障がいを伴います。</td></tr>
<tr><td>高機能自閉症</td><td>自閉症のうち知能に遅れを伴わないもので、特徴は自閉症と同じです。</td></tr>
<tr><td>アスペルガー症候群</td><td>「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障がいが分かりにくいのですが、成長とともに不器用さがはっきりしてきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">注意欠陥多動性障害
AD/HD：
Attention-Deficit/
Hyperactivity-
Disorder</td><td colspan="2">「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などが特徴で、通常７歳以前に現われます。</td></tr>
<tr><td>行動障害</td><td>「社会のルールを守れない」「他の人に迷惑や危害を与える」という特徴があります。</td></tr>
<tr><td>学習障害
LD：
Learning Disorders</td><td colspan="2">全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。</td></tr>
</table>

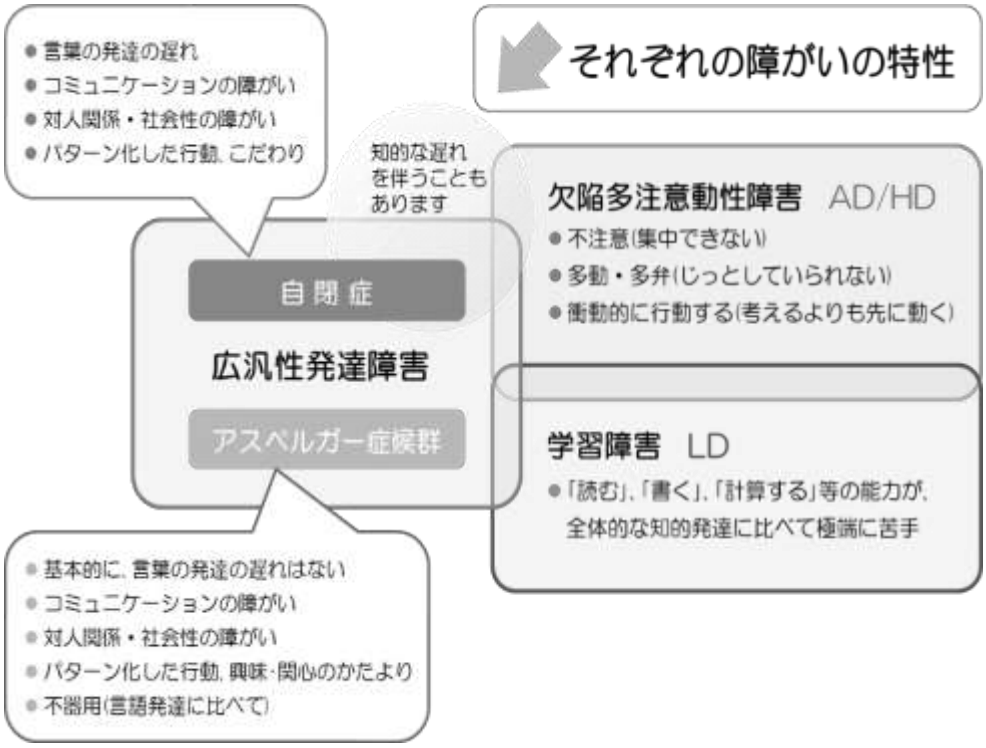

政府広報オンラインお役立ち情報等から抜粋

発達障がいは、症状が似ている、複数の障がいを抱えていることなどから判断が難しいケースがよく見られます。しかし、「社会的スキル(技術・方法)」を、具体的に繰り返し学ぶことにより社会生活への適応力を高めることができます。

■《 用語解説 》

【あ行】

○ 運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第 83 条に基づき県の社会福祉協議会に設置されている機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋等を行う。

○ SST（ソーシャルスキルトレーニング）

人が社会で他の人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のこと。発達障がいのある子どもなどに対し効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられる。

【か行】

○ 虐待

一般的に、力の強い者が、抵抗する力がないかきわめて弱いものに対して、心身に傷を負わせ、基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為が虐待であると考えられる。基本的人権には自由権的基本権（生命、自由、幸福追求）や社会的基本権（社会権、生存権）などがある。簡便な判断基準としては、「自分がされて嫌なことは、虐待の可能性がある」と考えられる。虐待の種類として主なものは、以下のとおり。

①身体的虐待：殴る、蹴る、突き飛ばすなど身体に外傷・内出血・打ち身・ねんざ・骨折等の傷跡が残るような好意や意思に反しての身体的な拘束をする行為。

②育児・介護等の放棄：適切な衣食住の世話をせず放置、病気なのに医者に見せない、戸外に締め出すなどの健康維持・日常生活への援助がされない行為。

③性的虐待：性的ないたずらをする、性行為の強要などの行為。

④心理的虐待：働きかけに応えず無視する行為や言葉による暴力（侮辱・脅迫等）、配偶者等に対する暴力を日常的に見せるなどの行為。

⑤経済的虐待：高齢者・障がい者に対し、年金等の現金を渡さず、取り上げてしまう行為や、配偶者に対して生活費を渡さない行為。

○ 虐待防止センター

平成 23 年６月 17 日に「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立。障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められた。ともに市町村や県は、障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされている。池田町では、平成 24 年 10 月１日に設置。

○ 居住系サービス

24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスに分けられている。居住系サービスは生活の場におけるサービスであり、日中系サービスと組み合わせて利用することが望まれている。サービスとしては、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援がある。

○ 権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表現することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

○ コーチング
　未来に向けて相手の行動を変容を促し、自ら問題解決していけることを目的とした技法のひとつ。発達障がいの方への支援の方法としても用いられている。

○ コーディネーター
　関係する様々な要素（機関・人）の間を調整してものごとを１つにまとめあげる係や職業のこと。

○ 国際生活機能分類（ＩＣＦ；International Classification of Functioning , Disability and Health）
　2001 年 5 月の世界保健機関（WHO）の総会で採択された分類。健康状態、機能障がい、活動、参加、背景因子（環境因子と個人因子）の双方向の関係概念として整理され、これまでの否定的・マイナス的な表現から、中立的・肯定的な表現となっている。

【さ行】
○ 支援費制度
　行政が身体障がいまたは知的障がいのある方を対象とする福祉サービスの内容やサービス提供事業者を決定していた従来の措置制度に替わり、平成 15 年度から利用者の申請に基づき、市町村が決定したサービスし給料の範囲内で利用したい事業者を利用者自らが選び、利用契約を結んでサービスを受ける制度。平成 18 年４月からは、障害者自立支援法に移行。

○ 指定一般相談支援事業者
　都道府県知事等から指定を受け、施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者・その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居や地域生活に移行するための相談支援を行う（地域移行支援）。また、居宅において単身で生活する障がい者や、同居している家族等が障がい・疾病のため緊急時等の支援が見込まれない障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談支援を行う者。（地域定着支援）

○ 指定特定相談支援事業者
　市町村長から指定を受け、利用者または障がい児の保護者の選択に基づき、福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供できるよう配慮して事業を行う者。サービス等利用計画を作成し、サービス利用支援を行う。

○ 障害者基本法
　障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年に改正され、何人も障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。
　また、平成 23 年８月に改正され、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」とされている。

○ 障害者雇用率制度
　障がい者の雇用の促進等に関する法律に定められており、障がい者（身体、知的、精神）について、一般就労者と同じ水準において、常用労働者となりえる機会を与えることとし、常用

労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障する制度。

○ 障害者自立支援法

平成 18 年４月１日より施行。３障害（身体・知的・精神）の障害者施策を一元化し、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化と支給決定の透明化・明確化、また安定的な財源確保を目的としている。平成 25 年４月からは、障害者総合支援法に移行。

○ 障害者総合支援法

障害者自立支援法が一部改正され、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律」として、平成 25 年４月１日より施行。障害福祉サービスに加えて、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行う。また、障がい者の定義に「難病」が追加された。

○ ジョブコーチ

就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場に行き、共に作業したり休憩時間を過ごし、障がいのある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする者。障がいのある人への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的としている。

○ 自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価、具体的な困難な事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関によるネットワークの構築などあげられる。

○ ソーシャルインクルージョン

ソーシャルインクルージョンは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念である。EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除（失業、技術および所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人、あるいは地域）に対処する戦略として、その中心的政策課題のひとつとされている。

○ ソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）

ソーシャルスキルとは、「社会性また体験を通じて学んだ人づきあいの方法」のこと。ソーシャルスキルトレーニングとは、認知行動療法に位置づけられる新しい治療方法で、対人関係を中心とする社会生活技能や、疾病の自己管理技能、身辺自立に関わる日常生活技能を高める方法が開発されています。精神障がいや発達障がいを持つ方に活用されている。

【た行】

○ 大北圏域障害者総合支援センター「スクラム･ネット」

身体・知的・精神の３障がいの相談に対応する総合支援センターのこと。長野県内に圏域ごとに 10 か所あり、障がいのある人が地域で安心して生活できるようコーディネーターやワーカーが、面接・訪問等により支援しています。

○ 大北圏域障がい者就業・生活支援センター「しぇるぱ」
就職を希望している障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業面及び生活面を一体的に支援する機関。

○ 地域移行支援
障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者が地域生活に移行する際の相談や支援等の援助。

○ 地域定着支援
単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、障がいの特性により生じた緊急の事態に相談等を行う支援

○ 地域福祉権利擁護事業
社会福祉法第 81 条の規定に基づき、都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業、当該事業に従事する者の資質向上のための事業ならびに福祉サービス利用援助事業に関する普及・啓発を行う事業をいう。

○ てんかん
さまざまな病因によって起こる慢性の脳障がいで、大脳の神経細胞の過剰な発射が起こり、それによってけいれん、欠伸、脱力、幻聴などさまざまな症状が繰り返し見られる病態。発症率は 100 人に１人と言われており、適切な治療で、発作を 70～80%の人でコントロール可能です。

○ 特別支援教育
従来の特殊教育の対象の障がいだけではなく、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）、高機能自閉症等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

○ トライアル雇用（制度）
ハローワークが紹介する特定の労働者（「障がい者」、「30 歳未満の若年者」、「45 歳以上の中高年齢者」、「母子家庭の母等」、「日雇労働者・ホームレス」）を最大３か月間思考的に雇用して、企業と労働者が相互に適正を判断、その後常用採用するという制度をいう。トライアル雇用は、通常であれば面接や試験によってしか見極めることができない労働者の能力を、常用採用前に実際の業務で判断することができる。このメリットが労働者を採用するハードルを引き下げる。また、労働者にとっても正式に入社する前にその企業の業務内容等を事前に判断することができる。

【な行】
○ 日常生活自立支援事業
認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う事業で、その者の権利擁護に資することを目的としている。

○ 日中活動系サービス

24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスに分けられている。二注活動系サービスは、その名称のとおり昼間の活動を支援するサービスであり、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援がある。

○ ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北米から世界へ広まった障がい福祉の最も重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生き活動する社会こそノーマルな社会であるという考え。

【は行】

○ バリアフリー新法

2006 年に施行された高齢者・障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律。一般的、総合的なバリアフリー施策の推進のため、バリアフリーの建物の建築を促進する「ハートビル法」と、公共機関のバリアフリー化を推進する「交通バリアフリー法」が統合・拡充されたもの。身体障がい者のみならず、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含むすべての障がい者に、建物・交通機関の移動の円滑化を図るものである。

また、道路、路外駐車場、都市公園が対象に追加され、新設・改良時のバリアフリー化を義務づけ、これら既存施設や百貨店、病院、福祉施設など既存建物のバリアフリー化も努力義務の対象に。さらに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」も規定されている。

○ ハローワーク（公共職業安定所）

職業安定法に基づき、労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うために、全国的体系で組織・設置されている総合的雇用サービス機関。

○ ピアサポート

同じような立場の人にいるサポート。障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題解決等を支援したりする活動のこと。

○ ペアレントトレーニング

行動変容の理論に基づいて子どもの良い行動に注目し、子どもの良い面を増やし広げるための方法です。両親を対象とし、注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）を持つ子どもを支援する方法の一つとしてアメリカで開発されました。現在では、ＡＤ／ＨＤに限らず応用されています。

○ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

○ 訪問系サービス

訪問系サービスは、従来より実施されている居宅介護を中心としたサービスです。そのほか、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があり、居宅介護・行動援護は平成 18 年 4 月より給付となり、重度訪問介護・重度障害者等包括支援は同年 10 月より給付となっています。

○ 補装具

身体障がい者の身体の一部の欠損または機能障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いる器具の総称。

○ ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【や行】

○ 要約筆記

中途失聴・難病者等の意思伝達を仲介すると共に大会等の場において講演内容等を頭上投影機（ＯＨＰ）など利用して要約筆記をする。

【ら】

○ 療育

心身に障がいのある児童（障がい児）に対し、早期に適切な治療等を行い、障がいの治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

◆池田町福祉計画　策定の経過

◇策定委員

池田町総合福祉センター運営委員会　委員（任期：令和2年12月1日～令和4年11月30日）

所属等			職　名	氏　名
1	保健・福祉・医療関係	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	所長	松井　幸夫
2		池田町社会福祉協議会	事務局長	井上　賢一郎
3		社会福祉法人信濃の郷　白樺の家	施設長	矢口　貞子
4		特別養護老人ホーム　ライフ	施設長	小林　千子
5	町議会議員	池田町議会総務福祉委員会	委員長	矢口　稔
6		池田町議会総務福祉委員会	副委員長	横澤　はま
7	各種団体等	池田町民生児童委員協議会	会長	中山　　博
8		池田町老人クラブ連合会	会長	太田　洋介
9		池田町女性団体連絡協議会	理事	吉井　惠子
10		池田町ボランティア活動連絡会	会長	立野　　泰
11		福祉を考える会	会長	宮澤　玉枝
12		学識経験者	協力員	瀧澤　洋子
13	学識経験者	長野県安曇養護学校	学校長	松嶋　則行
			人数合計	13名

◇策定経過

令和2年12月3日　　第1回池田町総合福祉センター運営委員会

池田町福祉計画（案）について

令和3年1～2月　　パブリックコメント

募集期間：令和2年12月21日～令和3年1月21日

募集の周知方法：池田町ホームページ掲載

池田町総合福祉センター・交流センターかえでに計画書設置

資料の閲覧場所：池田町総合福祉センター・交流センターかえで

提出者：なし

令和3年2月10日　　第2回池田町総合福祉センター運営委員会

委員による意見、計画修正

同日　委員長より町長へ本計画提出

令和3年2月26日　　池田町議会全員協議会

◇事務局

1	理事者	町長	甕　　聖章
2		副町長	小田切　隆
3	健康福祉課	健康福祉課長	宮本　瑞枝
4		課長補佐兼福祉係長	井口　博貴
5		地域包括支援センター長	平川　和代
6		地域包括支援センター主任	塩原　舞子
7		多世代相談センター長	黒岩　大輔
8		福祉係主事	塩原　綾香
9		福祉係主事補	細川　敬広